下 水 道 土 木 工 事 共 通 仕 様 書

平 成 ２ ０ 年 　 ３ 月

仙 台 市 建 設 局

目　　　　　　次

第１章　共　通

第１節　　総　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２節　　材　料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　管　路

第１節　　適　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２節　　適用すべき諸基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第３節　　管きょ工(開削)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第４節　　管きょ工(小口径推進)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第５節　　管きょ工(推進)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第６節　　管きょ工(シールド)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第７節　　管きょ工(更生(補修))・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第８節　　マンホール工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第９節　　特殊マンホール工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第 10 節　 取付管及びます工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第 11 節　 地盤改良工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第 12 節　 付帯工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第 13 節　 立坑工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第３章　処理場・ポンプ場

第１節　　適　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第２節　　適用すべき諸基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第３節　　敷地造成工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第４節　　法面工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

第５節　　地盤改良工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第６節　　本体作業土工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第７節　　本体仮設工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第８節　　本体築造工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第９節　　場内管路工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第 10 節　 吐口工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

第 11 節　 場内・進入道路工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第 12 節　 擁壁工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

第 13 節　 場内植栽工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第 14 節　 修景池・水路工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

第 15 節　 場内付帯工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第 16 節　 構造物撤去工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

第４章　参考資料
第１節　施工計画書作成例(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第２節　地下埋設物調査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第３節　工事保安施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
第４節　工事竣工図作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第５節　テストハンマー強度試験方法・・・・・・・・・・・・・・・・・114
第６節　工事記録写真撮影方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第７節　管埋設シートの設置方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
第８節　工事請負契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
第５章　提出書類様式
第１節　提出書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
第２節　様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157

第１章　共　　通

下水道土木工事共通仕様書は，仙台市建設局が発注する下水道工事，その他これらに類する工事に係る工事請負契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈と運用を図るとともに，その他必要な事項を定め，もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

工事の実施に当たっては，本仕様書を第一とし，次に共通仕様書（土木工事編）（仙台市設計基準策定委員会決定）を準用するものとする。

第１節　総　則

本節は，**共通仕様書（土木工事編）第１編　第１章　総則**の規定によるものとする。

第２節　材　料

本節では，下水道材料以外は**共通仕様書（土木工事編）第１編　第２章　第１節　適用から第１５節　その他の規定**によるものとする。

１－２－１　下水道材料

１．請負者は，使用する下水道材料については，施工前に監督員に**承諾**を得るとともに，材料の品質証明書を整備，保管し，監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

２．請負者は，使用する下水道材料については，「仙台市下水道局下水道用（土木関係）二次製品検査基準　平成 20 年 4 月」に基づく，二次製品検査済証の交付を受けた材料でなければならない。

３．請負者は，使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは，これと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート管

JSWAS A-1(下水道用鉄筋コンクリート管)
JSWAS A-2(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)
JSWAS A-5(下水道用鉄筋コンクリート卵形管)
JSWAS A-6(下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管)
JSWAS A-9(下水道用台付鉄筋コンクリート管)

(2) ガラス繊維鉄筋コンクリート管

JSWAS A-8(下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管)

(3) 硬質塩化ビニル管

JSWAS K-1(下水道用硬質塩化ビニル管)
JSWAS K-3(下水道用硬質塩化ビニル卵形管)
JSWAS K-6(下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)
JSWAS K-13(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)

(4) 強化プラスチック複合管

JSWAS K-2(下水道用強化プラスチック複合管)
FRPM K201J(下水道推進工法用強化プラスチック複合管)

(5) レジンコンクリート管
JSWAS K-11(下水道用レジンコンクリート管)
JSWAS K-12(下水道推進工法用レジンコンクリート管)
(6) ポリエチレン管
JSWAS K-14(下水道用ポリエチレン管)
JSWAS K-15(下水道用リブ付ポリエチレン管)
(7) 鋼　　管
JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）
JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管の異形管）
JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)
JIS G 3455(高圧配管用炭素鋼鋼管)
JIS G 3456(高温配管用炭素鋼鋼管)
JIS G 3457(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)
JIS G 3460(低温配管用鋼管)
(8) 鋳　鉄　管
JSWAS G-1（下水道用ダクタイル鋳鉄管）
JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)
JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）
JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）
(9)セグメント
JSWAS A-3, A-4（下水道シールド工事用標準セグメント）
JSWAS A-7（下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント）
(10)標準マンホール側塊
JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
(11)足掛金物
設計図書または「**下水道施設構造等標準図　平成９年10月**」に定める規格に適合するものとする。
(12)鋳鉄製マンホールふた
仙台市型人孔鉄蓋　仕様書
JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）
JSWAS G-4(下水道用鋳鉄製マンホールふた)
(13)組立マンホール
設計図書または「**下水道施設構造等標準図**」に定める規格に適合するものとする。

(14)小型マンホール

JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール）

JSWAS K-10(下水道用レジンコンクリート製マンホール)

JSWAS A-10(下水道用コンクリート製小型マンホール)

※ただし，使用にあたっては監督員と協議すること。

(15)プラスチック製ます

JSWAS K-7(下水道用硬質塩化ビニル製ます)

JSWAS K-8(下水道用ポリプロピレン製ます)

(16)コンクリート製ます

設計図書または**下水道施設構造等標準図**に定める規格に適合するものとする。

(17)コンクリートふた

JIS A 5506(下水道用マンホール)

(18)鉄ふた

設計図書または**下水道施設構造等標準図**に定める規格に適合するものとする。

JIS G 5502(球状黒鉛鋳鉄品)

JSWAS G-3(下水道用鋳鉄製防護ふた)

JSWAS G-4(下水道用鋳鉄製マンホールふた)

(19)ステンレス材及びアルミ材

JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）

JIS G 4303（ステンレス鋼棒）

JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板）

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板）

JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

(20)止水板

JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）

第２章　管　　路

第１節　適　用

１．本章は，管路工事における管きょ工（開削），管きょ工（小口径推進），管きょ工（推進），管きょ工（シールド），管きょ工（更生（補修）），マンホール工，特殊マンホール工，取付管及びます工，地盤改良工，付帯工，立坑工その他これらに類する工種について適用するものである。

２．本章に特に定めのない事項については，**共通仕様書（土木工事編）**の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

１．請負者は，**設計図書**において特に定めのない事項については，下記の基準類によらなければならない。

建設省	建設工事公衆災害防止対策要綱	（平成 5 年 1 月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成 14 年 8 月）
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	（昭和 61 年 6 月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和 49 年 7 月）
建設省	薬液注入工事に係わる施工管理について	（平成 2 年 9 月）
建設省	仮締切堤設置基準（案）	（平成 10 年 6 月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成 14 年 5 月）
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	（2001 年版）
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	（2004 年版）
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	（1989 年版）
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	（2006 年版）
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	（2003 年版）
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	（2004 年版）
土木学会	トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説	（平成 18 年 7 月）
土木学会	トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説	（平成 18 年 7 月）
土木学会	トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説	（平成 18 年 7 月）
土木学会	コンクリート標準示方書（構造性能照査編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（基準編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針（案）	（平成 12 年版）
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	（平成 11 年 3 月）
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	（平成 11 年 3 月）
日本道路協会	道路土工一排水工指針	（昭和 62 年 6 月）
日本道路協会	道路土工一施工指針	（昭和 61 年 11 月）
日本道路協会	道路土工一軟弱地盤対策工指針	（昭和 61 年 11 月）
日本道路協会	アスファルト舗装要綱	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会	簡易舗装要綱	（昭和 54 年 10 月）
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	（昭和 59 年 2 月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成 19 年 6 月）
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成 13 年 9 月）

第３節　管きょ工（開削）

２－３－１　一般事項

本節は，管きょ工（開削）として管路土工，管布設工，管基礎工，水路築造工，管路土留工，埋設物防護工，管路路面覆工，補助地盤改良工，開削水替工，地下水低下工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－３－２　管路土工

（施工計画）

１．請負者は，管きょ工（開削）の施工にあたって，工事着手前に施工場所の土質，地下水の状況，地下埋設物，その他工事に係る諸条件を十分調査し，その結果に基づき現場に適応した**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し，試掘調査の結果に基づいて路線の中心線，マンホール位置，埋設深，勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は，監督員と**協議**のうえ試験掘りを行わなければならない。

（管路掘削）

３．請負者は，管路掘削の施工にあたり，特に指定のない限り地質の硬軟，地形及び現地の状況により安全な工法をもって**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

４．請負者は，床掘仕上がり面の掘削においては，地山を乱さないように，かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

５．請負者は，床掘箇所の湧水及び滞水などは，ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

６．請負者は，構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり，周辺地盤のゆるみ，沈下等の防止に注意して施工し，必要に応じ，当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。

７．請負者は，諸材料，諸設備その他の準備が整った後でなければ，掘削に着手してはならない。また，一時に全区間にわたって掘削することなく，工事進捗上支障のない限り 30m程度を標準とし，順次掘削，管布設，埋戻しの繰返しを行うよう努めなければならない。

８．請負者は，掘削のうち掘り過ぎとなった部分は，監督員の**指示**に従い，砂，砕石あるいはコンクリート等で入念に埋戻さなければならない。

９．請負者は，掘削終了後は，構造物設置前に監督員の**確認**を受けなければならない。

10. 請負者は，掘削土を，原則として道路上に堆積してはならない。ただし，監督員の**承諾**を得て道路上に置く場合は，必ず片側に置き，土砂の散乱を防止するとともに，民家の出入り口に支障がないようにしなければならない。

（管路埋戻）

11. 請負者は，埋戻し材料について，良質な土砂又は**設計図書**で指定されたもので監督員の**承諾**を得たものを使用しなければならない。
12. 請負者は，埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には，施工前に排水しなければならない。
13. 請負者は，埋戻しの施工にあたり，土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。
14. 請負者は，埋戻し作業にあたり，管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
15. 請負者は，埋戻しの施工にあたり，管の両側より同時に埋戻し，管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないよう十分突固め，特に管の周辺及び管頂 30㎝ までは注意しなければならない。
16. 請負者は，埋戻しを施工するにあたり，**設計図書**に基づき，各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように，必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。
17. 請負者は，埋戻しにあたり，埋戻し箇所の残材，廃物，木くず等を撤去し，一層の仕上り厚は，30㎝ 以下（道路下 20㎝ 以下）を基本とし埋戻さなければならない。
18. 請負者は，掘削溝内に埋設物がある場合には，埋設物管理者との協議に基づく防護を施し，埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。
19. 請負者は，埋戻し路床の仕上げ面は，均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。
20. 請負者は，埋戻し材料を仮置きする場合には，降雨及び降雪による材料の品質低下の防止，風による粉塵の飛散防止等，十分な対策を講じなければならない。
21. 請負者は，埋戻し後は防塵処理を行い，復旧するまでの期間は，常時，埋戻し路面の維持修繕を行わなければならない。

（発生土処理）

22. 請負者は，掘削発生土の運搬にあたり，運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに，積載量を超過してはならない。
23. 請負者は，発生土処分にあたり，特に処分場を指定した場合は，その指定した場所の提示に従い運搬，処分する。特に指定のない場合は，捨場所，運搬方法，運搬経路等について検討を行い監督員と**協議**しなければならない。また，この場合でも，関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

２－３－３　管布設工

（保管・取扱い）

１．請負者は，現場に管を保管する場合には，第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに，倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。

２．請負者は，硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは，シート等の覆いをかけ，管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。

３．請負者は，接着剤，樹脂系接合剤，滑剤，ゴム輪等は，材質の変質を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。

４．請負者は，管等の取扱い及び運搬にあたって，落下，ぶつかり合いがないように慎重に取扱い，放り投げるようなことをしてはならない。また，管等と荷台との接触部，特に管端部には，クッション材等をはさみ，受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。

５．請負者は，管の吊りおろし及び据付については，現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

（管布設）

６．請負者は，管の布設にあたって，所定の基礎を施した後に，原則として上流の方向に受口を向け，他方の管端を既設管に密着させ，中心線，勾配及び管底高を保ち，かつ漏水・不陸・偏心等が生じないよう施工しなければならない。

（鉄筋コンクリート管）

７．請負者は，鉄筋コンクリート管の布設にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 管接合前，受口内面をよく清掃し，すべり材を塗布し，容易に差し込みうるようにしたうえ，差し口は事前に清掃し，所定の位置にゴム輪をはめ，差し込み深さが確認できるよう印を付けておかなければならない。

(2) 管の接合部は，原則として曲げて施工してはならない。

(3) 使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無，老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。

　なお，検査済みのゴム輪の保管は，暗所に保存し屋外に野積みにしてはならない。

（硬質塩化ビニル管，強化プラスチック複合管）

８．請負者は，硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管の布設にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し，ゴム輪がねじれていたりはみ出している場合は，正確に再装着しなければならない。

(2) ゴム輪接合において接合部に付着している泥土，水分，油分は，乾いた布で清掃しなければならない。

(3) ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差し口管に均一に塗り，管軸に合わせて差し口を所定の位置まで挿入し，ゴム輪の位置，ねじれ，はみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。また，管の挿入については，挿入機又はてこ棒を使用しなければならない。

(4) 滑剤には，ゴム輪接合専用滑剤を使用し，グリス，油等を用いてはならない。

(5) 接着接合においては，差し管の外面及び継手の内面の油，ほこり等を乾いた布で拭きとり，差し込み深さの印を直管の外面に付けなければならない。

(6) 接着接合において，接着剤を受口内面及び差し口外面の接合面を塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また，塗布後水や泥が付かないように十分注意しなければならない。

(7) 接着剤塗布後は，素早く差し口を受口に挿入し，所定の位置まで差し込み，そのままでしばらく保持する。

なお，呼び径 200 以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等によるたたきこみはしてはならない。

(8) 接着直後接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。

（陶管）

９．請負者は，陶管の布設にあたり，下記の規定によらなければならない。

圧縮ジョイント付の管を使用する場合，管底を正確に保つため表示ラベルを上にして並べ，圧縮ジョイントに付着した土砂等を完全に拭い取り，滑剤を塗布し挿入機等にて所定の深さまで引き込み，完全に水密になるようにしなければならない。

（既製く形きょ）

10．請負者は，既製く形きょの布設にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 既製く形きょ工の施工は，基礎との密着をはかり，接合面が食い違わぬように注意して，く形きょの下流側から設置しなければならない。

(2) 既製く形きょの縦締め施工は，**道路土工－カルバート指針　４－２－２**　の規定によらなければならない。

（鋳鉄管）

11．請負者は，鋳鉄管の布設にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。

(2) 管の運搬及び吊りおろしは特に慎重に行い管に衝撃を与えてはならない。また管の据付けにあたっては，管内外の泥土や油等を取除き製造所マークを上にし，管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。

(3) メカニカル継手の継手ボルトの締付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締付けなければならない。また曲管については，離脱防止継手もしくは管防護を施さなければならない。

(4) 配管完了後，所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は，全部取外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。

（切断・穿孔）

12. 請負者は，管の切断及び穿孔にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート管，陶管及びダクタイル鋳鉄管を切断・穿孔する場合，管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し，所定の寸法に仕上げなければならない。

(2) 硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・穿孔する場合，寸法出しを正確に行い，管軸に直角に標線を記入して標線に沿ってのこぎり等で切断・穿孔面の食い違いを生じないように切断しなければならない。

なお，切断・穿孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに，管端内外面を軽く面取りし，ゴム輪接合の場合は，グラインダー・やすり等を用いて規定（15°～30°）の面取りをしなければならない。

（埋設標識テープ）

13. 請負者は，本管の埋戻しに際し，**設計図書**に基づき，管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後，マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。

（マンホール削孔接続）

14. 請負者は，マンホールとの接続にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。

(2) 既設部分への接続に対しては必ず，既設管底及びマンホール高さを測量し，設計指示高さとの照査をし，監督員に**報告**しなければならない。

(3) 接続部分の止水については，特に入念な施工をしなければならない。

２－３－４　管基礎工

請負者は，基礎の施工にあたり，**設計図書**及び**下水道施設構造等標準図**に定めるもの及び施工計画書に明記したもののほか，以下の規定によらなければならない。

（砂基礎）

１．請負者は，砂基礎を行う場合，**設計図書**に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締固めた後管布設を行い，さらに砂を敷き均し，締固めを行わなければならない。

なおこの時，砂は管の損傷，移動等が生じないように投入し，管の周辺には空隙が生じないように締固めなければならない。

（砕石基礎）

２．請負者は，砕石基礎を行う場合，あらかじめ整地した基礎面に砕石を所定の厚さに均等に敷均し，十分に突固め所定の寸法に仕上げなければならない。

（コンクリート基礎）

３．請負者は，コンクリート基礎を行う場合，所定の厚さの砕石基礎を施した後，所定の寸法になるようにコンクリートを打設し，十分締固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

（まくら土台基礎）

４．請負者は，まくら土台基礎及びコンクリート土台基礎を行う場合，まくら木は，皮をはいだ生松丸太の太鼓落し及びコンクリート製のまくら木を使用しなければならない。施工にあたっては，まくら木による集中荷重発生を防止するため，基礎面及び管の下側は十分に締固めなければならない。

（はしご胴木基礎）

５．請負者は，はしご胴木基礎を行う場合，材料は皮をはいだ生松丸太の太鼓落しを使用しなければならない。胴木は端部に切欠きを設け，所定のボルトで接合して連結しなければならない。また，はしご胴木を布設した後，まくら木の天端まで砕石を充填し，十分に締固めなければならない。

２－３－５　水路築造工

（既製く形きょ）

１．請負者は，既製く形きょの施工について，２－３－３　管布設工第 10 項　既製く形きょの布設の規定によらなければならない。

（現場打水路）

２．請負者は，現場打水路の施工について，２－９－３　く体工の規定によるほか下記の規定によらなければならない。

(1) 現場打水路工の均しコンクリートの施工にあたって，沈下，滑動，不陸等が生じないようにしなければならない。

(2) 目地材及び止水板の施工にあたって，付着，水密性を保つよう施工しなければならない。

３．請負者は，現場打水路及び既製開きょについて，原則として下流側から設置するとともに，底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

（柵きょ）

４．請負者は，柵きょの施工については，杭，板，かさ石及びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。

２－３－６　管路土留工

（施工計画）

１．請負者は管路土留工の施工にあたって，工事着手前に施工場所の掘削深さ，土質，地下水位，作用する土圧，載荷重等を十分検討し，その結果に基づいた施工計画書を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，土留工の施工にあたり，交通の状況，埋設物及び架空線の位置，周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに，第三者に騒音，振動，交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう，方法及び作業時間を定めなければならない。

３．請負者は，土留工に先行し，溝掘り及び探針を行い，埋設物の有無を確認しなければならない。

４．請負者は，土留工に使用する材料について，割れ，腐食，断面欠損，曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。

５．請負者は，工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取外し時期については，施工計画書の管理計画に明記し十分注意して施工しなければならない。

（木矢板，軽量鋼矢板土留）

６．請負者は，建て込み式の木矢板，軽量鋼矢板土留の施工にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 矢板は，余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし，矢板先端を施工計画書で示された根入深さまで貫入させなければならない。

(2) バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。

(3) 矢板と地山の間隙は，砂詰め等により裏込めを行わなければならない。

(4) 建て込みの法線が不揃いとなった場合は，一旦引抜いて再度建て込むものとする。

(5) 矢板は，原則として埋戻しの終了後に静的に引抜くこと。

(6) 矢板の引抜き跡については，沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

（建て込み簡易土留）

７．請負者は，建て込み簡易土留の施工にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 建て込み土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。

(2) 土留背面に間隙が生じないよう切梁による調整，または砂詰め等の処置をしながら，建て込みを行わなければならない。

(3) 建て込み土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き，パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。

(4) バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。

（鋼矢板土留）

８．請負者は，H鋼杭，鋼矢板の打込み引抜きの施工にあたり，下記の規定によらなければならない。

(1) 仮設H鋼杭，鋼矢板等の打込みにおいて，打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件，施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。

(2) 仮設鋼矢板の打込みにおいて，埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。導材を設置するなどして，ぶれ，よじれ，倒れを防止するものとし，また隣接の仮設鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。
(3) 仮設矢板の引き抜きにおいて，隣接の仮設矢板が共上りしないように施工しなければならない。
(4) ウォータージェットを併用して仮設H鋼杭，鋼矢板等を施工する場合には，最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。
(5) 仮設H鋼杭，鋼矢板等の引抜き跡については，沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

（親杭横矢板土留）

９．請負者は，親杭横矢板工の施工にあたり，下記の規定によらなければならない。
(1) 親杭はH鋼杭を標準とし，打込み及び引抜きの施工については，２－３－６管路土留工第８項　鋼矢板土留の打込み引抜きの施工の規定によらなければならない。
(2) 横矢板の施工にあたり，掘削と並行してはめ込み，横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。また，隙間が生じた場合は，裏込め，くさび等で隙間を完全に充填し，横矢板を固定しなければならない。
(3) 横矢板の板厚の最小厚を３㎝以上とし，作用する外力に応じて，適切な板厚を決定し施工計画に明記したものを使用しなければならない。
(4) 横矢板は，その両端を十分親杭のフランジに掛け合わせなければならない。

（支保工）

10．請負者は，土留支保工の施工にあたり，下記の規定によらなければならない。
(1) 土留支保工は，掘削の進行に伴い設置しなければならない。
(2) 土留支保工は，土圧に十分耐えうるものを使用し，施工中にゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
(3) 土留支保工の取付けにあたっては各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。
(4) 土留支保工の撤去盛替えは，土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い，矢板，杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

２－３－７　地下埋設物防護工

１．請負者は，工事範囲に存在する地下埋設物については，**設計図書**，地下埋調整事項，各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。
２．請負者は，確認した地下埋設物は，その平面，断面を記載しておき，作業関係者に周知徹底を図り，作業中の地下埋設物事故を防止しなければならない。

３．請負者は，工事に関係する地下埋設物を，あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。

なお，防護方法の一部が管理者施工となることがあるが，この場合には，各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。

４．請負者は，地下埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置，防護方法，立会の有無，緊急時の連結先等工事中における地下埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。

５．請負者は，工事施工中，地下埋設物を安全に維持管理し，また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に地下埋設物の保安管理をしなければならない。

２－３－８　管路路面覆工

１．請負者は，覆工板の受桁は地下埋設物の吊桁を兼ねてはならない。

２．請負者は，覆工板及び受桁等は，施工計画書に明記した材料を使用しなければならない。

３．請負者は，路面覆工を施工するにあたり，覆工板間の段差，隙間，覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し，交通の支障とならないようにしなければならない。また，路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。

なお，覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は，歩行者，及び車両の通行に支障を与えないよう，縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。

４．請負者は，覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して，関係者以外の立ち入り防止に対して留意しなければならない。

５．請負者は，路面勾配がある場合に，覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに，受桁が転倒しない構造としなければならない。

２－３－９　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

２－３－10　開削水替工

１．請負者は，工事区域に湧水，滞水等がある場合は，現場に適した設備，方法により排水をしなければならない。

２．請負者は，湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに，不測の出水に対して，予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。

３．請負者は，ポンプ排水を行うにあたり，土質の確認によって，クイックサンド，ボイリング等が起きない事を検討するとともに，湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。
４．請負者は，第３項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。
５．請負者は，河川あるいは下水道等に排水する場合において，工事着手前に，河川法，下水道法の規定に基づき，当該管理者に届出，あるいは許可を受けなければならない。
６．請負者は，工事により発生する濁水を関係法令等に従って，濁りの除去等の処理を行った後，放流しなければならない。

２－３－11　地下水低下工

１．請負者は，ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり，工事着手前に土質の確認を行い，地下水位，透水係数，湧水量等を確認し，確実に施工しなければならない。
２．請負者は，周辺に井戸等がある場合には，状況の把握に努め被害を与えないようにしなければならない。
３．請負者は，地下水位低下工法の施工期間を通して，計画の地下水位を保つために揚水量の監視，揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
４．請負者は，地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して，十分な措置を講じておかねばならない。
５．請負者は，地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため，施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。
６．請負者は，河川あるいは下水道等に排水する場合において，工事着手前に，河川法，下水道法の規定に基づき，当該管理者に届出，あるいは許可を受けなければならない。
７．請負者は，工事により発生する濁水を関係法令等に従って，濁りの除去等の処理を行った後，放流しなければならない。

第４節　管きょ工（小口径推進）

２－４－１　一般事項

本節は，管きょ工（小口径推進）として仮管併用推進工，オーガ掘削推進工，小口径泥水推進工，オーガ掘削鋼管推進工等の各種小口径推進工，立坑内管布設工，仮設備工（小口径），送排泥設備工，泥水処理設備工，推進水替工，補助地盤改良工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－４－２　小口径推進工

（施工計画）

１．請負者は，管きょ工（小口径推進）の施工にあたって，工事着手前に施工場所の土質，地下水の状況，地下埋設物，その他工事に係る諸条件を十分調査し，その結果に基づき現場に適応した**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，推進箇所において，事前に土質の変化及び捨て石，基礎抗等の存在が明らかになった場合には，周辺の状況を的確に把握するとともに，監督員と土質・立坑位置・工法等について**協議**しなければならない。

（管の取扱い，保管）

３．請負者は，推進管の運搬，保管，据付けの際，管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。

４．請負者は，現場に管を保管する場合には，第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに，倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。

５．請負者は，管等の取扱い及び運搬にあたって，落下，ぶつかり合いがないように慎重に取り扱わなければならない。また，管等と荷台との接触部，特に管端部にはクッション材等をはさみ，受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。

６．請負者は，管の吊りおろしについては，現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

（推進機）

７．請負者は，推進機について推進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。

８．請負者は，仮管，ケーシング及びスクリューコンベア等の接合については，十分な強度を有するボルトで緊結し，ゆるみがないことを確認しなければならない。

９．請負者は，基本的に位置・傾きを正確に測定でき，容易に方向修正が可能な推進機を使用しなければならない。また，推進機は，変形及び摩耗の少ない堅牢な構造のものでなければならない。

（測量，計測）

10. 請負者は，小口径推進機を推進管の計画高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。

11. 請負者は，推進中常に推進機の方向測量を行い，推進機の姿勢を制御しなければならない。

12. 請負者は，推進時には**設計図書**に示した深度・方向等計画線の維持に努め，管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。

13. 請負者は，計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い，その記録を監督員に**提出**しなければならない。

（運転，推進管理）

14. 請負者は，推進機の運転管理については専任の技術者（推進工事技士）に行わせなければならない。

15. 請負者は，推進機の操作にあたり，適切な運転を行い，地盤の変動には特に留意しなければならない。

16. 請負者は，推進管理において地盤の特性，施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。

（作業の中断）

17. 請負者は，推進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。
また，再推進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。

（変状対策）

18. 請負者は，推進作業中に異常を発見した場合には，速やかに応急措置を講ずるとともに，ただちに監督員に**報告**しなければならない。

（管の接合）

19. 請負者は，管の接合にあたって，管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ，接合部の水密性を保つように施工しなければならない。

（滑材注入）

20. 請負者は，滑材注入にあたっては注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。

（仮管併用推進工）

21. 請負者は，誘導管推進において土の締め付けにより推進不能とならぬよう，推進の途中では中断せず速やかに到達させなければならない。

22. 請負者は，推進管推進時においてカッタースリットからの土砂の取り込み過多とならぬよう，スリットの開口率を土質，地下水圧に応じて調整しなければならない。

（オーガ掘削推進工）

23. 請負者は，推進管を接合する前に，スクリューコンベアを推進管内に挿入しておかなければならない。

（泥水推進工）

24. 請負者は，泥水推進に際し切羽の状況，推進機，送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。

25. 請負者は，泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して，適した泥水圧を選定しなければならない。

（挿入用塩ビ管）

26. 請負者は，内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は，計画線に合うようにスペーサー等を取り付け固定しなければならない。

（中込め）

27. 請負者は，中込め充填材を使用する場合は，注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化・変形しないようにするとともに，空隙が残ることがないようにしなければならない。

（発生土処理）

28. 請負者は，建設発生土，泥水及び泥土処分する場合，関係法令等に従い処分しなければならない。

２－４－３　立坑内管布設工

１．立坑内管布設工の施工については，２－３－３　管布設工及び２－３－４　管基礎工の規定によるものとする。

２－４－４　仮設備工

（施工計画）

１．請負者は，仮設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（坑口）

２．請負者は，発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。

３．請負者は，坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。

４．請負者は，止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。

（鏡切り）

５．請負者は，鏡切りの施工にあたっては地山崩壊に注意し，慎重に作業しなければならない。

（推進設備等設置撤去）

６．請負者は，推進設備を設置する場合，土質・推進延長等の諸条件に適合したものを使用し設置しなければならない。

７．請負者は，油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし，常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。

８．請負者は，推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督員に**提出**しなければならない。
９．請負者は，後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した推力のものを使用し，管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。

（支圧壁）

10．請負者は，支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し，変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。
11．請負者は，支圧壁を土留と十分密着させるとともに，支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

２－４－５　送排泥設備工

（送排泥設備）

１．請負者は，切羽の安定，送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。
２．請負者は，送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け，掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。
３．請負者は，送排泥ポンプの回転数，送泥水圧及び送排泥流量を監視し，十分な運転管理を行わなければならない。

２－４－６　泥水処理設備工

（泥水処理設備）

１．請負者は，掘削土の性状，掘削土量，作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し，泥水処理設備を設けなければならない。
２．請負者は，泥水処理設備を常に監視し，泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。
３．請負者は，泥水処理設備の管理及び処理にあたって，周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。

（泥水運搬処理）

４．請負者は，凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。
５．請負者は，凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質，配合のものとし，その使用量は必要最小限にとどめなければならない。
６．請負者は，泥水処理された土砂を，運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
７．請負者は，余剰水について関係法令等に従い，必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

２－４－７　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**の規定によるものとする。

２－４－８　推進水替工

推進水替工の施工については，２－３－１０　開削水替工の規定によるものとする。

第５節　管きょ工（推進）

２－５－１　一般事項

本節は，管きょ工（推進）として刃口推進工，泥水推進工，土圧推進工，立坑内管布設工，仮設備工，通信・換気設備工，送排泥設備工，泥水処理設備工，注入設備工，推進水替工，補助地盤改良工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－５－２　推進工

（施工計画）

１．請負者は，管きょ工（推進）の施工にあたって，工事着手前に施工場所の土質，地下水の状況，地下埋設物，その他工事に係る諸条件を十分調査し，その結果に基づき現場に適応した**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，推進箇所において，事前に土質の変化及び捨て石，基礎杭等の存在が明らかになった場合には，周辺の状況を的確に把握するとともに，監督員と土質・立坑位置・工法等について**協議**しなければならない。

（管の取扱い，保管）

３．請負者は，推進管の運搬，保管，据付けの際，管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。

４．請負者は，現場に管を保管する場合には，第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに，倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。

５．請負者は，管等の取扱い及び運搬にあたって，落下，ぶつかり合いがないように慎重に取り扱わなければならない。また，管等と荷台との接触部，特に管端部にはクッション材等をはさみ，受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。

６．請負者は，管の吊りおろしについては，現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

（クレーン設備）

７．請負者は，クレーン等の設置及び使用にあたっては，関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。

（測量，計測）

８．請負者は，**設計図書**に示す高さ及び勾配に従って推進管を据付け，１本据付けるごとに管底高，注入孔の位置等を**確認**しなければならない。

９．請負者は，推進中常に推進機の方向測量を行い，推進機の姿勢を制御しなければならない。

10．請負者は，推進時には**設計図書**に示した深度・方向等計画線の維持に努め，管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。

11. 請負者は，計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い，その記録を監督員に**提出**しなければならない。

（運転，推進管理）

12. 請負者は，推進機の運転管理については専任の技術者（推進工事技士）に行わせなければならない。

13. 請負者は，推進機の操作にあたり，適切な運転を行い，地盤の変動には特に留意しなければならない。

14. 請負者は，推進管理において地盤の特性，施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。

（管の接合）

15. 請負者は，管の接合にあたって，推進方向に対し，カラーを後部にして，押込みカラー形推進管用押輪を用いて，シール材のめくれ等の異常について確認しなければならない。

16. 請負者は，管の接合にあたって，管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ，接合部の水密性を保つように施工しなければならない。

（滑材注入）

17. 請負者は，滑材注入にあたっては注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。

（沈下測定）

18. 請負者は，推進路線上（地上）に，沈下測定点を設け，推進前，推進中及び推進後の一定期間，定期的に沈下量を測定し，その記録を監督員に**提出**しなければならない。

（変状対策）

19. 請負者は，推進中，切羽面，管外周の空隙，地表面等の状況に注意し，万一の状況変化に対しては十分な対応ができるよう必要な措置を講じなければならない。

20. 請負者は，推進作業中に異常を発見した場合には，速やかに応急処置を講ずるとともに，ただちに監督員に**報告**しなければならない。

（作業の中断）

21. 請負者は，推進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。
また，再推進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。

（刃口推進工）

22. 請負者は，刃口の形式及び構造を，掘削断面，土質条件並びに現場の施工条件を考慮して安全確実な施工ができるものとしなければならない。

23. 請負者は，掘削に際して，刃口を地山に貫入した後，管の先端部周囲の地山を緩めないよう注意して推進し，先掘りを行ってはならない。

（機械推進）

24. 請負者は，推進機について，方向修正用ジャッキを有し外圧や掘削作業に耐え，かつ，堅牢で安全な構造のものを選定し施工計画書に明記しなければならない。

25. 請負者は，切羽に生じる圧力を隔壁で保持し，チャンバー内に充満した掘削土砂を介して地山の土圧及び水圧に抵抗させる機構としなければならない。
26. 請負者は，推進機に関する諸機能等の詳細図，仕様及び応力計算書を監督員に**提出**しなければならない。
27. 請負者は，推進機の運転管理については専任の技術者（推進工事技士）に行わせなければならない。
28. 請負者は，推進中，常に掘削土量を監視し，所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。
29. 請負者は，推進速度について適用土質等に適した範囲を維持し，推進中はできる限り機械を停止させないよう管理しなければならない。
30. 請負者は，掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は，流体輸送装置の土質に対する適応性，輸送装置の配置，輸送管の管種・管径等について検討し，**施工計画書**に明記しなければならない。

（泥水推進工）

31. 請負者は，泥水式推進機について，土質に適応したカッターヘッドの支持形式，構造のものとし，掘削土量及び破砕されたレキの大きさに適合した排泥管径のものを選定しなければならない。
32. 請負者は，泥水推進に際し切羽の状況，推進機，送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。
33. 請負者は，泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して，適した泥水圧を選定しなければならない。

（土圧推進工）

34. 請負者は，土圧式推進機について，土質に適応したカッターヘッドの支持形式，構造のものとし，掘削土量及び搬出するレキの大きさに適合したスクリューコンベアのものを選定しなければならない。
35. 請負者は，土圧式推進機のスクリューコンベアは回転数を制御できる機能を有し，地山の土質に適応できるものを選定しなければならない。
36. 請負者は，推進添加材の注入機構についてチャンバー内圧力，カッターヘッドの回転トルク，掘削土砂の排土状態等の変動に応じて，注入量を可変できる機構であるものを選定しなければならない。
37. 請負者は，工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して，適切な管理土圧を定めて運転しなければならない。
38. 請負者は，推進中，ジャッキの伸長速度及びスクリューコンベアの回転数操作等により，切羽土圧を適切に管理しなければならない。

（泥濃推進工）

39. 請負者は，泥濃式推進機について土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし，掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバーカッター，排土バルブ，分級機を有するものを選定しなければならない。

40. 請負者は，泥濃式推進においてチャンバー内の圧力変動をできるだけ少なくするよう，保持圧力の調節や排泥バルブの適切な操作をしなければならない。

（発生土処理）

41. 請負者は，建設発生土，泥水及び泥土処分する場合，関係法令等に従い処分しなければならない。

（裏込め）

42. 裏込注入

請負者は，裏込注入の施工においては，以下の事項に留意して施工しなければならない。

(1) 裏込注入材料の選定，配合等は，土質その他の施工条件を十分考慮し，監督員の**承諾**を得なければならない。

(2) 裏込注入工は，推進完了後速やかに施工しなければならない。

なお，注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で，できうる限り低圧注入とし，管体へ偏圧を生じさせてはならない。

(3) 注入中においては，その状態を常に監視し，注入材が地表面に噴出しないよう留意し，注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。

(4) 注入完了後速やかに，測量結果，注入結果等の記録を整理し監督員に**提出**しなければならない。

（管目地）

43. 請負者は，管の継ぎ手部に止水を目的として，管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で目地工を行わなければならない。

２－５－３　立坑内管布設工

１．立坑内管布設工の施工については，２－３－３　管布設工及び２－３－４　管基礎工の規定によるものとする。

２－５－４　仮設備工

（施工計画）

１．請負者は，仮設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（坑口）

２．請負者は，発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。

３．請負者は，坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。

４．請負者は，止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。

（鏡切り）

５．請負者は，鏡切りの施工にあたっては地山崩壊に注意し，慎重に作業しなければならない。

（クレーン設備組立撤去）

６．請負者は，クレーン設備において立坑内での吊り込み，坑外での材料小運搬を効率的に行えるよう，現場条件に適合したクレーンを配置しなければならない。

７．請負者は，推進管の吊りおろし及び掘削土砂のダンプへの積み込み等を考慮し，必要な吊り上げ能力を有するクレーンを選定しなければならない。

（刃口及び推進設備）

８．請負者は，推進設備において管の推進抵抗に対して十分な能力と安全な推進機能を有し，土砂搬出，坑内作業等に支障がなく，能率的に推進作業ができるものを選定しなければならない。

９．請負者は，油圧ジャッキの能力，台数，配置は，一連の管を確実に推進できる推力，管の軸方向支圧強度と口径等を配慮して決定するものとし，油圧ジャッキの伸長速度とストロークは, 掘削方式, 作業能率等を考慮して決定しなければならない。

（推進用機器据付撤去）

10．請負者は，管の推力受部の構造について管の軸方向耐荷力内で安全に推力を伝達できるよう構成するものとし，推力受材（ストラット，スペーサ，押角）の形状寸法は，管の口径，推進ジャッキ設備及び推進台の構造をもとに決定しなければならない。

（推進機発進用受台）

11．請負者は，発進台について高さ，姿勢の確保はもちろんのこと，がたつき等の無いよう安定性には十分配慮しなければならない。

12．請負者は，推進管の計画線を確保できるよう，推進台設置にあたっては，正確，堅固な構造としなければならない。

（推進機据付）

13．請負者は，推進先導体の位置，姿勢並びに管きょ中心線の状態を確認するために必要な測定装置を設置しなければならない。

（中押し装置）

14．請負者は，中押し装置のジャッキの両端にはジャッキの繰り返し作動による管端部応力の均等化及び衝撃の分散を図るため，クッション材を挿入しなければならない。

　なお，長距離推進，カーブ推進の場合は，各ジョイント部においても同様の処置を講じ応力の分散を図らなければならない。

（支圧壁）

15．請負者は，支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し，変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。

16．請負者は，支圧壁を土留と十分密着させるとともに，支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

２－５－５　通信・換気設備工

（施工計画）

１．請負者は，通信・換気設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（通信配線設備）

２．請負者は，坑内の工程を把握し，坑内作業の安全を確保し，各作業箇所及び各施設間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常状態に備えて警報装置を設けなければならない。

（換気設備）

３．請負者は，換気設備において，換気ファン及び換気ダクトの容量を，必要な換気量に適合するようにしなければならない。また，ガス検知器等により常に換気状況を確認しなければならない。

２－５－６　送排泥設備工

（施工計画）

１．請負者は，送排泥設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（送排泥設備）

２．請負者は，切羽の安定，送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。

３．請負者は，送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け，掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。

４．請負者は，送排泥ポンプの回転数，送泥水圧及び送排泥流量を監視し，十分な運転管理を行わなければならない。

２－５－７　泥水処理設備工

（施工計画）

１．請負者は，泥水処理設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（泥水処理設備）

２．請負者は，掘削土の性状，掘削土量，作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し，泥水処理設備を設けなければならない。

３．請負者は，泥水処理設備を常に監視し，泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。

４．請負者は，泥水処理設備の管理及び処理にあたって，周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。

（泥水運搬処理）

５．請負者は，凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。

６．請負者は，凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質，配合のものとし，その使用量は必要最小限にとどめなければならない。

７．請負者は，泥水処理された土砂を，運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。

８．請負者は，余剰水について関係法令等に従い，必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

２－５－８　注入設備工

（施工計画）

１．請負者は，注入設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（添加材注入設備）

２．請負者は，添加材注入において次の規定によらなければならない。

(1) 添加材の配合及び注入設備は，**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

(2) 注入の管理は管理フローシートを作成し，注入量計，圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。

(3) 掘削土の粘性及び状態により，適切なる注入量，注入濃度を定め，推進速度に応じた量を注入し，切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにしなければならない。

２－５－９　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**の規定によるものとする。

２－５－10　推進水替工

推進水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

第６節　管きょ工（シールド）

２－６－１　一般事項

本節は，管きょ工（シールド）として一次覆工，二次覆工，空伏工，立坑内管布設工，坑内整備工，仮設備工（シールド），坑内設備工，立坑設備工，圧気設備工，送排泥設備工，泥水処理設備工，注入設備工，シールド水替工，補助地盤改良工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－６－２　一次覆工

（施工計画）

１．請負者は，シールド工事の施工にあたって，工事着手前に施工場所の土質，地下水の状況，地下埋設物，その他工事に係る諸条件を十分調査し，その結果に基づき現場に適応した**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，工事の開始にあたって，**設計図書**に記載された測量基準点を基に，シールドの推進時の方向及び高低を維持するために必要な測量を行い，正確な図面を作成し，推進中は，坑内に測定点を設け，その精度の保持に努めなければならない。

（シールド機器製作）

３．請負者は，シールド機の設計製作にあたっては，地山の条件，外圧及び掘削能力を十分に考慮し，堅牢で安全確実かつ能率的な構造及び設備とし，その製作図，諸機能の仕様及び構造計算書等を監督員に**提出**しなければならない。

４．請負者は，シールド機について，工場組立時及び現場組立時に，監督員の検査を受けなければならない。

５．請負者は，シールド機の運搬に際してはひずみ，その他の損傷を生じないように十分注意しなければならない。

６．請負者は，現場据付完了後，各部の機能について，十分に点検確認のうえ使用に供しなければならない。

（推進）

７．請負者は，地質に応じて推進方法，順序等を検討し，十分に安全を確認したうえで，シールド機の推進を開始しなければならない。

８．請負者は，シールド機の推進を開始するにあたって，あらかじめ，その旨，監督員に**報告**しなければならない。

９．請負者は，シールド機の運転操作を熟練した専任の技術者に行わせなければならない。

10．請負者は，掘削の際，肌落ちが生じないよう注意し，特に，切羽からの湧水がある場合は，肌落ちの誘発，シールド底部の地盤のゆるみ等を考慮して適切な措置を講じなければならない。

11. 請負者は，シールド推進中，常に掘削土量を監視し，所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。
12. 請負者は，機種，工法及び土質等に適した範囲のシールド推進速度を維持し，推進中はなるべくシールド機を停止してはならない。
　なお，停止する場合は，切羽安定及びシールド機保守のため必要な措置を講ずるものとする。
13. 請負者は, シールド推進中異常が発生した場合, 推進を中止する等の措置をとり，速やかに応急措置を講ずるとともに，ただちに監督員に**報告**しなければならない。
14. 請負者は, 掘削に泥水または添加材を使用する場合, 関係法令等を遵守し, 土質, 地下水の状況等を十分考慮して材料及び配合を定めなければならない。
15. 請負者は，シールド推進中，埋設物その他構造物に支障を与えないよう施工しなければならない。
16. 請負者は，シールド推進中，各種ジャッキ・山留め等を監視し，シールドの推進長，推力等を記録し，監督員に**提出**しなければならない。
17. 請負者は，シールド推進路線上（地上）に，沈下測定点を設け，推進前，推進中及び推進後の一定期間，定期的に沈下量を測定し，その記録を監督員に**提出**しなければならない。
18. 請負者は，シールド推進中，１日に１回以上坑内の精密測量を行って蛇行及び回転の有無を測定し，蛇行等が生じた場合は速やかに修正するとともに，その状況を監督員に**報告**しなければならない。

（覆工セグメント：製作・保管）

19. 請負者は，セグメントの製作に先立ち，セグメント構造計算書，セグメント製作要領書，製作図及び製作工程表を監督員に**提出**し，**承諾**を得なければならない。
20. 請負者は，運搬時及び荷卸し時は，セグメントが損傷・変形しないように取扱わなければならない。仮置き時には，セグメントが変形・ひび割れしないように措置するものとし，併せて，継手の防錆等について措置を講じなければならない。

（覆工セグメント：組立て）

21. 請負者は，１リング推進するごとにただちにセグメントを組立てなければならない。
22. 請負者は，セグメントを所定の形に正しく組立てるものとし，シールド推進による狂いが生じないようにしなければならない。
23. 請負者は，セグメント組立て前に十分清掃し，組立てに際しては，セグメントの継手面を互いによく密着させなければならない。
24. 請負者は，セグメントをボルトで締結する際，ボルト孔に目違いのないよう調整し，ボルト全数を十分締付け，シールドの推進により生ずるボルトのゆるみは，必ず締直さなければならない。
25. 請負者は，推進方向における継手位置が必ず交互になるよう，セグメントを組立てなければならない。

26. 請負者は，セグメントの継手面にシール材等による防水処理を施さなければならない。

（裏込注入）

27. 請負者は，シールド推進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかにベントナイト，セメント等の注入材を圧入するものとし，その配合は監督員の**承諾**を得なければならない。

28. 請負者は，注入量，注入圧及びシールドの推進速度に十分対応できる性能を有する裏込注入設備を用いなければならない。

29. 請負者は，裏込注入中は，注入量，注入圧等の管理を行わなければならない。

（発生土処理）

30. 請負者は，坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたっては，土砂分離を行い，ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに周辺及び路上等に散乱しないように留意して残土処分を行わなければならない。

31. 請負者は，土砂搬出設備は，土砂の性質，坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し，工事工程を満足するものを設置しなければならない。

32. 請負者は，建設残土，泥水及び泥土処分する場合，関係法令等に従い処分しなければならない。

２－６－３　二次覆工

１．請負者は，二次覆工に先立ち，一次覆工完了部分の縦横断測量を行い，これに基づいて巻厚線を計画し，監督員の**承諾**を得なければならない。

２．請負者は，型枠は，堅固で容易に移動でき，作業の安全性を保持し，確実かつ能率的な構造にするものとする。

３．請負者は，区画，型枠設置位置，作業サイクル等を記した**施工計画書**を作成し，監督員に**提出**しなければならない。

４．請負者は，覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々にまで行きわたるよう打設するとともに，その締固めは，骨材の分離を起さないよう行わなければならない。

５．請負者は，一区画のコンクリートを連続して打設しなければならない。

６．請負者は，打設したコンクリートが自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで，型枠を取り外してはならない。

７．請負者は，強度，耐久性，水密性等の所要の品質を確保するために，打設後の一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち，有害な作用の影響を受けないように，覆工コンクリートを，十分養生しなければならない。

８．請負者は，コンクリートの坑内運搬に際しては，材料分離を起さない適切な方法で行わなければならない。

９．請負者は，頂部，端部付近に，良好な充填ができるよう，必要に応じあらかじめグラウトパイプ，空気抜き等を設置しなければならない。

２－６－４　空伏工

空伏セグメントの施工については，２－６－２　一次覆工及び２－６－３　二次覆工の規定によるものとする。

２－６－５　立坑内管布設工

立坑内管布設工の施工については，２－３－３　管布設工，２－３－４　管基礎工の規定によるものとする。

２－６－６　坑内整備工

１．請負者は，一次覆工完了後，清掃，止水，軌条整備，仮設備の点検補修等，坑内整備を行わなければならない。

２．請負者は，覆工コンクリートの打設にあたって，施工部の軌条設備，配管，配線等を撤去後，セグメントの継手ボルトを再度締直し，付着している不純物を除去し，コンクリートが接する面を水洗のうえ，溜水を完全に拭きとらなければならない。

２－６－７　仮設備工（シールド）

（施工計画）

１．請負者は，仮設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（立坑）

２．請負者は，立坑の基礎について，土質，上載荷重，諸設備を考慮したうえ決定し，施工について無理のない構造にしなければならない。

（坑口）

３．請負者は，坑口について，裏込材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造にしなければならない。

（支圧壁）

４．請負者は，立坑の後方土留壁及びシールドの反力受設備は，必要な推力に対して十分強度上耐えられる構造としなければならない。

（立坑内作業床）

５．請負者は，シールド作業時に，発進立坑底部に作業床を設置しなければならない。

６．請負者は，作業床を設けるにあたり，沈下やガタツキが生じないように設置しなければならない。

（発進用受台）

７．請負者は，シールド機の据付けに際し，発進立坑底部にシールド機受台を設置しなければならない。

８．請負者は，シールド機受台を設置するにあたり，シールド機の自重によって沈下やズレを生じないように，堅固に設置しなければならない。

９. 請負者は, シールド機受台を設置するにあたり, 仮発進時の架台を兼用するため, 所定の高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。

（後続台車据付）

10. 請負者は，シールド推進に必要な，パワーユニット，運転操作盤，裏込め注入設備は，後続台車に設置しなければならない。

11. 請負者は，後続台車の型式を，シールド径，シールド工事の作業性等を考慮して定めなければならない。

12. 請負者は，蓄電池機関車を使用する場合は，必要に応じて予備蓄電池及び充電器を設置するとともに坑内で充電を行う場合は換気を行わなければならない。

（シールド機解体残置）

13. 請負者は，シールド機解体残置について，解体内容，作業手順，安全対策等を**施工計画書**に記入するとともに，解体時には，シールド機の構造及び機能を熟知した者を立ち会わせなければならない。

（シールド機仮発進）

14. 請負者は，発進時の反力受けを組み立てる際，仮組セグメント及び型鋼を用いるものとする。また，セグメントに変形等が生じた場合は，当該セグメントを一次覆工に転用してはならない。

15. 請負者は，シールド機の発進に当たり，シールド機の高さ及び方向を確認のうえ開始しなければならない。

16. 請負者は，シールド機が坑口に貫入する際，エントランスパッキンの損傷・反転が生じないように措置しなければならない。

17. 請負者は，仮組セグメントについて，シールド機の推進力がセグメントで受け持てるまで撤去してはならない。

18. 請負者は，初期推進延長を，後方設備の延長及びシールド工事の作業性を考慮して定めなければならない。

19. 請負者は，初期推進における，切羽の安定について検討するものとし，検討の結果，地盤改良等の初期推進防護が必要となる場合は，**施工計画書**を作成し監督員と**協議**しなければならない。

（鏡切り）

20. 請負者は，鏡切りの施工にあたっては，地山崩壊に注意し施工しなければならない。

（軌条設備）

21. 請負者は，軌道方式による運搬は，車両の逸走防止，制動装置及び運転に必要な安全装置, 連結器の離脱防止装置, 暴走停止装置, 運転者席の安全を確保する設備, 安全通路，回避場所，信号装置等それぞれ必要な設備を設けなければならない。

22. 請負者は, 運転にあたっては, 坑内運転速度の制限, 車両の留置時の安全の確保, 信号表示，合図方法の周知徹底等により運転の安全を図らなければならない。

23. 請負者は，単線または複線を採用するにあたり，シールド径及びシールド工事の作業性，並びに各種設備の配置等を考慮して定めなければならない。

２－６－８　坑内設備工

（施工計画）

１．請負者は，坑内設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

（配管設備）

(1) 坑内には，シールド工事に必要な給・排水設備並びに各種の配管設備を設置するものとする。

(2) 給水及び排水設備は，必要な給水量及び排水量が確保できる能力を有するものとする。

なお，排水設備は，切羽からの出水等に対応できるよう計画するものとする。

(3) 給水及び排水設備の配管は，施工条件に適合するように，管径及び設備長さを定めるものとする。

(4) 配管設備は，作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置するものとする。

なお，管の接合作業の前に，バルブ等の閉鎖を確認するものとする。

（換気設備）

２．請負者は，換気設備において，換気ファン及び換気ダクトの容量を，必要な換気量に適合するようにしなければならない。

（通信配線設備）

３．請負者は，坑内の工程を把握し，坑内作業の安全を確保し，各作業箇所及び各設備間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常事態に備えて警報装置を設けなければならない。

４．請負者は，トンネル工事における可燃性ガス対策（建設省大臣官房技術参事官通達　昭和 53 年 7 月),及び工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について(建設省大臣官房技術参事官通達　昭和 54 年 10 月）に準拠して災害の防止に努めなければならない。

（スチールフォーム設備）

５. 請負者は, 覆工コンクリートに使用する型枠を原則としてスチールフォームとし，その形状，寸法及び支保工は**施工計画書**に記載しなければならない。

２－６－９　立坑設備工

（施工計画）

１．請負者は，立坑設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

(1) クレーン等の設置及び使用にあたっては，関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。
(2) 昇降設備は鋼製の仮設階段を標準とし，関係法令等を順守して設置するものとする。
(3) 土砂搬出設備は，最大日進量に対して余裕のある設備容量とする。
(4) 立坑周囲及び地上施設物の出入口以外には，防護柵等を設置するとともに保安灯，夜間照明設備等を完備し，保安要員を配置するなどの事故防止に努めなければならない。
(5) 工事の施工に伴い発生する騒音，振動等を防止するため，防音，防振の対策を講ずるものとする。

（電力設備）

２．請負者は，電力設備について次の規定によらなければならない。
(1) 電力設備は，電気設備技術基準及び労働安全衛生規則等に基づいて設置及び維持管理しなければならない。
(2) 高圧の設備はキュービクル型機器等を使用し，電線路には絶縁電線または絶縁ケーブルを使用して，すべて通電部分の露出することを避けなければならない。
(3) 坑内電気設備は，坑内で使用する設備能力を把握し，トンネル延長等を考慮して，必要にして十分な設備を施さなければならない。

２－６－10　圧気設備工

１．請負者は，圧気設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。
２．請負者は，施工に先立ち，所轄労働基準監督署に対し圧気工法作業開始届を提出し，その写しを監督員に**提出**しなければならない。
３．請負者は，施工前及び施工中に下記事項を監督員に**報告**しなければならない。
(1) 酸素欠乏危険作業主任者並びに調査員届
(2) 酸素濃度測定事前調査の報告
(3) 酸素欠乏防止に伴う土質調査報告
(4) 酸素濃度測定月報
４．請負者は，酸素欠乏の事態が発生した場合にはただちに応急処置を講ずるとともに，関係機関に緊急連絡を行い**指示**に従わなければならない。
５．請負者は，地上への漏気噴出を防止するため，監督員との**協議**により事前に路線付近の井戸，横穴，地質調査，ボーリング孔等の調査を詳細に行わなければならない。
６．請負者は，圧気内での火気に十分注意し，可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。

７．請負者は，送気中は坑内監視人をおき送気異常の有無を確認し，かつ停電による送気中断の対策を常に講じておかなければならない。
８．請負者は，圧気を土質並びに湧水の状況に応じて調整するとともに漏気の有無については常時監視し，絶対に噴発を起させないようにしなければならない。
９．請負者は，圧気設備について，トンネルの大きさ，土被り，地質，ロックの開閉，送気管の摩擦，作業環境等に応じ必要空気量を常時充足できるものを設置しなくてはならない。
10．請負者は，コンプレッサー及びブロワ等の配置について，防音・防振に留意しなければならない。
11．請負者は，ロック設備について，所定の気圧に耐える気密機構で，信号設備，監視窓，警報設備，照明設備を備えなければならない。また，マテリアルロック，マンロック，非常用ロックは可能な限り別々に設けるものとする。

２－６－11　送排泥設備工

１．請負者は，送排泥設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。
２．請負者は，切羽の安定，送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。
３．請負者は，送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け，掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。
４．請負者は，送排泥ポンプの回転数，送泥水圧及び送排泥流量を監視し，十分な運転管理を行わなければならない。

２－６－12　泥水処理設備工

１．請負者は，泥水処理設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。
２．請負者は，掘削土の性状，掘削土量，作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し，泥水処理設備を設けなければならない。
３．請負者は，泥水処理設備を常に監視し，泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。
４．請負者は，泥水処理設備の管理及び処理にあたって，周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。
５．請負者は，泥水処理設備は，掘削する地山の土質に適合し，かつ計画に対して余裕のある容量の処理装置を設けなければならない。
６．請負者は，凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。
７．請負者は，凝集剤を使用する場合は，土質成分に適した材質，配合のものとし，その使用量は必要最小限にとどめなければならない。

８．請負者は，泥水処理された土砂を，運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
９．請負者は，余剰水について関係法令等に従って処理しなければならない。

２－６－13　注入設備工

１．請負者は，注入設備の施工にあたり，工事着手前に以下の事項により設置する設備を十分検討し，現場条件に適応する諸設備を明記した施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。
２．請負者は，添加材注入について次の規定によらなければならない。
(1) 添加材の配合及び注入設備は，**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。
(2) 注入の管理は管理フローシートを作成し，注入量計，圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。
(3) 掘削土の粘性及び状態により，適切なる注入量，注入濃度を定め，掘進速度に応じた量を注入し，切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにしなければならない。

２－６－14　シールド水替工

シールド水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

２－６－15　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**の規定によるものとする。

第７節　管きょ工（更生（補修））

２－７－１　一般事項

本節は，管きょ工（更生（補修））として事前調査工，管内洗浄工，突出し管の除去及び取付管穿孔工，更生工（製管工法を除く），水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－７－２　材　　料

１．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）の規格及び品質については，公的機関による技術審査の値を基準としたものでなければならない。

２．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）の厚さについては，**設計図書**に示した厚さにしなければならない。また，**強度計算書等**を監督員に**報告**し，その対応方法等について**協議**しなければならない。

３．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）については，施工前に監督員に**承諾**を得るとともに，材料の品質証明書を整備，保管し，監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

２－７－３　事前調査工

１．請負者は，工事の施工に先立ち，以下の調査のうち必要な調査を実施し，その結果を監督員に**提出**しなければならない。

(1) 更生箇所の詳細調査（当局ＴＶカメラ調査結果による）

(2) 水替工の要否に係る下水道管網調査

(3) その他必要な調査

２．請負者は，事前調査に関する詳細については，監督員と**協議**するとともに，調査に必要な資料等については，監督員より**貸与**するものとする。

２－７－４　管きょ内洗浄工

１．請負者は，清掃作業計画書に作業箇所，作業順序等を定め，事前に監督員に**報告**したうえで，作業に着手しなければならない。

２．請負者は，清掃作業にあたっては，管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど，必要な保護措置を講じ，下水道施設に損傷を与えないように十分留意しなければならない。

３．請負者は，清掃作業にあたり，仮締切を必要とする場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。この仮締切は，上流に溢水が起こらない構造で，かつ，作業中の安全が確保されるものとしなければならない。ただし，上流に溢水が生じる恐れがある時は，直ちにこれを撤去しなければならない。

４．請負者は，清掃作業にあたり，騒音規制法，振動規制法，及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める，規制基準を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

５．請負者は，清掃作業にあたり，道路その他の構造物を，搬出土砂等で汚損させないようにしなければならない。万一，汚損させた場合は，作業終了の都度，洗浄・清掃しなければならない。

６．請負者は，作業終了後は，速やかに使用機器，仮設物等を搬出し，作業場所の清掃に努めなければならない。

（作業時間，作業範囲等）

７．請負者は，清掃作業にあたっては，道路使用許可条件を厳守して，実施しなければならない。

（土砂等の流下防止）

８．請負者は，清掃作業にあたって，下流側に土砂等を流出させないようにしなければならない。万一，下流側に土砂等を流出させた場合は，影響区間の流出土砂等を請負者の責任で取り除かなければならない。

（土砂等の積込み，運搬）

９．請負者は，清掃作業にあたって，十分な運搬車両を配置しなければならない。

10．請負者は，運搬車両の使用にあたり，土砂等の流出・飛散，並びに臭気の漏洩の恐れのない構造の車両としなければならない。

11．請負者は，積込みにあたっては，土砂等の飛散により，通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講じなければならない。

12．請負者は，土砂等の運搬にあたっては，水切りを十分に行い，途中漏落しないような措置を施すとともに，積載量を超過してはならない。

（土砂等の処分）

13．請負者は，土砂等の処分にあたり，特に処分場を指定した場合は，その指定した場所の提示に従い運搬，処分する。特に指定のない場合は，捨場所，運搬方法，運搬経路等の**施工計画書**を作成し，監督員の**承諾**を得なければならない。また，この場合でも，関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

（機械による清掃作業）

14．請負者は，高圧洗浄車の使用にあたっては，高圧により，管きょを損傷することのないよう，吐出圧に留意しなければならない。

15．請負者は，高圧洗浄車に使用する洗浄水については**設計図書**によるものとする。

２－７－５　突出し管の除去及び取付管穿孔工

１．請負者は，突出し管の除去及び取付管穿孔工の施工にあたり，使用する器材等のついては，監督員の**承諾**を得なければならない。

２．請負者は，除去する物について，下流に流してはならない。

３．請負者は，施工完了時において，テレビカメラ等により監督員の**確認**を得なければならない。

２－７－６　更生工（製管工法を除く）

（施工計画）

１．請負者は，管きょ工（更生工（製管工法を除く））の施工にあたって，工事着手前に施工場所の状況，その他工事に係る諸条件を十分調査し，その結果に基づき現場に適応した**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，周辺の状況を的確に把握するとともに，監督員と工法等について**協議**しなければならない。また，適用更生工法は公的機関において技術審査，または技術証明を得た工法とし，監督員の**承諾**を得なければならない。

（材料の保管，品質管理）

３．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）の保管・貯蔵にあたって，気象条件等により変質しないように十分注意し，入荷順に使用しなければならない。

４．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）は，製作完了後速やかに搬入し，長時間経過したものは使用してはならない。

５．請負者は，更生工の施工に使用する材料（ライニング材料）の品質管理にあたり，品質を保持し供給されるよう主任技術者または監理技術者の責任において品質管理を行うか，材料の供給者にこれを行わせなければならない。

６．施工前品質管理試験

(1) 請負者は，施工前に使用する材料（ライニング材料）の品質を保証するため品質管理試験を行い，その結果を監督員に**提出**しなければならない。

(2) 請負者は，品質管理試験を行うにあたり，以下の規定によらなければならない。

試験項目　　①引張試験
　　②曲げ試験
試験方法　　当該 JIS 及び JSWAS に準拠して行わなければならない。

７．施工後品質管理試験

(1) 請負者は，施工後に使用した材料（ライニング材料）の品質を保証するため品質管理試験を行い，その結果を監督員に**提出**しなければならない。

(2) 請負者は，品質管理試験を行うにあたり，以下の規定によらなければならない。

試験項目　　①引張試験（施工管径ごと）
　　②曲げ試験（施工管径ごと）
試験方法　　当該 JIS 及び JSWAS に準拠して行わなければならない。

(3) 請負者は，品質管理試験を行うための資料採取にあたり，更生管きょ先端部を採取する。ただし，これによらない場合は，監督員の**承諾**を得て，作業現場で採取することができるものとする。

８．試験研究機関の指定

　請負者は，品質管理試験を行うにあたり，試験研究機関を原則として国公立及び公益法人，大学により行わなければならない。ただし，これによらない場合は，監督員の**立会**を受け行わなければならない。

（更生工）

１．請負者は，更生材料の管きょへの挿入は，管きょ内面及び材料が損傷しないように十分注意しなければならない。

２．請負者は，硬化，管口仕上げ等の施工にあたっては，**施工計画書**を作成し監督員に**提出**しなければならない。

３．請負者は，施工完了時において，目視及びテレビカメラ検査等により，有害な傷やねじれなどの欠点がないことを確認するとともに，監督員の**確認**を得なければならない。

４．請負者は，仕上り厚さの確認にあたっては，スパンごとに上・下流の人孔内管口で上下左右４箇所を計測し，その平均仕上り厚さが設計値以上にならなければならない。

２－７－７　水替工

１．請負者は，施工期間中の水替にあたっては，現流水に支障のないよう行わなければならない。

２．請負者は，水替の施工にあたり，現場の状況を把握するとともに，監督員と設備・方法等について**協議**しなければならない。

第８節　マンホール工

２－８－１　一般事項

本節は，マンホール工として標準マンホール工，組立マンホール工，小型マンホール工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－８－２　標準マンホール工

１．請負者は，マンホールの設置位置について，**設計図書**に示された事項をもとに，地下埋設物，道路交通，住民の生活，接続管きょの流入流出方向に注意し，施工はもちろん，管理面についても配慮して決定しなければならない。

なお，位置決定に際し，監督員の**承諾**を得ること。

２．請負者は，マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は，道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。

３．請負者は，管の取付けについて，以下の規程によらなければならない。

(1) マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は，原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。

(2) マンホールに取付ける管は，管の端面を内壁に一致させなければならない。

(3) マンホールに取付ける管の高さは，**設計図書**に示すものを基準とし，マンホール位置を変更した時は，修正しなければならない。

(4) 管体とマンホール壁体部分は，漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。

４．請負者は，現場で施工するコンクリート，接合目地モルタル，インバート仕上げモルタル等の品質管理，施工管理に十分留意して堅固な構造物に仕上げなければならない。

５．請負者は，インバートの施工について，以下の規定によらなければならない。

(1) インバートの施工は，管取付け部，底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後，行わなければならない。

(2) インバートは，流入下水の流れに沿う線形とし，表面は汚物等が付着，停滞せず流れるよう，接続管の管径，管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。

６．請負者は，足掛金物の取付けについては，正確かつ堅固に取付けるものとし，所定の埋込み長を確保するとともに，ゆるみを生じないようにしなければならない。

７．請負者は，マンホール側塊の据付けについて，以下の規定によらなければならない。

(1) マンホール側塊は，躯体コンクリートが硬化した後，内面を一致させ垂直に据付けなければならない。

(2) 各側塊の間には，目地モルタルを敷均した後，各側塊を据付け，漏水等が生じないよう，さらに内外両面より目地仕上げを行い，水密に仕上げなければならない。
(3) マンホール蓋の高さの調整は，調整コンクリートブロック，現場打コンクリート及び無収縮モルタルで行うことを原則とする。
(4) モルタル使用箇所は，さらに内外面より仕上げを行わなければならない。

（副管）

８．請負者は，副管の設置について，以下の規定によらなければならない。
(1) 副管の取付けにあたり，本管の削孔は，クラックが入らぬよう丁寧に施工し，また管口，目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。
(2) 副管の本管への接合は，管端が突出しないように注意しなければならない。
(3) 副管の設置は鉛直に行わなければならない。

２－８－３　組立マンホール工

１．請負者は，マンホールの設置位置について，**設計図書**に示された事項をもとに，地下埋設物，道路交通，住民の生活，接続管きょの流入流出方向に注意し，施工はもちろん管理面についても配慮して決定しなければならない。
　なお，位置決定に際し，監督員の**承諾**を得ること。
２．請負者は，マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は，道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
３．請負者は，組立マンホールの据付けにあたっては，部材間が密着するよう施工しなければならない。
４．請負者は，ブロックの据付けにあたっては，衝撃を与えないよう丁寧に据付け，内面を一致させ垂直に据付けなければならない。また，据付け前にブロック相互の接合面を清掃し，止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。
５．請負者は，マンホール蓋の高さの調整にあたっては，調整リング，調整金具等で行い，調整部のモルタルは，十分充填しなければならない。
６．請負者は，組立マンホールの穿孔について，以下の規定によらなければならない。
(1) 穿孔位置は，流出入管の管径，流出入数，流出入角度，落差等に適合するように定めなければならない。
(2) 穿孔は，く体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし，斜壁ブロックに削孔してはならない。
(3) 穿孔部相互及び穿孔部と部材縁との離隔は，製造団体の規格によらなければならない。
(4) 穿孔は，原則として製造工場で行われなければならない。
　なお，これにより難い場合は監督員と**協議**しなければならない。
(5) 多孔の穿孔を行う場合，近接して穿孔を行う場合，割り込みマンホール等の場合は，マンホールの補強方法について検討しなければならない。

７．請負者は，管の取付けについて，以下の規定によらなければならない。
(1) マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は，原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。
(2) マンホールに取付ける管は，管の端面を内壁に一致させなければならない。
(3) マンホールに取り付ける管の高さは，**設計図書**に示すものを基準とし，マンホールの位置を変更した時は，修正しなければならない。
(4) 管体とマンホール壁体部分は，漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
８．インバートの施工については，２－８－２　標準マンホール工　第５項の規定によるものとする。

（副管）

９．請負者は，副管の設置について，以下の規定によらなければならない。
(1) 副管の取付けにあたり，本管の削孔は，クラックが入らぬよう丁寧に施工し，また管口，目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。
(2) 副管の本管への接合は，管端が突出しないように注意しなければならない。
(3) 副管の設置は鉛直に行わなければならない。

２－８－４　小型マンホール工

１．請負者は，マンホールの設置位置について，**設計図書**に示された事項をもとに，地下埋設物，道路交通，住民の生活，接続管きょの流入流出方向に注意し，施工はもちろん，管理面についても配慮して決定しなければならない。
　なお，位置決定に際し，監督員の**承諾**を得ること。
２．請負者は，マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は，道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
３．請負者は，硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたっては，以下の規定によらなければならない。
(1) 基礎工は，マンホール本体にひずみや沈下が生じないよう施工しなければならない。
(2) 据付けは，本管の勾配，軸心及び高さ，インバート部の勾配を考慮して施工しなければならない。
(3) インバート部と立上り部及び本管との接合にあたっては，２－３－３　管布設工の硬質塩化ビニル管の布設の規定に準拠して施工し，接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。
(4) 鉄蓋及び台座の据付けにあたっては，鉄蓋と立上り部の中心線を合わせ，沈下が生じないよう台座及び周辺を入念に締固めなければならない。
４．請負者は，小型レジンマンホール及び小型コンクリートマンホールの据付けにあたっては，２－８－３　組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。

第９節　特殊マンホール工

２－９－１　一般事項

本節は，特殊マンホール工として，管路土工，く体工，土留工，路面覆工，補助地盤改良工，開削水替工，地下水低下工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－９－２　管路土工

管路土工の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

２－９－３　く体工

１．請負者は，マンホールの設置位置について，**設計図書**に示された事項をもとに，地下埋設物，道路交通，住民の生活，接続管きょの流入流出方向に注意し，施工はもちろん，管理面についても配慮して決定しなければならない。

なお，位置決定に際し，監督員の**承諾**を得ること。

２．請負者は，マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は，道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。

３．基礎材

(1) 請負者は，基礎材の施工においては，床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利，砕石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。

(2) 請負者は，直接基礎において，載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を**提出**し，監督員の**承諾**を得なければならない。

(3) 請負者は，床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合，または載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。

４．均しコンクリート及びコンクリート

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－３－１　一般事項　から　３－６－９　養生及び３－９－１　一般事項　から　３－15－２　施工　の規定によるものとする。

５．型枠及び支保

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－８－１　一般事項　から３－８－４　取外し　の規定によるものとする。

６．鉄　　筋

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－７－１　一般事項　から３－７－６　ガス圧接　の規定によるものとする。

７．足　　場

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　第 11 節　橋梁足場等設置工（鋼管理橋）及び第 15 節　橋梁足場等設置工（ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋）の規定によるものとする。

８．モルタル（３－８－６　左官工の規定と同じ）

(1) 請負者は，コンクリート天端面の仕上げについて，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

① 打放しコンクリートの天端面，滑らかな表面を必要とするコンクリート天端面は左官工による金ごて仕上げとしなければならない。

② 締固めを終わり，所定の高さ及び形状に均したコンクリートの上面は，しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。

③ 仕上げ作業後，コンクリートが固まるまでの間に発生したひび割れは，タンピングまたは再仕上げによってこれを取除かなければならない。

④ 金ごて仕上げは，作業が可能な範囲で，できるだけ遅い時期に，金ごてで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。

(2) 請負者は，モルタル仕上げについて，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

① モルタル作成にあたって所定の配合にセメント及び洗砂を混合して，全部等色になるまで数回空練りした後，清水を注ぎながら更に５回以上切返して練混ぜなければならない。

② 壁，柱，はりの側面及びはり底面のモルタル仕上げは以下によって施工しなければならない。

1) モルタル塗りを行うコンクリート表面を，あらかじめノミ，タガネ等で目荒らしし，清掃のうえ下塗りしなければならない。

2) 中塗りは，定規摺りを行ない，木ごて押さえとしなければならない。

3) 上塗りは，中塗りしたモルタルの水引き加減を見計らって行い，面の不陸がなく，かつむらの出ないように仕上げなければならない。

③ 床塗りは，以下によって施工しなければならない。

1) コンクリート面のレイタンスなどを除去し，よく清掃のうえ，水しめしを行い，セメントペーストを十分流して，ホウキの類でかき均しの後，塗りつけなければならない。

2) 塗りつけは，硬練りモルタルを板べら等でたたき込み，表面に水分を滲出させ，水引きかげんを見計らい，金ごて仕上げをしなければならない。

(3) 請負者は，防水モルタル工について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

① 防水モルタル工においては，あらかじめ監督員の**承諾**を得た防水剤を注入しなければならない。

９．足掛金物

足掛金物の施工については，２－８－２　標準マンホール工　第６項の規定によるものとする。

10．副管

副管の施工については，２－８－２　標準マンホール工　第８項の規定によるものとする。

11．マンホール上部ブロック

マンホールブロックの施工については，２－８－２　標準マンホール工　第７項の規定及び２－８－３　組立マンホール工　第３項，第４項及び第５項の規定によるものとする。

12．コンクリート防食被覆（３－８－15　防食工の規定と同じ）

(1) 請負者は，コンクリート防食被覆施工にあたり，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(2) く体コンクリートの品質

① 防食被覆を対象とするコンクリートは，所要の強度，耐久性，水密性を有し，有害な欠陥がなく，素地調整層の密着性に優れていなければならない。

② 原則として，素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料，型枠はく離材，コンクリート混和剤，塗膜養生剤等は用いてはならない。

(3) く体欠陥部の処理

防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差，豆板，コールドジョイント，打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどのく体欠陥部は，監督員の**承諾**を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。

(4) 前処理

対象コンクリートは前処理として，セパレーター，直接埋設管，箱抜き埋設管，タラップ及び取付け金具廻り等は，あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。

(5) 表面処理

防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス，硬化不良，強度の著しく小さい箇所，油，汚れ，型枠はく離材，及び異物などを除去した後，入隅部，出隅部は，滑らかな曲線に仕上げた後，対象コンクリート表面全体をサンドブラスト，ウォータージェット，電気サンダー等で物理的に除去しなければならない。

(6) 素地調整

表面処理が終了したコンクリート面に，防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。

(7) 防食被覆工法の施工，養生

① 防食被覆工は，所定の材料を仕様に従って塗布し，ピンホールが生じないよう，また層厚が均一になるように仕上げなければならない。

② 防食被覆層の施工終了後，防食被覆層が使用に耐える状態になるまで，損傷を受けることがないよう適切な養生をしなければならない。

(8) 請負者は，コンクリート及び防食被覆材料，防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し，監督員に**届出**なければならない。

(9) 施工環境の管理

① 請負者は，施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。また，施工箇所の気温が５℃以下，または素地面が結露している場合には施工してはならない。

② 素地調整材，防食被覆材料並びにプライマー類には可燃性の有機溶剤や人体に有害なものが含まれているので，関連法規等に従って換気や火気に注意し，照明，足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

２－９－４　土留工

土留工の施工については，２－３－６　管路土留工及び２－13－４　土留工，２－13－５　ライナープレート式土留工及び土工，２－13－６　鋼製立坑及び土工，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－９　地中連続壁工（壁式），２－10－10　地中連続壁工（柱列式）**の規定によるものとする。

２－９－５　路面覆工

（覆工鋼材，覆工板，覆工鉄板，覆工板日々取付け取外し）

路面覆工の施工については，２－３－８　管路路面覆工の規定によるものとする。

２－９－６　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

２－９－７　開削水替工

開削水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

２－９－８　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－11　地下水低下工の規定によるものとする。

第 10 節　取付管及びます工

２－10－１　一般事項

本節は，取付管及びます工として管路土工，ます設置工，取付管布設工，管路土留工，開削水替工，その他これに類する工種について定めるものとする。

２－10－２　管路土工

管路土工の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

２－10－３　ます設置工

（ます）

１．請負者は，ますの設置位置について，監督員の**承諾**を得なければならない。

２．請負者は，ます設置工の施工について，工事内容・施工条件等を考慮して，これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ，**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

２－10－４　取付管布設工

（取付管）

１．請負者は，取付管布設工の施工については，工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し，取付管は，雨水及び汚水が停滞しないように，線形，勾配を定めて設置しなければならない。

２．請負者は，地下埋設物等の都合により**設計図書**で示す構造をとり難い場合は，監督員の**指示**を受けなければならない。

３．請負者は，支管の接合部は，接合前に必ず泥土等を除去し，清掃しなければならない。

４．請負者は，取付管とますとの接続は，取付管の管端をますの内面に一致させ，突き出してはならない。

なお，接続部は，モルタル，特殊接合剤等で充填し，丁寧に仕上げなければならない。

５．請負者は，取付管の施工について，工事内容・施工条件等を考慮して，これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ，**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

（取付管（推進））

６．請負者は，取付管（推進）の施工について，工事内容・施工条件等を考慮して，これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ，**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

７．請負者は，取付管（推進）の施工については，２－４－２　小口径推進工の規定によるものとする。

２－10－５　管路土留工

管路土留工の施工については，２－３－６　管路土留工の規定によるものとする。

２－10－６　開削水替工

開削水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

第 11 節　地盤改良工

２－11－１　一般事項

本節は，地盤改良工として固結工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－11－２　材　　料

請負者は，地盤改良の施工前に使用する材料について，施工計画書に明記のうえ監督員に**提出**するとともに，材料の品質証明書を整備，保管し，監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

２－11－３　固結工

（高圧噴射攪拌，機械攪拌）

固結工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

第 12 節　付帯工

２－12－１　一般事項

本節は，付帯工として舗装撤去工，管路土工，舗装復旧工，道路付属物撤去工，道路付属物復旧工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２－12－２　材　　料

請負者は，付帯工の施工に使用する材料については，施工前に監督員に**承諾**を得るとともに，材料の品質証明書を整備，保管し，監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

２－12－３　舗装撤去工

１．請負者は，既設舗装を撤去するにあたり，必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど，他に影響を与えないように処理しなければならない。

２．請負者は，施工中，既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合，その処置方法について速やかに監督員と**協議**しなければならない。

２－12－４　管路土工

管路土工の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

２－12－５　舗装復旧工

１．アスファルト舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－２　アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

２．コンクリート舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－３　コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

（下層，上層路盤）

(1) 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。

(2) 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。

(3) 均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。

（基層，表層）

(4) 基層及び表層の施工にあたり，舗設作業に先立ち，基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し，また入念に清掃しなければならない。

２－12－６　道路付属物撤去工

道路付属物撤去工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－９－６　道路施設撤去工**　の規定によるものとする。

２－12－７　道路付属物復旧工

道路付属物復旧工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第８編　15－18－３　付属物復旧工**　の規定によるものとする。

２－12－８　殻運搬処理工

殻運搬処理工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－９－15　殻等運搬処理工**　の規定によるものとする。

第 13 節　立坑工

２－13－１　一般事項

本節は，立坑工として管路土工，土留工，ライナープレート式土留工及び土工，鋼製立坑及び土工，地中連続壁工（コンクリート壁），地中連続壁工〈ソイル壁〉，路面覆工，立坑設備工，埋設物防護工，補助地盤改良工，立坑水替工，地下水低下工その他これに類する工種について定めるものとする。

２－13－２　材　　料

請負者は，立坑の施工前に使用する材料について，施工計画書に明記のうえ監督員に**提出**するとともに，材料の品質証明書を整備，保管し，監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

２－13－３　管路土工

管路土工の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

２－13－４　土留工

１．請負者は，土留工の施工については，２－３－６　管路土留工の規定によるものの他下記の規定によらなければならない。

（仮設鋼矢板，仮設軽量鋼矢板，仮設Ｈ鋼杭）

２．請負者は，土留工の施工において，周囲の状況を考慮し，掘削深さ，土質，地下水位，作用する土圧，上載荷重を十分検討し施工しなければならない。

３．請負者は，土留工の施工において，振動，騒音を防止するとともに，地下埋設物の状況を観察し，また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。

４．請負者は，土留工の仮設H鋼杭，仮設鋼矢板の打込みに先行し，溝掘り及び深針を行い，埋設物の有無を**確認**しなければならない。

５．請負者は，仮設H鋼杭，仮設鋼矢板等の打込みにおいて，打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件，施工条件に応じたものを用いなければならない。

６．請負者は，仮設鋼矢板の打込みにおいて，地下埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。導材を設置するなどして，ぶれ，よじれ，倒れを防止するものとし，また隣接の仮設鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。

７．請負者は，仮設鋼矢板の引抜きにおいて，隣接の仮設鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。

８．請負者は，ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭，仮設鋼矢板等を施工する場合には，最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。

９．請負者は，仮設H鋼杭，仮設鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

10. 請負者は，仮設アンカーの削孔施工については，地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。

（切梁・腹起し）

11. 請負者は，タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。また，盛替梁の施工にあたり，矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。
12. 請負者は，掘削中，腹起し・切梁等に衝撃を与えないよう注意し，施工しなければならない。
13. 請負者は，掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取外し時期については施工計画書の，掘削・コンクリートの打設計画において明記し，十分注意して施工しなければならない。

（横矢板）

14. 請負者は，横矢板の施工にあたり，掘削と並行してはめ込み，横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。

（安全対策）

15. 請負者は，立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては，安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

２－13－５　ライナープレート式土留工及び土工

１．請負者は，使用するライナープレートについては，地質条件，掘削方式を検討のうえ，十分に安全なものを選定し，**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，ライナープレート式土留工の施工において，周囲の状況を考慮し，掘削深さ，土質，地下水位，作用する土圧，載荷重を十分検討し施工しなければならない。

３．請負者は，ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し，深針等を行い，地下埋設物の有無を**確認**しなければならない。

（ガイドコンクリート，ライナープレート掘削土留）

４．請負者は，ライナープレート土留掘削にあたっては先行掘削になるため，地盤が自立しているかを確認し順次掘り下げていかねばならない。また，ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。

５．請負者は，掘削を１リングごとに行い，地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。

６．請負者は，１リング組立完了後，形状・寸法・水平度・鉛直度等を確保し，ライナープレートを固定するため，頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し，移動や変形を防止しなければならない。

７．請負者は，ライナープレートの組立てにおいて，継ぎ目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また，土留背面と掘削壁との間にエアーモルタル等で間隙が生じないようグラウト注入し固定しなければならない。

８．請負者は，補強リングを用いる場合には，補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て，その後，下段のライナープレートを組立てるときに，円周方向のボルトで固定しなければならない。

（ライナープレート埋戻）

９．請負者は，ライナープレート埋戻の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

（ライナープレート支保）

10．請負者は，小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において，支保材を正規の位置に取り付けるまでの間，直線部には仮梁を設置しなければならない。

（ライナープレート存置）

11．請負者は，ライナープレートの存置については設計図書に基づき，その処置・方法について監督員と**協議**しなければならない。

（安全対策）

12．請負者は，立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては，安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

２－13－６　鋼製立坑及び土工

（鋼製立坑）

１．請負者は，使用する鋼製立坑については，周囲の状況，掘削深さ，土質，地下水位等を十分検討し，適合する安全かつ効率的な施工法を検討のうえ，**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

２．請負者は，鋼製立坑の施工において，周囲の状況を考慮し，掘削深さ，土質，地下水位，作用する土圧，上載荷重を十分検討し施工しなければならない。

３．請負者は，鋼製立坑の土留掘削に先行し，溝掘及び深針を行い，地下埋設物の有無を**確認**しなければならない。

４．請負者は，鋼製立坑掘削において，地下水や土砂が底盤部から湧出しのないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し，施工しなければならない。また，確実にケーシング内の土砂を取除かなければならない。

５．請負者は，底盤コンクリートの打設は，コンクリートが分離を起こさないように丁寧な施工を行わなければならない。

（安全対策）

６．請負者は，立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては，安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

２－13－７　地中連続壁工（コンクリート壁）

地中連続壁工（コンクリート壁）の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－９　地中連続壁工（壁式）**の規定によるものとする。

２－13－８　地中連続壁工（ソイル壁）

地中連続壁工（ソイル壁）の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－10　地中連続壁工（柱列式）**の規定によるものとする。

２－13－９　路面覆工

（覆工鋼材，覆工板，覆工鉄板，覆工板日々取付け取外し）

路面覆工の施工については，２－３－８　管路路面覆工の規定によるものとする。

２－13－10　立坑設備工

（立坑内仮設階段，仮設昇降設備，天井クレーン）

１．請負者は，施工前に立坑内における，仮設階段，昇降設備，転落防止用ネット等の安全施設及び天井クレーン等について，施工計画書に明記し監督員に**提出**するものとする。また昇降に際しては，安全帯，セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

２－13－11　埋設物防護工

埋設物防護工の施工については，２－３－７　埋設物防護工の規定によるものとする。

２－13－12　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

２－13－13　立坑水替工

立坑水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

２－13－14　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－11　地下水低下工の規定によるものとする。

第3章　処 理 場 ・ ポ ン プ 場

第１節　適　　用

１．本章は，処理場・ポンプ場工事における敷地造成土工，法面工，地盤改良工，本体作業土工，本体仮設工，本体築造工，場内管路工，吐口工，場内・進入道路工，擁壁工，場内植栽工，修景池・水路工，場内付帯工，構造物撤去工，仮設工，その他これらに類する工種について適用する。

２．本章に特に定めのない事項については，**共通仕様書（土木工事編）**の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

１．請負者は，**設計図書**において特に定めのない事項については，下記の基準類によらなければならない。

建設省	建設工事公衆災害防止対策要綱	（平成５年１月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成 14 年８月）
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	（昭和 61 年６月）
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和 49 年７月）
建設省	薬液注入工事に係わる施工管理について	（平成２年９月）
建設省	仮締切堤設置基準（案）	（平成 10 年６月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成 14 年５月）
建設省	公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）	（平成８年２月）
日本下水道協会	下水道施設計画･設計指針と解説	（2001 年版）
日本下水道協会	小規模下水道計画･設計･維持管理指針と解説	（2004 年版）
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	（1989 年版）
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	（2006 年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（構造性能照査編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（基準編）	（平成 14 年版）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針（案）	（平成 12 年版）
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	（平成 11 年３月）
日本道路協会	道路土工ーカルバート工指針	（平成 11 年３月）
日本道路協会	アスファルト舗装要綱	（平成４年 12 月）
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	（昭和 59 年２月）
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	（平成４年 12 月）
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成２年 11 月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成４年 12 月）
日本道路協会	舗装調査･試験法便覧	（平成 19 年６月）
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成 13 年９月）
(社)日本圧接協会	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	（平成 17 年４月）
(社)公共建築協会	建築工事共通仕様書	（平成 19 年版）

第３節　敷地造成工

３－３－１　一般事項

敷地造成工の一般事項については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－１　一般事項**　の規定によるものとする。

３－３－２　掘削工

掘削工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－２　掘削工**　の規定によるものとする。

３－３－３　盛土工

盛土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－３－３　盛土工**　の規定によるものとする。

３－３－４　法面整形工

法面整形工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－５　法面整形工**　の規定によるものとする。

３－３－５　作業残土処理工

作業残土処理工の施工については，２－３－２　管路土工（発生土処理）の規定によるものとする。

第４節　法面工

３－４－１　一般事項

１．本節は法面工として法枠工，植生工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－４－２　法枠工

法枠工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－５　法枠工**　の規定によるものとする。

３－４－３　植生工

植生工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－７　植生工**　の規定によるものとする。

第５節　地盤改良工

３－５－１　一般事項

１．本節は，地盤改良工として，表層安定処理工，バーチカルドレーン工，締固め改良工，固結工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－５－２　表層安定処理工

表層安定処理工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－４　表層安定処理工**　の規定によるものとする。

３－５－３　バーチカルドレーンエ

バーチカルドレーン工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－７　バーチカルドレーンエ**　の規定によるものとする。

３－５－４　締固め改良工

締固め改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－８　締固め改良工**　の規定によるものとする。

３－５－５　固結工

固結工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

第６節　本体作業土工

３－６－１　一般事項

１．本節は，本体作業土工として掘削工，埋戻工，盛土工，法面整形工，作業残土処理工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．その他の一般事項については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－１　一般事項**　の規定によるものとする。

３－６－２　掘削・埋戻

掘削・埋戻の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－６－３　盛土工

盛土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－３－３　盛土工**　の規定によるものとする。

３－６－４　法面整形工

法面整形工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－５　法面整形工**　の規定によるものとする。

３－６－５　作業残土処理工

作業残土処理工の施工については，２－３－２　管路土工（発生土処理）の規定によるものとする。

第７節　本体仮設工

３－７－１　一般事項

１．本節は，仮設工として土留・仮締切工，地中連続壁工（コンクリート壁），地中連続壁工（ソイル壁），水替工，地下水低下工，補助地盤改良工，仮橋・作業台工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．請負者は，仮設工については，**設計図書**の定め又は監督員の**指示**がある場合を除き，請負者の責任において施工しなければならない。

３．請負者は，仮設物については，**設計図書**の定め又は監督員の**指示**がある場合を除き，工事完了後，仮設物を完全に撤去し，原形に復旧しなければならない。

３－７－２　土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－５　土留・仮締切工**　の規定によるものとする。

３－７－３　地中連続壁工（コンクリート壁）

地中連続壁工（コンクリート壁）の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－９　地中連続壁工（壁式）**の規定によるものとする。

３－７－４　地中連続壁工（ソイル壁）

地中連続壁工（ソイル壁）の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－10　地中連続壁工（柱列式）**の規定によるものとする。

３－７－５　水替工

水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

３－７－６　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－11　地下水低下工の規定によるものとする。

３－７－７　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

３－７－８　仮橋・仮桟橋工

仮橋・作業構台工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－３　仮橋・仮桟橋工**　の規定によるものとする。

第８節　本体築造工

３－８－１　一般事項

本節は，本体築造工として直接基礎工（改良，置換），基礎杭工，場所打杭工，オープンケーソン基礎工，ニューマチックケーソン基礎工，躯体工，伸縮継手工，越流樋工，越流堰板工，蓋工，角落し工，手摺工，防食工，左官工，防水工，塗装工，埋込管工，仮壁撤去工，付属物工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－８－２　直接基礎工（改良）

１．請負者は，直接基礎において，載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し，監督員の**承諾**を得なければならない。
２．請負者は，床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合，又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。
３．攪拌とは，粉体噴射攪拌，高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。
４．請負者は，固結工による工事着手前に，攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし，目標強度を確認しこの結果を監督員に**報告**しなければならない。
５．請負者は，固結工法にあたり，施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。請負者は，これらへ影響が発生した場合は，ただちに監督員へ**報告**し，その対応方法等について監督員と**協議**しなければならない。
６．請負者は，固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合は，ただちに工事を中止し，監督員に**報告**後，占有者全体の**立会**を求め管理者を明確にし，その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。

３－８－３　直接基礎工（置換）

１．請負者は，直接基礎において，載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を**提出**し，監督員の**承諾**を得なければならない。
２．請負者は，床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合，又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。
３．請負者は，置換のための掘削を行う場合には，その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。
４．請負者は，置換のための掘削を行うにあたり，掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。
５．請負者は，構造物基礎の置換工にあたり，一層の敷均し厚さは，仕上がり厚で20㎝以下としなければならない。

６．請負者は，構造物基礎の置換工にあたり，構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締固めなければならない。
７．請負者は，置換工において，終了表面を粗均した後，整形し締固めなければならない。
８．ラップルコンクリートの打設については，３－８－８　く体工　第４項の規定によるものとする。
９．請負者は，表層混合処理（改良土基礎）を行うにあたり，安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は，地表面 50 ㎝以上の水はけの良い高台に置き，水の侵入，吸湿を避けなければならない。
　なお，請負者は，生石灰の貯蔵量が 500 ㎏を超える場合は，消防法の適用を受けるので，これによらなければならない。
10．請負者は，安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は，安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または，安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し，JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験しなければならない。

３－８－４　既製杭工

既製成杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－４　既製杭工**　の規定によるものとする。

３－８－５　場所打杭工

場所打杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－５　場所打杭工**　の規定によるものとする。

３－８－６　オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－７　オープンケーソン基礎工**　の規定によるものとする。

３－８－７　ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第３編　２－４－８　ニューマチックケーソン基礎工**　の規定によるものとする。

３－８－８　く体工

１．杭頭処理
(1) 請負者は，杭頭処理は**設計図書**に従い，杭本体を損傷させないように行わなければならない。

(2) 請負者は，杭頭部に鉄筋を溶接する処理法の場合は，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－４　既製杭工**　の規定による鋼管杭及びH鋼杭の溶接の資格及び経験と同等の資格及び経験を有する者に行わせなければならない。

(3) 鉄筋の加工等については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－４　既製杭工**　の規定によらなければならない。

２．殻運搬処理

(1) 請負者は，殻の処理を行う場合は，関係法令等に基づき適正に処理するものとし，殻運搬処理を行う場合は，運搬物が飛散しないようにしなければならない。

(2) 請負者は，殻の受入れ場所及び時間について，**設計図書**に定めのない場合は，監督員の**指示**を受けなければならない。

３．基礎材

(1) 請負者は，基礎材の施工においては，床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利，砕石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。

(2) 請負者は，直接基礎において，載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を**提出**し，監督員の**承諾**を得なければならない。

(3) 請負者は，床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合，又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。

４．均しコンクリート及びコンクリート

共通仕様書（土木工事編）　第１編　３－３－１　一般事項　から　３－６－９　養生及び３－９－１　一般事項　から　３－15－２　施工　の規定によるものとする。

５．型枠及び支保

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－８－１　一般事項　から３－８－４　取外し　の規定によるものとする。

６．鉄　　筋

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－７－１　一般事項　から３－７－６　ガス圧接　の規定によるものとする。

７．足　　場

共通仕様書（土木工事編）　第４編　第 11 節　橋梁足場等設置工（鋼管理橋）及び第 15 節　橋梁足場等設置工（ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋）　の規定によるものとする。

８．チッピング

請負者は，硬化した本体のコンクリートに二次コンクリートを打ち継ぐ場合，ハンドブレーカー，たがね等により打継ぎ面に目荒らし，チッピングを行い，清掃，吸水等の適切な処理を施さなければならない。

３－８－９　伸縮継手工

１．請負者は，伸縮継手部の施工にあたっては，止水板，伸縮目地材，目地充填材を丁寧に取付けなければならない。

２．請負者は，次期工事との関係で止水板のみを設置するときは**設計図書**に基づき施工しなければならない。

３．請負者は，可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には，監督員と**協議**しなければならない。

４．請負者は，**設計図書**に基づきスリップバーを施工しなければならない。

なお，鉄筋はさや管の中心に位置するように目地材を充填し，コンクリートが浸入しないようにしなければならない。

３－８－10　越流樋工

１．請負者は，越流樋工について**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 現場打ち越流樋については，越流堰板が垂直に取付くよう樋側壁を施工しなければならない。万一傾きを生じた場合は，垂直になるようモルタル仕上げで修正しなければならない。

(2) 二次製品による越流樋（PC 樋，FRP 樋）は，**設計図書**に基づきボルトにより受け台に確実に固定しなければならない。

３－８－11　越流堰板工

１．請負者は，越流堰板について**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 越流堰は全槽にわたって，その高さが同一，かつ流水に対して鉛直になるよう設置しなければならない。

(2) 越流堰の製作にあたっては，Ｖカットしたノッチに亀裂を生じないように加工しなければならない。

(3) 越流堰板は，流出樋に埋め込みボルト，またはホールインアンカーを正確に取付け，これにパッキングと共に堰板を設置し，フラットバーあるいはこれに類するもので押さえた後，ボルト締めして取付けなければならない。

(4) 越流堰板は，特に漏水の防止に留意して取付けなければならない。

３－８－12　蓋　　工

１．請負者は，開口部に設置する各種の蓋類について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 蓋は，おさまりを考慮して，受枠との間に適切な余裕を持たせて加工しなければならない。

(2) 蓋表面は，コンクリート構造物上面と同一面となるよう取付けなければならない。また，受枠の設置についてはコンクリート打設に先立ってアンカーを鉄筋に溶接するなど水平に固定し，蓋を据え付けたとき，がたつき等を生じないようにしなければならない。
(3) 開口部からの転落等を防止するために，蓋は出来るだけ速やかに取付けなければならない。
(4) FRP 蓋，合成木材蓋等は，強風によって飛散しないような措置を講じておかなければならない。
(5) PC 蓋は，PC，RC の別，板厚ごとに**強度計算書**を，監督員に**提出**しなければならない。
(6) グレーチング蓋，PC 蓋は，**設計図書**に基づいて所要の強度試験を行い，結果を監督員に**報告**しなければならない。

３－８－13　角落し工

1．請負者は，角落しについて**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) 角落し及び受枠は，製作に着手する前に，**施工計画書**に材料，構造等に関する事項をそれぞれ記載し，監督員に**提出**し**承諾**を得なければならない。
(2) 角落し受枠の製作取付け及び角落しの製作にあたっては，止水性について十分考慮しなければならない。
(3) 角落し受枠の設置は，コンクリート打設に先立ってアンカーを鉄筋に溶接することを原則とするが，コンクリート打設後に設置する場合もアンカーにより強固にく体コンクリートに取付けなければならない。
(4) 角落しは仮据付けを行い，異常のないことを確認した後，監督員の**指定**する場所に搬入しなければならない。

３－８－14　手摺工

1．請負者は，手摺について**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) 手摺の製作に着手する前に，**構造計算書**，**組立図**等を監督員に**提出**し**承諾**を得なければならない。
(2) 手摺は，出来るだけ多くの部分を工場で組立て現地に搬入しなければならない。
(3) 手摺は，施設及び手摺の機能に支障とならないよう構造物に堅固に固定しなければならない。
(4) 伸縮継手にかかる手摺は継手部で切断して施工しなければならない。
(5) 鋼製，ステンレス製手摺の現場組立は，溶接接合でひずみのないように接合し，溶接箇所は滑らかに仕上げなければならない。
(6) アルミ製手摺の現場組立は，原則としてビスで行わなければならない。

３－８－15　防食工

１．請負者は，コンクリート防食被覆施工にあたり，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

２．く体コンクリートの品質

(1) 防食被覆を対象とするコンクリートは，所要の強度，耐久性，水密性を有し，有害な欠陥がなく，素地調整層の密着性にすぐれていなければならない。

(2) 原則として，素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料，型枠はく離材，コンクリート混和剤，塗膜養生剤等は用いてはならない。

３．く体欠陥部の処理

防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差，豆板，コールドジョイント，打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどのく体欠陥部は，監督員の**承諾**を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。

４．前処理

対象コンクリートは前処理として，セパレーター，直接埋設管，箱抜き埋設管，タラップ及び取付け金具廻りなどは，あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。

５．表面処理

防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス，硬化不良，強度の著しく小さい箇所，油，汚れ，型枠はく離材，及び異物などを除去した後，入隅部，出隅部は，滑らかな曲線に仕上げた後，対象コンクリート表面全体をサンドブラスト，ウォータージェット，電気サンダー等で物理的に除去しなければならない。

６．素地調整

表面処理が終了したコンクリート面に，防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。

７．防食被覆工法の施工，養生

(1) 防食被覆工は，所定の材料を仕様に従って塗布し，ピンホールが生じないよう，また，層厚が均一になるように仕上げなければならない。

(2) 防食被覆層の施工終了後，防食被覆層が使用に耐える状態になるまで，損傷を受けることがないよう適切な養生をしなければならない。

８．請負者は，コンクリート及び防食被覆材料，防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し，監督員に**届け出**なければならない。

９．施工環境の管理

(1) 請負者は，施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。また，施工箇所の気温が５℃以下，または素地面が結露している場合には施工してはならない。

(2) 素地調整材，防食被覆材料並びにプライマー類には可燃性の有機溶剤や人体に有害なものが含まれているので，関連法規に従って換気や火気に注意し，照明，足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

３－８－16　左官工

１．請負者は，コンクリート天端面の仕上げについて，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 打放しコンクリートの天端面，滑らかな表面を必要とするコンクリート天端面は左官工による金ごて仕上げとしなければならない。

(2) 締固めを終わり，所定の高さ及び形状に均したコンクリートの上面は，しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。

(3) 仕上げ作業後，コンクリートが固まるまでの間に発生したひび割れは，タンピングまたは再仕上げによってこれを取除かなければならない。

(4) 金ごて仕上げは，作業が可能な範囲で，出来るだけ遅い時期に，金ごてで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。

２．請負者は，モルタル仕上げについて，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) モルタル作成にあたって所定の配合にセメント及び洗砂を混合して，全部等色になるまで数回空練りした後，清水を注ぎながら更に５回以上切返して練り混ぜなければならない。

(2) 壁，柱，はりの側面及びはり底面のモルタル仕上げは以下によって施工しなければならない。

① モルタル塗りを行うコンクリート表面を，あらかじめノミ，タガネ等で目荒らしし，清掃のうえ下塗りしなければならない。

② 中塗りは，定規摺りを行い，木ごて押さえとしなければならない。

③ 上塗りは，中塗りしたモルタルの水引き加減を見はからって行い，面の不陸がなく，かつむらの出ないように仕上げなければならない。

(3) 床塗りは，以下によって施工しなければならない。

① コンクリート面のレイタンスなどを除去し，よく清掃のうえ，水しめしを行い，セメントペーストを十分流して，ホウキの類でかき均しの後，塗りつけなければならない。

② 塗りつけは，硬練りモルタルを板べら等でたたき込み，表面に水分を滲出させ，水引きかげんを見はからい，金ごて仕上げをしなければならない。

３．請負者は，防水モルタル工について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 防水モルタル工においては，あらかじめ監督職員の**承諾**を得た防水剤を注入しなければならない。

３－８－17　防水工

１．請負者は，以下の規定により難い場合は，**建築工事共通仕様書　第９章　防水工事**の規定によらなければならない。

２．請負者は，防水工事全般について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) 降雨，降雪が予想される場合，下地の乾燥が不十分な場合，気温が著しく低下した場合，強風及び高湿の場合，その他防水に悪影響を及ぼす恐れのある場合には施工を行ってはならない。
(2) 防水層の施工は，随時，監督員の**検査**を受けなければならない。
(3) 防水層施工後，保護層を施工するまでの間は，機材等によって防水層を損傷しないよう注意しなければならない。
３．請負者は，下地処理について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) 防水工を施すコンクリート面は，原則として床面は金ごて仕上げ，側面は打ち放しとしなければならない。
(2) 入隅部，出隅部は，所定の形状に仕上げなければならない。
(3) 塗膜防水の場合，コンクリート打継目及び著しいひび割れ箇所はU型にはつり，シーリング材を充填した後，所定の補強布で補強しなければならない。
４．請負者は，プライマー塗りについて，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) プライマー塗りに先だって下地の清掃を行い，下地が十分乾燥した後でなければプライマー塗りを行ってはならない。
(2) プライマーは，所定の位置まで均一に塗りつけ乾燥させなければならない。
(3) 塗りつけは，下地以外の箇所を汚染しないように行わなければならない。
５．請負者は，防水層施工について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) アスファルト防水，シート防水の場合，ルーフィングの張りつけは所定の方法で行い，引張りやしわ等が生じないよう注意して下層に密着させなければならない。
(2) 塗膜防水の場合，材料の可使時間に見合った量，方法で練り混ぜ，均一に塗りつけなければならない。
６．請負者は，保護層について，**設計図書**によって施工しなければならない。

３－８－18　塗装工

１．請負者は，以下の規定により難い場合は，**建築工事共通仕様書　第 18 章　塗装工事**の規定によらなければならない。
２．塗料
(1) 塗料の使用にあたっては，**１－２－13　塗料**の他，以下の規格に適合するものとする。
(2) 塗料の調合は調合ペイントをそのまま使用することを原則とするが，素地の粗密吸収性の大小，気温の高低などに応じて調整するものとする。

(3) 請負者は，上塗りに用いる塗料の調合については，専門業者に監督員の指定する色つやに調合させなければならない。
(4) 請負者は，色つやについては，塗り層ごとに塗り見本を**提出**し，監督員の**承諾**を得なければならない。
(5) 鋼鉄板の塗装の塗料は，**設計図書**に示されたもの，もしくは下記によるものを原則とし，請負者はその材質について，あらかじめ監督員の**承諾**を得なければならない。
① エポキシ樹脂系塗料
② タールエポキシ樹脂系塗料
③ 塩化ビニル系塗料
④ ジンクリッチ系塗料
⑤ フェノール系塗料
(6) コンクリート面の塗料については，下記によるものを原則とし，請負者はその材質について，使用に先立ち監督員の**承諾**を得なければならない。
① 塩化ビニル系塗料
② アクリル樹脂系塗料
③ 合成樹脂系エマルジョン塗料
④ エポキシ樹脂系塗料
⑤ タールエポキシ系塗料

３．請負者は，塗装工事について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。
(1) 作業者は，同種の工事に従事した経験を有する熟練者でなければならない。
(2) 次の場合，塗装工事を行ってはならない。
① 気温，湿度が塗料の種類ごとに定めた表８－５の制限を満足しないとき。
② 塗装する面が結露したり，湿気を帯びているとき。
③ 屋外作業で風が強いとき及び塵埃が多いとき。
④ 屋外作業で塗料の乾燥前に降雪雨，霜の恐れがあるとき。
⑤ 鋼材塗装において，炎天下で鋼材表面の温度が高く，塗膜に泡が生ずる恐れのあるとき。
⑥ コンクリートの乾燥期間が３週間以内のとき。
⑦ コンクリートに漏水があるとき。
(3) 塗装面，その周辺，床等に汚染，損傷を与えないように注意し，必要に応じてあらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行わなければならない。
(4) 塗装を行う場所は換気に注意して，溶剤による中毒を起こさないようにしなければならない。
(5) 爆発，火災等の事故を起こさないよう火気に注意し，また塗料を拭き取った布，塗料の付着した布片等で，自然発火を起こす恐れのあるものは，作業終了後速やかに処置しなければならない。

(6) 施工に際して有害な薬品を用いてはならない。
(7) 塗料は，使用前に攪拌し，容器の底部に顔料が沈殿していない状態で使用しなければならない。
(8) 多液型塗料を使用する場合，混合割合，混合方法，熟成時間，可使時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
(9) 請負者の都合で，現場搬入前に塗装を施す必要のある場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。
(10) 塗装は，塗り残し，気泡，むら，ながれ，はけめのないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。
(11) 塗り重ねをする場合，前回塗装面のたれ，はじき，泡，ふくれ，割れ，はがれ，浮き錆，付着物等を適切に処置し，塗膜の乾燥状態及び清掃状態を確認してから行わなければならない。
(12) コンクリート表面の素地調整において，付着した塵埃，粉化物，遊離石灰等を除去し，小穴，亀裂等は穴埋めを行い，表面を平滑にしなければならない。
(13) 鋼材表面の素地調整において，塗膜，黒皮，錆，その他の付着物を所定のグレードで除去しなければならない。
(14) 素地調整が完了した鋼材及び部材が，塗装前に錆を生じる恐れのある場合には，プライマー等を塗布しておかなければならない。
(15) 溶接部，ボルトの接合部分,その他構造が複雑な部分の必要塗膜厚を確保するよう入念に施工しなければならない。
(16) 塗装箇所が乾燥するまで塗装物を移動してはならない。
(17) 移動，組立中に塗装の剥げた箇所は，同一材料で補修しなければならない。
(18) 塗装作業終了後，所定の検査を行い，監督員に**提出**しなければならない。

４．請負者は，機械設備工事の配管，弁類の塗装について，**設計図書**により施工しなければならない。

表８－５　塗布作業時の気温・湿度の制限

塗　装　の　種　類	気温（℃）	湿度（ＲＨ%）
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
鉛系さび止めペイント	5以下	〃
フェノール樹脂　ＭＩＯ　塗料	5以下	〃
エポキシ樹脂プライマー	10以下	〃
エポキシ樹脂　ＭＩＯ　塗料＊	10以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗(中塗)　＊	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗　＊	10以下	〃
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	〃
タールエポキシ樹脂塗料	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料内面用　＊	10以下	〃
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料＊	10以下, 30以上	〃
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料＊	10以下, 30以上	〃
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	〃
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料中塗	5以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料上塗	5以下	〃
塩化ゴム系塗料中塗	0以下	〃
塩化ゴム系塗料上塗	0以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料中塗	5以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料上塗	0以下	〃
ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	〃
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	〃

注）　＊印を付した塗料を低温時に塗布する場合は，低温用の塗料を用いる。低温用の塗料に対する制限は上表において，気温については５℃以下，20℃以上，湿度については85%以上とする。

３－８－19　埋込管工

１．請負者は，埋込管の施工について，**設計図書**に基づいて施工しなければならない

３－８－20　仮壁撤去工

１．請負者は，仮壁撤去工について，**設計図書**による他，以下に留意して施工しなければならない。

(1) 仮壁を撤去する場合，あらかじめ施工計画をたて，監督員と**協議**して，残置する部分を損傷しないように注意しなければならない。

(2) コンクリート取壊しに使用する機械の種類を選定する際には，振動，騒音等を十分配慮しなければならない。

(3) コンクリートは縦，横の平均寸法が 30 ㎝以下になるよう破砕し，鉄筋を入念に切断し，分離して処分しなければならない。
(4) 取壊したコンクリートは，**設計図書**において指定された場合を除き，埋戻しや構造物の基礎に使用してはならない。

2．残置するコンクリート構造物との接触面は，鉄筋を切断し，清掃した後，**設計図書**に基づき所定の仕上げを行わなければならない。

3．管廊部の仮壁の取壊しについては，管廊内に浸水が起こらないように，その撤去時期及び浸水対策を十分考慮して行わなければならない。

4．水路部の仮壁の取壊しについては，浸水対策として，角落しを設置してから行わなければならない。

5．仮壁取壊し時に発生するコンクリート殻の処分については，３－８－８　く体工第２項の規定によるものとする。

３－８－21　付属物工

1．請負者は，以下に示す付属物の形状，設置位置について，**設計図書**に基づいて施工しなければならない。
(1) 足掛金物
(2) タラップ
(3) 吊りフック
(4) コンクリートアンカー
(5) 排水目皿
(6) ノンスリップ
(7) 竪樋

2．請負者は，つりフックの設置は，コンクリート打設時に埋め込み，正確かつ堅固に取付けなければならない。

3．請負者は，整流壁について，**設計図書**による他，有孔整流壁の構築にあたっては，硬質塩化ビニル管等を所定の長さに切断し，コンクリート型枠に正確かつ堅固に取付け，コンクリート打設によって狂いの生じないようにしなければならない。

第９節　場内管路工

３－９－１　一般事項

本節は，場内管路工として作業土工，補助地盤改良工，管路土留工，路面覆工，開削水替工，地下水低下工，管基礎工，管布設工，水路築造工，側溝設置工，標準マンホール工，組立マンホール工，取付管布設工，ます設置工，舗装撤去工，舗装復旧工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－９－２　作業土工

管路土工の施工については，２－３－２　管路土工の規定によるものとする。

３－９－３　管布設工

管布設工の施工については，２－３－３　管布設工の規定によるものとする。

３－９－４　管基礎工

管基礎工の施工については，２－３－４　管基礎工の規定によるものとする。

３－９－５　水路築造工

水路築造工の施工については，２－３－５　水路築造工の規定によるものとする。

３－９－６　側溝設置工

側溝設置工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－９－９　側溝工**　の規定によるものとする。

３－９－７　管路土留工

管路土留工の施工については，２－３－６　管路土留工の規定によるものとする。

３－９－８　路面覆工

路面覆工の施工については，２－３－８　管路路面覆工の規定によるものとする。

３－９－９　補助地盤改良工（高圧噴射攪拌，機械攪拌）

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

３－９－10　開削水替工

開削水替工の施工については，２－３－１０　開削水替工の規定によるものとする。

３－９－11　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－１１　地下水低下工の規定によるものとする。

３－９－12　標準マンホール工

標準マンホール工の施工については，２－８－２　標準マンホール工の規定によものとする。

３－９－13　組立マンホール工

組立マンホール工の施工については，２－８－３　組立マンホール工の規定によるものとする。

３－９－14　小型マンホール工

小型マンホール工の施工については，２－８－４　小型マンホール工の規定によるものとする。

３－９－15　ます設置工

ます設置工の施工については，２－１０－３　ます設置工の規定によるものとする。

３－９－16　取付管布設工

取付管布設工の施工については，２－１０－４　取付管布設工の規定によるものとする。

３－９－17　舗装撤去工

舗装撤去工の施工については，２－１２－３　舗装撤去工の規定によるものとする。

３－９－18　舗装復旧工

１．アスファルト舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－２　アスファルト舗装の材料　の規定によるものとする。

２．コンクリート舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－３　コンクリート舗装の材料　の規定によるものとする。

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）の施工については，２－１２－５　舗装復旧工の規定によるものとする。

第 10 節　吐口工

３－10－１　一般事項

本節は，吐口工として作業土工，補助地盤改良工，土留・仮締切工，水替工，地下水低下工，直接基礎工（置換工），既製杭工，場所打杭工，く体工，伸縮継手工，角落し工，手摺工，コンクリートブロック工，護岸付属物工，環境護岸ブロック工，石積（張）工，法枠工，羽口工，根固めブロック工，間詰工，沈床工，捨石工，かご工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－10－２　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－10－３　土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－５　土留・仮締切工**　の規定によるものとする。

３－10－４　水替工

水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

３－10－５　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－11　地下水低下工の規定によるものとする。

３－10－６　補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

３－10－７　直接基礎工（改良）

直接基礎工（改良）の施工については，３－８－２　直接基礎工（改良）の規定によるものとする。

３－10－８　直接基礎工（置換）

直接基礎工（置換）の施工については，３－８－３　直接基礎工（置換）の規定によるものとする。

３－10－９　既製杭工

既製杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－４　既製杭工**　の規定によるものとする。

３－10－10　場所打杭工

場所打杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－５　場所打杭工**　の規定によるものとする。

３－10－11　く体工

く体工の施工については，３－８－８　く体工の規定によるものとする。

３－10－12　伸縮継手工

伸縮継手工の施工については，３－８－９　伸縮継手工の規定によるものとする。

３－10－13　角落し工

角落し工の施工については，３－８－13　角落し工の規定によるものとする。

３－10－14　手摺工

手摺工の施工については，３－８－14　手摺工の規定によるものとする。

３－10－15　コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－５－１　一般事項及び２－５－３　コンクリートブロック工**　の規定によるものとする。

３－10－16　護岸付属物工

1．横帯コンクリート，小口止，縦帯コンクリート，巻止コンクリート，平張コンクリートの施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－３－１　一般事項　から　３－６－９　養生及び３－９－１　一般事項　から　３－15－２　施工**　の規定によるものとする。

2．小口止矢板の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－４　矢板工**の規定によるものとする。

3．プレキャスト横帯コンクリート，プレキャスト小口止，プレキャスト縦帯コンクリート，プレキャスト巻止コンクリートの施工については，基礎との密着をはかり，接合面が食い違わないように施工しなければならない。

３－10－17　環境護岸ブロック

環境護岸ブロック工の施工については，３－10－15 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

３－10－18　石積（張）工

石積（張）工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－５－１　一般事項及び２－５－５　石積（張）工**　の規定によるものとする。

３－10－19　法枠工

法枠工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－５　法枠工**　の規定によるものとする。

３－10－20　羽口工

羽口工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－５－13　羽口工**　の規定によるものとする。

３－10－21　根固めブロック工

根固めブロック工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－７－３　根固めブロック工**　の規定によるものとする。

３－10－22　間詰工

間詰工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－７－４　間詰工**　の規定によるものとする。

３－10－23　沈床工

沈床工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－７－５　沈床工**　の規定によるものとする。

３－10－24　捨石工

捨石工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－７－６　捨石工**　の規定によるものとする。

３－10－25　かご工

かご工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－７－７　かご工**　の規定によるものとする。

第 11 節　場内・進入道路工

３－11－１　一般事項

本節は，場内・進入道路工として掘削工，作業残土処理工，舗装撤去工，路床安定処理工，盛土工，法面整形工，法面植生工，アスファルト舗装工，コンクリート舗装工，薄層カラー舗装工，ブロック舗装工，区画線工，道路付属物工，小型標識工，作業土工，路側防護柵工，縁石工，側溝設置工，ます設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。

３－11－２　材　　料

１．アスファルト舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－２　アスファルト舗装の材料　の規定によるものとする。

２．コンクリート舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－６－３　コンクリート舗装の材料　の規定によるものとする。

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）の施工については，２－１２－５　舗装復旧工の規定によるものとする。

３－11－３　掘削工

掘削工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　２－４－２　掘削工**　の規定によるものとする。

３－11－４　作業残土処理工（残土搬出工）

作業残土処理工の施工については，２－３－２　管路土工（発生土処理）の規定によるものとする。

３－11－５　舗装撤去工

舗装撤去工の施工については，２－12－３　舗装撤去工の規定によるものとする。

３－11－６　路床安定処理工

路床安定処理工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－２　路床安定処理工**　の規定によるものとする。

３－11－７　盛土工

盛土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第１編　２－３－３　盛土工**　の規定によるものとする。

３－11－８　法面整形工

法面整形工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第１編　２－４－５　法面整形工**　の規定によるものとする。

３－11－９　法面植生工

法面植生工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－３－７　植生工**　の規定によるものとする。

３－11－10　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－６－５　アスファルト舗装工**　の規定によるものとする。

３－11－11　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－６－６　コンクリート舗装工**　の規定によるものとする。

３－11－12　薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－６－７　薄層カラー舗装工**　の規定によるものとする。

３－11－13　ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第４編　１－９－８　ブロック舗装工**　の規定によるものとする。

３－11－14　区画線工

区画線工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－３－12　区画線工**　の規定によるものとする。

３－11－15　道路付属物工

道路付属物工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ｉ）　第３編　２－３－13　道路付属物工**　の規定によるものとする。

３－11－16　小型標識工

小型標識工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－９　小型標識工**　の規定によるものとする。

３－11－17　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－11－18　路側防護柵工

路側防護柵工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－11　路側防護柵工**　の規定によるものとする。

３－11－19　縁石工

縁石工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－８　縁石工**　の規定によるものとする。

３－11－20　側溝設置工

側溝設置工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第４編　１－９－９　側溝工**　の規定によるものとする。

３－11－21　ます設置工

ます設置工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第８編　１－８－５　集水桝・マンホール工**　の規定によるものとする。

第 12 節　擁壁工

３－12－１　一般事項

１．本節は，擁壁工として作業土工，補助地盤改良工，土留・仮締切工，水替工，地下水低下工，既製杭工，場所打杭工，現場打擁壁工，プレキャスト擁壁工，補強土壁工，井桁ブロック工，コンクリートブロック工，緑化ブロック工，石積（張）工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．請負者は，擁壁工の施工にあたっては，**道路土工－擁壁・カルバート・仮設構造物工指針　２－７　施工一般及び土木構造物標準設計　第２巻　解説書　４．３　施工上の注意事項**の規定によらなければならない。

３－12－２　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－12－３　土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－10－５　土留・仮締切工**　の規定によるものとする。

３－12－４　水替工

水替工の施工については，２－３－10　開削水替工の規定によるものとする。

３－12－５　地下水低下工

地下水低下工の施工については，２－３－11　地下水低下工の規定によるものとする。

３－12－６　補助地盤改良工（固結工）

補助地盤改良工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－７－９　固結工**　の規定によるものとする。

３－12－７　既製杭工

既製杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－４　既製杭工**　の規定によるものとする。

２－12－８　場所打杭工

場所打杭工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－４－５　場所打杭工**　の規定によるものとする。

３－12－９　現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については，３－８－８　く体工の規定によるものとする。

１．請負者は**設計図書**に基づき，擁壁背面の排水に留意するとともに，水抜孔の配置等については，監督職員と**協議**して決めなければならない。

３－12－10　プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第８編　１－５－６　プレキャスト擁壁工**　の規定によるものとする。

３－12－11　補強土壁工

補強土壁工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第８編　１－５－７　補強土壁工**　の規定によるものとする。

３－12－12　井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第８編　１－５－８　井桁ブロック工**　の規定によるものとする。

３－12－13　コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－５－１　一般事項及び２－５－３　コンクリートブロック工**　の規定によるものとする。

３－12－14　緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－５－４　緑化ブロック工**　の規定によるものとする。

３－12－15　石積（張）工

石積（張）工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－５－１　一般事項及び２－５－５　石積（張）工**　の規定によるものとする。

第 13 節　場内植栽工

３－13－１　一般事項

場内植栽工の一般事項については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　２－３－１　一般事項**　の規定によるものとする。

３－13－２　材　料

材料については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　２－３－２　材料**　の規定によるものとする。

３－13－３　植栽工

植栽工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　２－３－３　高木植栽工**　の規定によるものとする。

３－13－４　移植工

移植工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　２－４－４　高木移植工**　の規定によるものとする。

３－13－５　地被類植付工

地被類植付工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　２－３－６　地被類植栽工**　の規定によるものとする。

３－13－６　種子吹付工

種子吹付工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－７　植生工**　の規定によるものとする。

第 14 節　修景池・水路工

３－14－１　一般事項

１．本節は，修景池・水路工として，作業土工，植ます工，修景池工，修景池及びます工その他これらに類する工種について定めるものとする。
２．請負者は，修景池・水路工の施工については，敷地の状況，処理場ポンプ場内施設との取合いを考慮しなければならない。
３．請負者は，修景池・水路工の施工については，設計意図を十分把握したうえで，施工しなければならない。
４．修景池・水路工の仕上げについては，**設計図書**によるものとする。

３－14－２　材　　料

１．請負者は，修景池・水路工に使用する機能及び意匠に関わる材料については，施工前に仕上がり見本品及び性能，品質を証明する資料を作成し，監督員に**提出**しなければならない。
２．工場製品については，ひび割れ・損傷がないものとする。

３－14－３　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－14－４　植ます工

植ます工の施工については，**設計図書**によるものとする。

３－14－５　修景池工

１．請負者は，コンクリートの施工については，打ち継ぎ箇所における，シーリング材の充填により水漏れ防止を行なわなければならない。
２．請負者は，防水の施工については，**設計図書**によるものとする。
３．請負者は，防水の施工については，防水シートを使用する場合は，接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い，密着させなければならない。
４．石積の護岸の施工については，**設計図書**によるものとする。
５．小型角落し工は，３－８－13　角落し工の規定によるものとする。

３－14－６　修景水路及びます工

１．請負者は，コンクリートの施工については，打ち継ぎ箇所における，シーリング材の充填により水漏れ防止を行わなければならない。
２．請負者は，防水の施工については，**設計図書**によるものとする。

３．請負者は，防水の施工については，防水シートを使用する場合は，接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い，密着させなければならない。
４．石積の護岸の施工については，**設計図書**によるものとする。
５．請負者はます工の施工については，他構造物との高さ調整が必要な場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。

第 15 節　場内付帯工

３－15－１　一般事項

１．本節は場内付帯工として，作業土工，門扉工，フェンス工，デッキ工，四阿工，ベンチ工，モニュメント工，パーゴラ工，旗ポール工，遊具工，案内板工，花壇工，階段工，給水設備工，照明工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．請負者は，場内付帯工の施工については，敷地の状況，処理場，ポンプ場内施設との取合いを考慮しなければならない。

３．請負者は，場内付帯工の施工については，設計意図を十分把握したうえで施工しなければならない。

３－15－２　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－15－３　門扉工

１．請負者は，門扉工の施工については，**設計図書**に示す高さに設置し，水平，垂直になるように施工するとともに，ねじれのないように施工しなければならない。

２．請負者は，門扉工の仕上げについては，**設計図書**によるものとする。

３．請負者は，門扉工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　３－３－１　一般事項　から　３－６－９　養生及び３－９－１　一般事項　から　３－15－２　施工**　の規定によるものとする。

４．銘板，郵便受けは**設計図書**によるものとする。

３－15－４　フェンス工

フェンス工の施工については，**共通仕様書（土木工事編）　第 10 編　３－11－７　柵工**　の規定によるものとする。

３－15－５　デッキ工

デッキ工の施工については，**共通仕様書（土木工事編）　第 10 編　３－７－16　公園橋工**　の規定によるものとする。

３－15－６　四阿工

四阿工の施工については，**共通仕様書（土木工事編）　第 10 編　３－12－３　四阿工**　の規定によるものとする。

３－15－７　ベンチ工

請負者は，ベンチ工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－10－６　ベンチ・テーブル工**　の規定によるものとする。

３－15－８　モニュメント工

モニュメント工の施工については，**設計図書**によるものとする。

３－15－９　パーゴラ工

パーゴラ工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－12－３　四阿工**　の規定によるものとする。

３－15－10　旗ポール工

旗ポール工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－10－８　サイン施設工**　の規定によるものとする。

３－15－11　遊具工

遊具工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－９　遊戯施設設備工**　の規定によるものとする。

３－15－12　案内板工

旗ポール工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－10－８　サイン施設工**　の規定によるものとする。

３－15－13　花壇工

花壇工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第 10 編　３－８－６　花壇工**　の規定によるものとする。

３－15－14　階段工

階段工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第１編　第３章　無筋，鉄筋コンクリート　及び　第10編　３－７　園路広場整備工　及び　第10編　３－13　施設仕上げ工**の規定によるものとする。

３－15－15　給水設備工

給水設備工の施工については，**共通仕様書（土木工事編）　第 10 編　３－３　給水設備工**　の規定によるものとする。

３－15－16　照明工

照明工の施工については，**共通仕様書（土木工事編）　第 10 編　３－６　電気設備工**　の規定によるものとする。

第 16 節　構造物撤去工

３－16－１　一般事項

一般事項については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－９－１　一般事項**　の規定によるものとする。

３－16－２　作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻）**　の規定によるものとする。

３－16－３　構造物取壊し及び撤去工

構造物取壊し及び撤去工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）　第３編　２－９－３　構造物取壊工**　の規定によるものとする。

第４章　参　　考　　資　　料

第１節　施工計画書作成例（参考）

４－１－１　施工計画書作成の要点

施工計画書は，共通仕様書（土木工事編）１－１－６　施工計画書で「請負者は，工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順・工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と規定しており，次の事項について記載する必要があります。

(1) 工事概要
(2) 計画工程表
(3) 現場組織表
(4) 安全管理
(5) 指定機械
(6) 主要資材
(7) 施工方法（主要機械，仮設備計画，工事用地等を含む）
(8) 施工管理計画
(9) 緊急時の体制及び対応
(10)交通管理
(11)環境対策
(12)現場作業環境の整備
(13)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(14)その他

なお，施工計画書の作成にあたっては，契約書及び設計図書に指定されている事項及び任意仮設等請負者にその判断が委ねられている事項について，記載します。また，施工計画書の内容に変更が生じた場合には，その都度，当該工事に着手する前に変更に関する事項について，変更施工計画書を作成し提出します。

４－１－２　施工計画書の作成例

請負者が作成する施工計画書の記載内容例及び留意点を以下に示します。

(1) 工事概要

工事概要については下記の例示内容程度を，また工事内容については工事数量総括表の工種，種別，数量等を記入します。この場合，工種のみの記載でも構いません。

なお，工事内容は設計図書の数量総括表の写しでもよいものとします。

【例】工事概要

工　事　名　　○○○○○○工事
工事場所　　仙台市○○区○○○○地先～仙台市○○区○○○○地先
工　　期　　着手　平成○○年○○月○○日
　　完成　平成○○年○○月○○日
請負代金額　　○○○，○○○，○○○円
発　注　者　　仙台市　代表者　市長　○○　○○
　　仙台市建設局○○部○○課○○係
　　電話　○○○－○○○－○○○○
請　負　者　　○○建設　株式会社
　　電話　○○○－○○○－○○○○
　　現場代理人　　○○　○○
　　主任（監理）技術者　○○　○○

【例】工事内容

工事区分	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	摘　要
	管路施設工	内径 200 管布設工	路線延長	m	101.80	
			管体延長	m	100.00	
		内径 250 管布設工	路線延長	m	101.80	
			管体延長	m	100.00	

(2) 計画工程表

計画工程表は，各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク，バーチャート等で作成します。作成にあたっては，気象，特に降雨，気温等によって施工に影響の大きい工種については，過去のデータ等を十分調査し，工程計画に反映させます。

【例】計画工程表

工　事　工　程　表

契約番号	工事名	工事場所	請負者名	現場代理人名	○○　○○
号	○○○○○工事	仙台市○○区○○○○○地先～ 仙台市○○区○○○○○地先	○○建設　株式会社	主任技術者名 (監理技術者)	○○　○○

工　種	種　別	細　目	単位	数量	躊躇	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備　考
準備工					20													
管路施設工	内径200 管布設工	塩ビ管	m	101.80	14													
	内径250 管布設工	塩ビ管	m	101.80	16													

(3) 現場組織表

現場組織表は，現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し，主任技術者，専門技術者を置く工事についてはそれを記載します。

また，施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（別途提出）以外の工事については，施工体系図を記載します。（建設業法で定められた施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は，省略しても構いません。）

【例】現場組織表

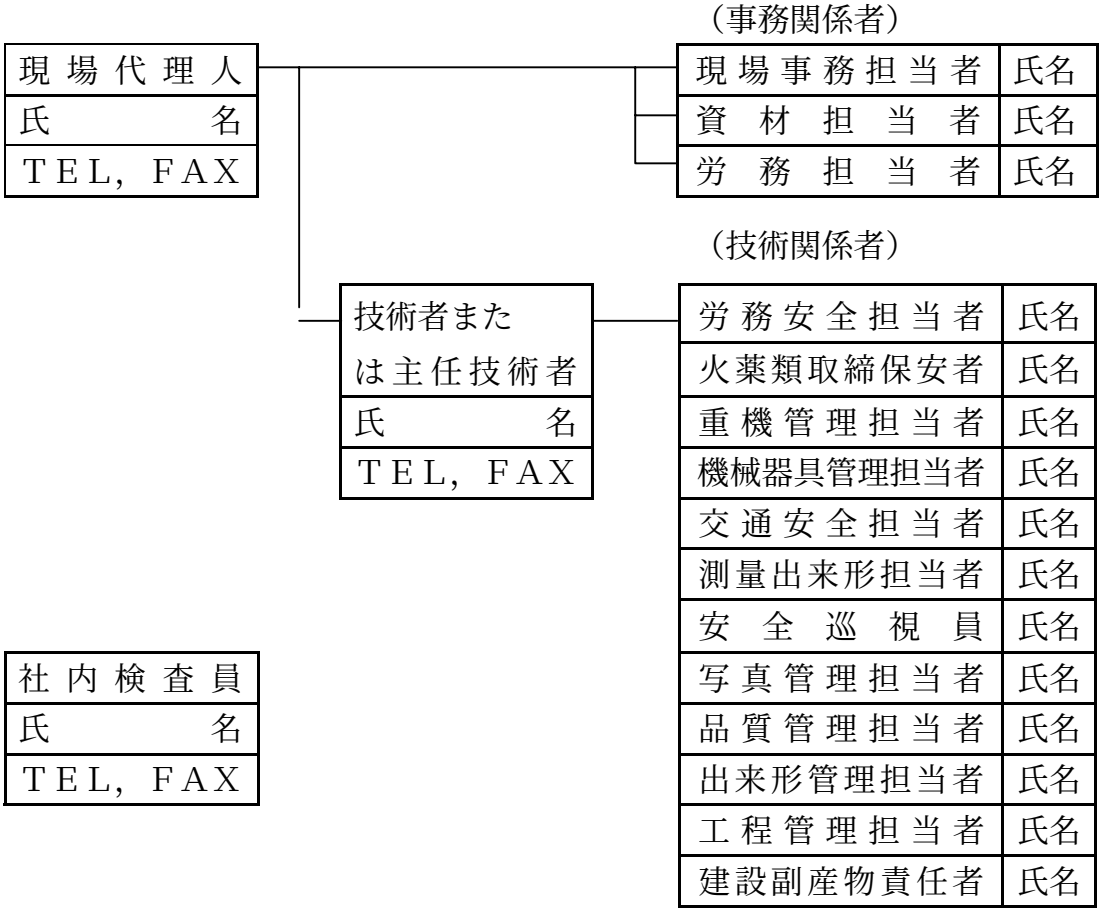

(4) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり，安全管理についての活動方針について記載します。また，事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載します。

記載が必要な項目は，次のとおりです。

① 工事安全管理対策

1) 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
2) 危険物を使用する場合は，保管及び取扱いについて
3) その他必要事項

② 第三者施設安全管理対策

家屋，商店，鉄道，ガス，電気，電話，水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

③ 工事安全教育及び訓練についての活動計画

安全管理活動として実施予定のものについて参加予定者，開催頻度等

④ 関係法令，指針の必要事項の抜粋や整合

・労働安全衛生法
・土木工事安全施工技術指針
・建設機械施工安全技術指針
・建設工事公衆災害防止対策要綱

【例】安全管理組織

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて，各々記載する。

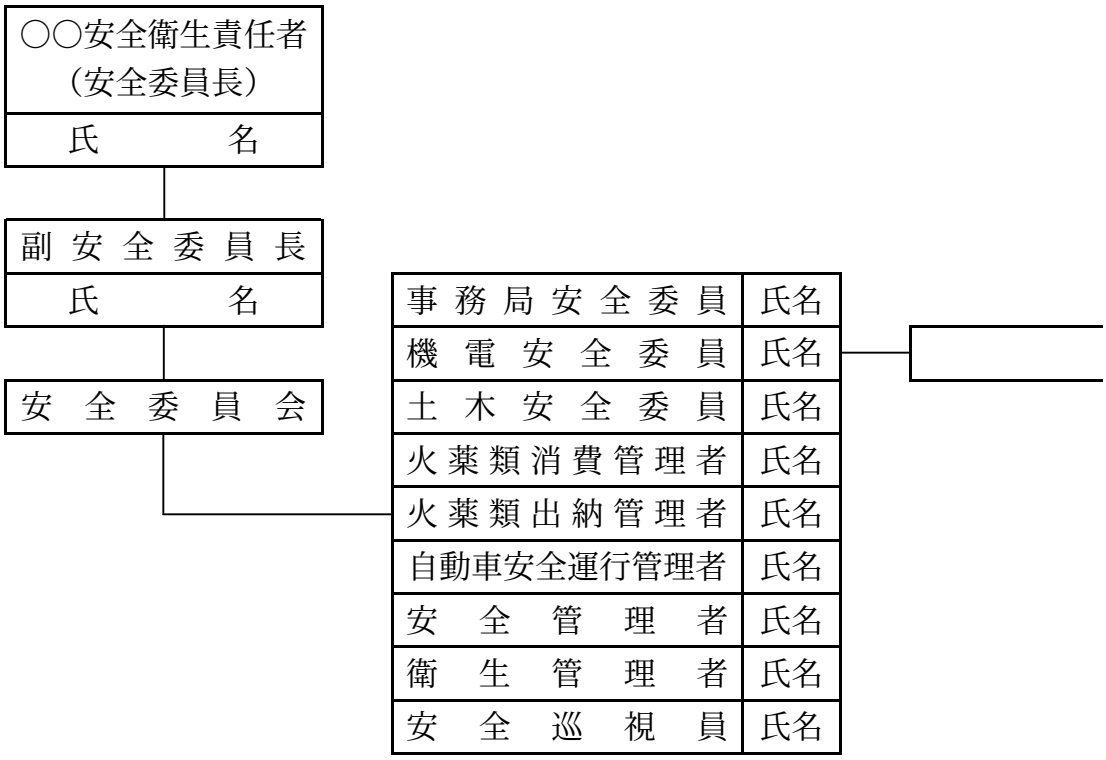

【例】安全管理活動

名　　称	場　所	参加予定者	頻　度
朝　　礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

【例】危険物

危険物取扱い方法について記載します。

名　　称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	○○kg
ダイナマイト	〃	○○kg

(5) 使用機械

工事に使用する機械すべてについて記載します。

【例】使用機械使用計画

機　械　名	規　　格	台数	使用工種	備　考

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材，また材料試験方法等について記載します。

【例】主要資材計画

品　名	規　格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘　要
					月	月	月	
異形棒鋼	D13	800kg	○○製鉄	ミルシート				

(7) 施工方法

施工方法には次のような内容を記載します。

①　「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し，各作業段階における以下の事項について記述します。

② 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況，自然環境，近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期，出水・渇水時期等）等について記述する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点，制約条件（施工時期，作業時間，交通規制，自然保護），関係機関との調整事項等について記述します。また，準備として工事に関する基準点，地下埋設物，地上障害物に関する防護方法について記述します。

③ 使用機械

該当工種における，使用予定機械を記載します。

④ 工事全体に共通する，仮設備の構造，配置計画等について位置図，組立図等を用いて具体的に記載する。また，安全を確認する方法として，応力計算等も記載する。その他，間接的設備として仮設建物，材料，機械等の仮置き場，プラント等の機械設備，運搬路，仮排水，安全管理に関する仮設備等について記載します。

また，記載対象は次のような場合を基準とします。

① 「主要な工種」

② 共通仕様書の中で「通常の方法でより難い場合は，あらかじめ施工計画書にその理由，施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。

③ 設計図書で指定された工法

④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法

⑤ 施工条件明示項目で，その対応が必要とされている事項

⑥ 特殊な立地条件での施工や，関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

⑦ 任意仮設等請負者の責任において実施するもの

⑧ その他

その他，共通仕様書において，監督員の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載出来るものについて，及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載します。

【例】承諾を要する事項及び予定内容

共通仕様書関係条項						節，条，項の名称	承諾を要する事項	予定している承諾内容
編	章	節	条	項	号			
1	1	1	21	2		建設副産物	発生した砂利を任意の仮設工に使用	発生した砂利○○を○○に使用する
1	1	1	32	4		工事中の安全確保	指定された機械以外の機械の使用	○○を○○にしたい

【例】施工計画に記載する事項

共通仕様書関係条項						節，条，項の名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		
1	3	3	14	1		桁製作工	原寸，工作，溶接に関する定められた事項について記載する。 ※詳細は適宜記述する。

【例】作業フロー（塩ビ管布設工）

丁 張 の 設 置
↓
掘　削・床　付
↓
砂　基　礎　工
↓
管　布　設　工
↓
埋　　戻　　工
↓
完　　了

更に・　施工実施上の留意事項及び施工方法について記述します。
・　使用機械について記述します。
・　仮設備の構造，配置計画等について位置図，組立図等を用い具体的に記述し，また応力計算について記述します。

(8) 施工管理計画

施工管理計画については共通仕様書（土木工事編）「土木工事施工管理基準及び規格値」「品質管理」「仙台市写真管理基準」等に基づき，その管理方法について記述します。

① 工程管理

ネットワーク，バーチャート等の作成様式のうち，何を使用するのかを記載します。

② 品質管理

その工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について，次のような品質管理計画表を作成します。

【例】品質管理

品質管理は「土木工事施工管理基準及び規格値」等により下表の項目を行う。

工　種	種　別	試験（測定）種目	施工規模（契約）	試験（測定）頻度	試験（測定）回数	管理方法		摘　要
						試　験データ	○○ ○○	
道路土木 ○○	路体盛土工 路床盛土工 ○○	○○ ○○ ○○	10,000 5,000 ○○	土質の変化時	○回 ○回	○ ○		

③　出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載します。

なお，該当工種がないものについては，あらかじめ監督員と協議して定めます。

【例】出来形管理

出来形管理は「土木工事施工管理基準及び規格値」等により，下表の項目を行う。

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘　　要
○○	○－○○	測定延長 ○○mに 一か所 No. ○○ ・ ・ 合計○点	平面図に実測延長を記入する。	断面寸法及び高さについて成果表を作成する。	

④　写真管理

その工事で行う写真管理について記載します。

【例】写真管理

写真管理は「写真管理基準」等基づき下表の項目を行う。

工種	形状寸法	撮影項目	振影時期	撮影頻度	摘　　要
○○	○－○○	（施工状況） 床掘，砕石基礎， コンクリート打設 （出来形管理） 砕石基礎 　厚さ，幅 本体 　厚さ，幅，高さ	各施工中 締固後 型枠取り 外し後	各１回 No．○○ 100ｍに １回 No．○○	

⑤　階段確認

設計図書で定められた階段確認項目についての計画を記載します。

【例】段階確認（段階確認書）

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記　　事
○○	○○	○○○○○○	○月○○日	

⑥　品質証明

その工事の中で行う社内検査項目，検査方法，検査段階について記載します。

(9) 緊急時の体制及び対応

大雨，強風等の異常気象時または地震発生時の，災害防災及び災害が発生した場合に対する，体制及び連絡系統を記載します。

【例】災害対策組織

大雨，強風等の異常気象で，災害発生の恐れがある場合には，必要に応じて現場内のパトロールを行い警戒にあたる。

災害対策部長	災害対策副部長	情報連絡係	氏名
氏　　名	氏　　名	○○○○係	氏名
ＴＥＬ，ＦＡＸ	ＴＥＬ，ＦＡＸ	対　策　係	氏名
		庶　務　係	氏名
		○○○○係	氏名

【例】連絡系統図

下記の箇所の昼間及び夜間連絡先について記載します。

1)　発注者関係（事務所，出張所，主任監督員等）
2)　請負者関係（本社・支社，現場代理人，監理技術者・主任技術者等）
3)　関係機関（警察署，消防署，労働基準監督署，救急病院等）
4)　その他（電力会社，ＮＴＴ，ガス会社等）

なお，緊急の場合に備え災害対策部長等の電話番号やＦＡＸ番号を記載します。

(10)交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について，共通仕様書（土木工事編）１－１－38　交通安全管理によって記載します。

迂回路を設ける場合には，迂回路の図面及び安全施設，案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置について記載します。また，具体的な保安施設配置計画，市道及び出入口対策，主要材料の搬入・搬出経路，積載超過運搬防止対策等について記載します。

(11)環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と，円滑な工事施工を計ることを目的として，環境保全対策関係法令に準拠して，次のような項目の対策計画を記載します。

①　騒音，振動対策
②　水質汚濁
③　ゴミ，ほこりの処理
④　事業損失防止対策（家屋調査，地下水観測等）
⑤　産業廃棄物の対応
⑥　その他

(12)現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して，次のような項目の計画を記載します。

①　仮設関係
②　安全関係
③　営繕関係
④　イメージアップ対策の内容
⑤　その他

(13)建設副産物対策及び再生資源の利用促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法），資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）及び仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱（平成15年5月20日市長決裁）等に基づき，次のような項目について記載します。

①　再生資源利用計画書
②　再生資源利用促進計画書
③　廃棄物処理計画書
④　指定副産物搬出計画（マニュフェスト等）

(14)その他

その他重要な事項について，必要により記載します。

①　官公庁への手続き（警察，市町村）
②　地元への周知
③　休日

様式

○○○○○工事

施 工 計 画 書

平成○○年○○月

○○建設　株式会社

様式

目　　次

１．工事概要　・・・・・・・・・
２．計画工程表　・・・・・・・・・
３．現場組織表　・・・・・・・・・
４．安全管理　・・・・・・・・・
５．指定機械　・・・・・・・・・
６．主要資材　・・・・・・・・・
７．施工方法　・・・・・・・・・
（主要機械，仮設備計画，工事用地等含む）
８．施工管理計画　・・・・・・・・・
９．緊急時の体制及び対応　・・・・・・・・・
10．交通管理　・・・・・・・・・
11．環境対策　・・・・・・・・・
12．現場作業環境の整備　・・・・・・・・・
13．再生資源の利用の促進　・・・・・・・・・
14．その他　・・・・・・・・・

第２節　地下埋設物調査要領

４－２－１　調査要領

１．試験掘りの際は，地下埋設物管理者及び所有者の立会いを受け，埋設位置，深さ，構造物等を調査し，この結果に基づき平面図，断面図を作成し，監督員に**提出**しなければならない。

２．試験掘り施工中は，必ず調査責任者を現場に配置し，工事標識，予告板，バリケード，注意灯等を十分に設け，特に危険な箇所には保安柵等を設置し，第三者に迷惑をかけないよう注意して施工しなければならない。

３．試験掘り施工中に地下埋設物が現れたときは，地下埋設物の種類，位置及び管種，管径を確認し，深さについては仮Ｂ．Ｍより測量し速やかに埋戻さなければならない。

４．確認した地下埋設物等の位置は，ペイント等により路面に表示しなければならない。

５．掘削による建設発生土は速やかに処分し，道路上に堆積させないようにしなければならない。

４－２－２　調査報告書記載要領

(1) 工事名
(2) 請負者名
(3) 調査責任者名
(4) 調査実施期間
(5) 結果の報告

【記載例】

縮尺　１／５０～１／１００

平面図と断面図に土質の観察状況，地下水の状況，埋設物の位置・規模を記入し，併せて築造予定の構造物の位置を表示し，それぞれ必要なオフセットを記入するとともに，予定構造物と地下埋設物または仮設構造物と地下埋設物の離隔についても記入しなければならない。

様式は，Ａ４あるいはＡ３とし，横書としなければならない。

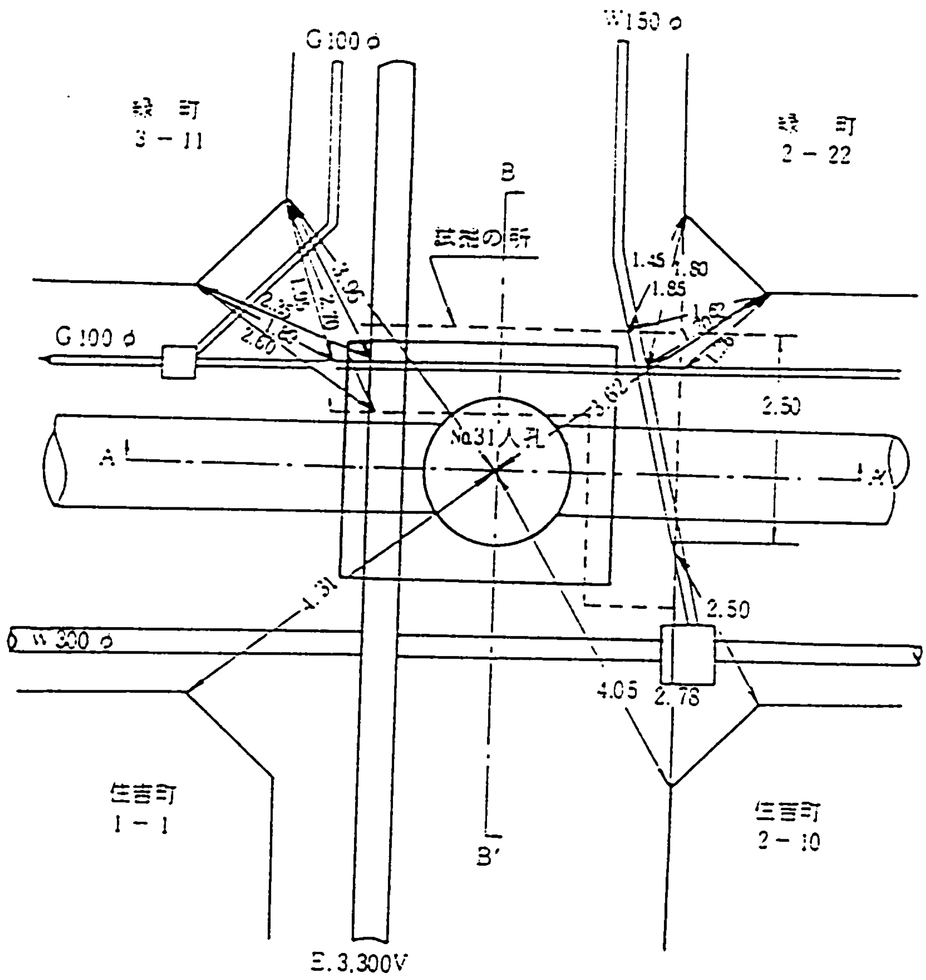

G100φ
W150φ
緑 町
3－11
緑 町
2－22
B
G100φ
No.31人孔
A
A'
W300φ
2.50
4.31
4.05
2.78
住吉町
1－1
住吉町
2－10
B'
E.3.300V

図面番号

A－A' 断面

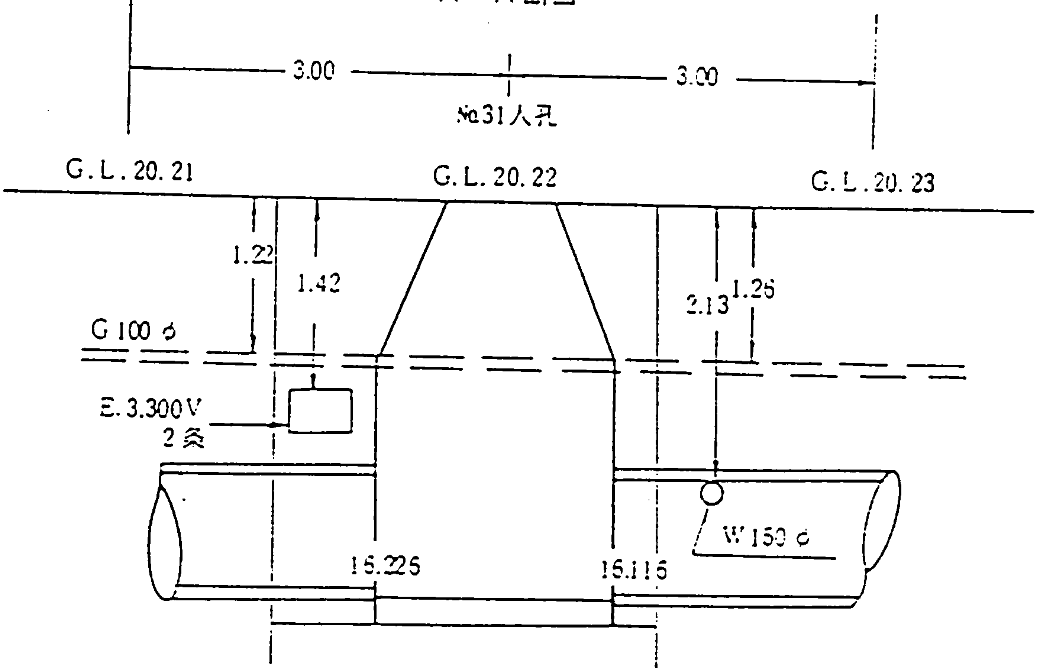

3.00
3.00
No.31人孔
G.L.20.21
G.L.20.22
G.L.20.23
1.22
1.42
2.13
1.25
G100φ
E.3.300V
2条
W150φ
16.225
16.116

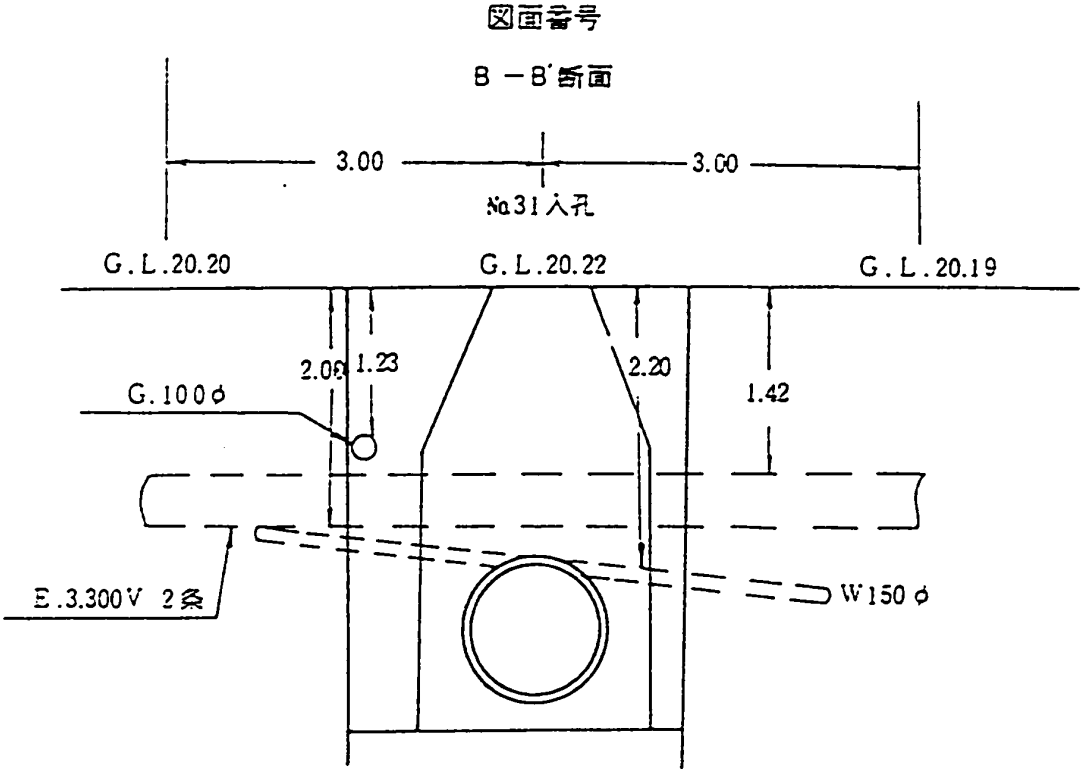
図面番号
B－B'断面
3.00
3.00
No31人孔
G.L.20.20
G.L.20.22
G.L.20.19
2.09
1.23
2.20
1.42
G.100φ
E.3.300V 2条
W150φ

第３節　保安施設設置基準

４－３－１　道路工事保安施設設置基準

請負者は，道路工事保安施設の設置については，「道路工事現場における保安施設設置基準」（平成19年12月）の規定によるものとする。

４－３－２　標示施設等の設置基準

請負者は，標示施設等の設置基準については，「工事現場における標示施設等の設置基準」（平成19年12月）の規定によるものとする。

第４節　工事竣工図作成要領

１　規格

（１）　竣工図原図（トレース原紙）は，Ａ１判（594mm×841mm）ポリエステルシート#300とし枠線の寸法は下記の付図によること。なお，枠線の寸法，幅560mm～570mmについては変えることは出来ないが，長さについては長短の変化をみとめる。

付図

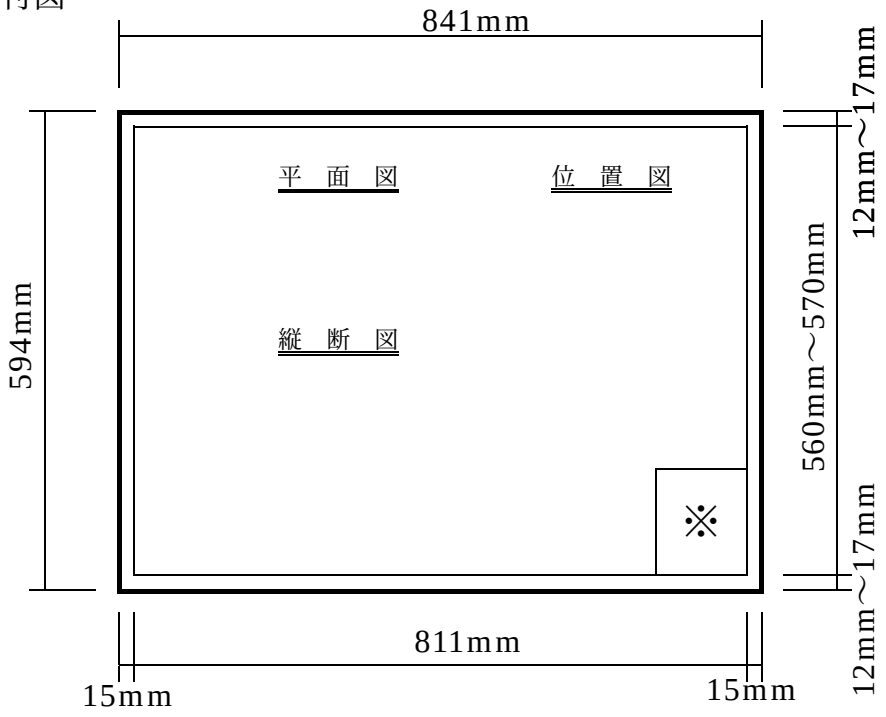

※部拡大

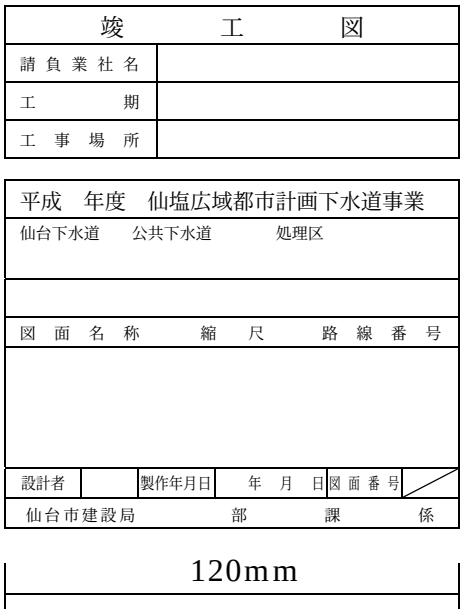

2 記入要領

（1） 竣工図には，次の事項を記入すること。

1） 築造物に関するすべての事柄（実際の距離，深さ等を数字で記入）

2） 開削，推進等，工法の区別

3） 管きょ工事の平面図及び縦断図の記載例は別途資料による。

4） 占用位置（m 単位，小数点以下２位まで記入）

- 管きょの占用位置のオフセットは，道路境界線からとする。また，圧送管等で路線が長区間の場合は，150m 程度間隔にオフセット及びデプスを記入すること。
- 人孔のオフセットは，道路境界杭から人孔中心の距離とし，１人孔につき２箇所以上とすること。電柱や止水栓等の他企業占用物からのオフセットとしないこと。また，特殊人孔のオフセットは，別に平面図等を作成し（構造図の代用可），構造物外法までのオフセットを記入する。

5） 必要事項

- 市町村名およびその境界
- 街区符号（住居表示番号）または地番
- 橋梁，河川等，公共物の名称
- 国県道の路線番号及び路線名
- 市道の種類，路線の整理番号及び路線名
- 国道の地点標（平面図に記入）

6） 工事の一部が仮設（くい打，覆工等）または，掘削のみで竣工となる場合は，当該部分の管きょ等を計画線で記入し，その他は引出線にて，くい打○○m，掘削○○m，覆工事○○㎡と記入すること。

3 その他

（1） 設計図を竣工図に代用しないこと。

（2） 竣工図は，正確かつ鮮明に作成すること。

マイクロフィルム作成要領

１　一般事項

（１）　請負者は，マイクロフィルム作成にあたり「日本工業規格」及び「日本画像情報マネージメント協会規格」に基づき作成すること。

（２）　マイクロフィルムは，竣工図原図（トレース原図）を監督員に提出して承認を受けたのち，当該竣工図原図により撮影，作成すること。

（３）　マイクロフィルムの提出は次のとおりとし，監督員に提出すること。

・　アパッチュアカード　　１式（別図参照）

・　第２原図（A-2 ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙｼｰﾄ#300）　　１式

２　撮影要領

（１）　フィルムは銀鉛無孔 35mm ロールフィルムとし，日本工業規格の K7558 による不燃性を使用すること。

（２）　撮影機は平床式カメラとする。また，必要に応じてバックライト方式を使用してもよい。

（３）　画面サイズは 31.8mm×45.0mm，駒間隔 50.8mm（２吋ブルダウン）とする。

（４）　撮影による縮小率は 1/21 とし，縮小率スケールを表示すること。また，許容誤差は 3%以内とする。

（５）　分割撮影の場合は，隣接分割区域の間に最小限 10cm の重なりをとって，マイクロフィルム化するとともに１枚の画面が何コマに分割されたか表示すること。なお，表示位置は左下にするが，止むをえぬ場合は画面上に支障をきたさぬ位置とする。

（６）　マイクロフィルムの各コマの上下には，写像の位置を正確にするために中心線を写すものとする。

（７）　スケールの撮影は，原図の下方方向に写しこむこと。

３　アパッチュアカード

（１）　アパッチュアカードに収納するマイクロフィルムは，フィルムのカールを修正しなければならない。

（２）　アパッチュアカードの記入は，油性黒色インキを使用すること。

（３）　完成したアパッチュアカードは，折り曲げないよう配慮し封筒に入れ，工事件名，工事場所，図面名称，施工業者名を明記し，監督員に提出すること。

４　仕上フィルムの品質

（１）　解像力　　120 本/mm

（２）　濃度　　バックグランド　　0.8～1.2

　　ベース　　0.05 以下

※測定方法は，日本工業規格に基づいて行うこと。

（３）　現像処理は，長年にわたり変色，褐色などを起こすことがないように定着を充分にし，フィルム画に感光されない不要な銀が残っていないようにすること。また，水洗いを充分にして，定着時についたハイポを完全に近く取り去ること。

（４）　フィルム等の外観は，全体的，部分的に焦点が不鮮明なもの及びその他の原因で不鮮明なものがあってはならない。

第５節　硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法

（コンクリート標準示方書［基準編］土木学会基準ＪＳＣＥ-Ｇ　５０３－１９９９）

４－５－１　適用範囲

この規準は，コンクリート表面を重錘で打撃し，その反発度からコンクリートのテストハンマー強度を求める試験方法について規定する。

４－５－２　引用規格

次に掲げる規格は，この規準に引用されることによって，この規準の規定の一部を構成する。

これらの引用規格は，その最新版を適用する。

JIS Z 8401　数値の丸め方

４－５－３　定義

この規準で用いる主な用語は，次による。

a) テストハンマー　コンクリート表面を打撃し，その反発度を読み取ることができる機器

b) 測定反発度　テストハンマーによって測定された反発度

c) 基準反発度　テストハンマー強度を求めるため基準とする反発度で，測定反発度を打撃方向やコンクリートの状態などを考慮して補正した値

d) テストハンマー強度(1)　基準反発度を換算式や換算図を用いて圧縮強度相当のものに換算した値（N/㎜2）

注(1) テストハンマー強度は，その試験体と同じコンクリートを用いて作製した標準円柱供試体の圧縮強度とは±50%，場合によってはそれ以上も異なることがあることを考慮して適用しなければならない。従って，テストハンマー強度を品質管理や検査に使用するときは，このような特徴に十分配慮することが大切である。

さらに，精度の高いテストハンマー強度を得たい場合には，試験に使うテストハンマーごとに，円柱供試体の圧縮強度～反発度の換算式，または換算図を試験によって求め，それを用いて換算するのがよい。また，比較を行う場合には，使用するテストハンマーを同一のものとするのがよい。

備考１ 反発度は，使用の便宜を考えてコンクリートの圧縮強度に換算して表すことが古くから行われているが，円柱供試体等の破壊試験で求めた圧縮強度とは本来別のものであるので，混乱を防ぐため，反発度から換算した強度は，テストハンマー強度と呼ぶことにした。

４－５－４　試験用機器

試験に用いるテストハンマーは，次の条件を備えているものとする。

a) バネ，または重力を利用してコンクリート表面を重錘で打撃し，その結果生じる反発度が数値として読み取れる構造となっている。

備考２ コンクリート表面を打つために重錘に与えられる動力は，シュミットハンマーN型のようにバネによるものと，シュミットハンマーP型のように重力によるものがある。前者には打撃の方向に制約がないという長所があるが，打撃方向の影響の修正及びバネの強さの検定をしなければならない等の欠点がある。後者には構造が簡単であるという長所がある一方，測定方向に制約があったり，あまり大きな打撃が与えられず低強度コンクリートにしか使えないという欠点もある。

b) 機器の原理が明確で，検定及び補正の方法が明示されている。

備考３　テストハンマーは，原理や使用方法が簡単であっても，精度を上げるためにはバネの強さ等を非常に厳密に点検，調整したり，管理する必要がある。従って，テストハンマーの原理や維持管理の方法が明確になっている必要がある。

c) 適正な測定方法についての説明書がある。

備考４　テストハンマーには，統一された機構や性能に関する規格がないので，機種によってその使用方法，適用限界，測定結果の計算方法などが異なっている。従って，性能や適正な使用方法の説明書が付いている機種を選定し，適正に使用する必要がある。

４－５－５　試験方法

１．反発度の測定

反発度の測定は，使用する機器について示されている注意事項に従って，適正に実施するものとする。

２．測定箇所の選定

反発度の測定箇所の選定にあたっては，一般に次のような配慮をしなければならない。

a) 反発度の測定は，厚さ10㎝以下の床版や壁，一辺が15㎝以下の断面の柱など小寸法で，支間の長い部材を避ける。やむを得ずそのような部材で測定するときは，背後から別にその部材を強固に支持する。

b) 背後に支えのない薄い床版及び壁では，なるべく固定辺や支持辺に近い箇所を選定する。

備考５　あまり小さい部材や薄い部材は．垂錘の打撃力によって打撃面が動くなどして，測定結果に影響を与える。

c) はりでは，その側面または底面で行うようにする。

d) 測定面は，なるべくせき板に接していた面で，表面組織が均一でかつ平滑な平面部を選定する。

e) 測定面にある豆板，空げき，露出している砂利などの部分は避ける。

備考６　反発度は，打撃面のごく限られた部分のコンクリートの品質の影響を強く受ける。測定値をできるだけ部材の強度を代表する値に近づけるためには，測定部分の選定にこのような配慮が必要である。

３．測定上の注意事項

反発度の測定は，次の各点に注意して行うものとする。

a) 測定面にある凹凸や付着物は，と石等で平滑に磨いてこれを除き，粉末その他の付着物をふき取ってから行う。

b) 仕上げ層や上塗りのある場合は，これを除去し，コンクリート面を露出させた後，**a)** の処理をしてから行う。

c) 打撃は，常に測定面に垂直方向に行う。

備考７　反発度は，測定面の平滑度，仕上げ材料，垂錘の打撃方向とコンクリート面とのなす角度の影響も強く受ける。

d) バネ式のハンマーは，鋼棒に徐々に力を加えていって打撃を起こさせて測定する。重力式のハンマーは，打撃開始前の重錘をいったん静止状態にして測定する。

備考８ 打撃開始前の重錘の速度は打撃速度に加算されるので，正確さを期すには打撃開始前に重錘をいったん静止させなければならない。シュミットハンマーN型のように機構的に静止させることができないものは．ハンマーをゆっくり打撃面に押して行って打撃を起こさせ，測定するとよい。

４．測定時の打撃点数

１箇所の測定打撃点数は，縁部から３㎝以上入ったところで，互いに３㎝以上の間隔を持った20点とする(2)。

注(2) 打撃時の反響やくぼみ具合などから判断して明らかに異常と認められる値，または，その偏差が平均値の±20%以上になる値があれば，その測定値を捨て，これに代わるものを補うものとする。構造物のコンクリート強度は部分的に変化していることもあるので，そのことに着目した測定を行う場合には，打撃を行う１箇所の範囲を適宜定めるのがよい。

備考９ テストハンマー法による測定結果は，各種の原因による変動が大きいので，測定方法の違いによる変動や偏差を少なくするために，測定方法をできるだけ統一する必要がある。１箇所の測定値を得るのに必要な打撃点を多くしてあるのも，変動を少なくするためである。１回打撃を行った点は．測定値に影響を与えたり，あるいはコンクリートを傷つけたりする恐れがあるので，使用してはならない。そのため，打撃点の位置などを測定前にコンクリート面に書き込んでおくとよい。また，測定は20点以上で行っておいて，整理の段階で捨てられる測定値が出てきても測定点数が不足しないようにしておくとよい。

４－５－６　計算

１．測定反発度

測定反発度（R）は，全測定値を平均して計算し，JlS Z 8401によって有効数字３桁に丸める。

２．基準反発度

基準反発度（R_0）は，測定反発度に打撃方向やコンクリート試験体の状態に応じた補正を行って得るものとする。

備考10 反発度の測定値は，打撃方向，試験体の支持方法やコンクリートの乾湿の状態によって変化するので，補正が必要である。その変化の仕方は実験的に求める以外に方法がないので，実験資料の多数あるシュミットハンマーN型などのテストハンマーを使用する方が有利である。

３．テストハンマー強度

基準反発度からテストハンマー強度（F）への換算は，強度が既知のコンクリートを用いて試験で得られた標準供試体による圧縮強度～反発度換算式，または換算図を用いて行うものとする(3)。

注(3) 試験に使用するテストハンマーは，使用する圧縮強度～反発度換算式や換算図を作成したときと同じ性能のものであることが検定されたものでなければならない。検定は，反発度が既知で一定の値を有している精度検定器に，試験するテストハンマーで打撃を行ってみて，指定の値になるかどうかで行われる。検定器を打撃したときの反発度が指定値どおりでないテストハンマーは，調整を行ってから測定に使用する。
シュミットハンマーの場合には，検定器にテストアンビルが使用されている。
なお，現在のテストアンビルの検定では，測定硬度は１種類だけなので，バネ定数の変化等についての詳細な検定や補正が理論上不可能である。
最近の研究によれば，製造年代が異なると検定時の性能が同じであっても，測定結果がいくぶん異なるという報告もある。

参考1　反発度とコンクリート強度の関係を示す理論式はないので，換算には実験的に得られた換算式や換算図が使用される。圧縮強度換算式を求めるための実験は，最近に強度を求めたいコンクリート部材についてテストハンマーによって反発度の測定を行い，その後に，この部材のコンクリートを用いて作った標準円柱供試体の圧縮強度を圧縮試験機で測定して行う。わが国では，円柱供試体による圧縮強度を標準としているが，外国では反発度～立方供試体による圧縮強度の換算を行っている場合もあるので，外国の換算式を用いるときは注意を要する。

シュミットハンマーN型の場合には，多くの実験結果から得られた換算図を各テストハンマーに付けている。シュミットハンマー付属の換算図は，数式で表されていないが，多くの研究者がシュミットハンマーを用いて測定した場合の換算式を提案している。日本材料学会は，1958年制定の「シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法（案）」で，N－２型のシュミットハンマーに関して，以下に示すような，テストハンマー強度に換算する方法を提案している。

①　基準反発度R_0からテストハンマー強度Fを推定する式として，次式を用いる。

$$F\ (N/mm2) = -18.0 + 1.27 \times R_0$$

②　基準反発度R_0は，測定反発度Rに次のような補正値⊿Rを加えたものとする。

$$R_0 = R + \Delta R$$

補正値⊿Rは次のようにして求める。

イ）打撃方向が水平でなかった場合，⊿Rはその傾斜角度に応じて**図1**から求める。

ロ）コンクリートが打撃方向に直角な圧縮応力を受けている場合，⊿Rはその圧縮応力の大きさに応じて**図2**から求める。

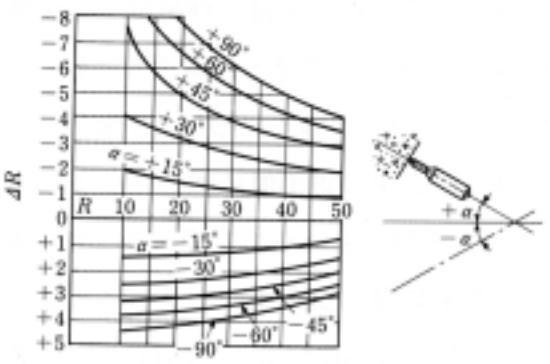

図1

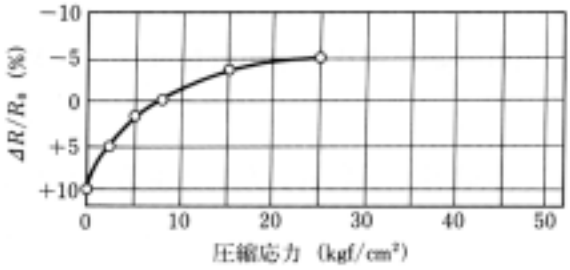

図2

ハ）水中養生を持続したコンクリートを乾かさずに測定した場合，⊿R＝+5とする。この換算式は，**3d）注)** で述べるような測定誤差があることを考慮すれば，シュミットハンマーに付属している換算図による換算値と結果がほぼ同じであるが，供試体に作用している応力や供試体の乾湿による影響が考慮されている点では，この換算式の方が優れている。反発度はこの他にコンクリートの材齢や温度，湿度の影響を受けることも知られている。

換算式は．この式以外にも多くの研究者から発表されているが，各式による結果には大きな差があり，コンクリート表面の反発度を強度に換発することが困難であることを示している。従って，精度を上げるためには，同一構造物から切り取ったコンクリートコアの圧縮強度を用いて，補正することが望ましい。

4－5－7　報　　告

報告は，次の事項について行う。

a) 測定構造物と測定部分名及び打撃方向
b) コンクリートの種類
c) 測定に用いたテストハンマーの種類，銘柄及び製造番号
d) 測定反発度及び１箇所の測定値を得るための打撃点数
e) 換算式，または換算値とその出典
f) 基準反発度（R_0）及びテストハンマー強度（F）

第６節　工事記録写真撮影要領

４－６－１　適　　用

工事記録写真の撮影方法は，この要綱に従い行うものとする。

４－６－２　撮影箇所

撮影は別表に示す箇所のほか，監督員が指定する箇所または当然記録に残す必要があると思われる箇所について行うものとする。

４－６－３　撮影計画書

１．請負者は施工前に撮影計画を作成し，施工計画書に下記の記載事項を記すものとする。

ただし，小規模の工事については省略することができる。

２．記載事項

(1) 撮影者　責任者，補助者

(2) 内　容　系統図，平面図等に撮影計画箇所を記入する。

４－６－４　撮影方法

１．撮影内容と頻度については別表Ⅰ（管きょ工事），別表Ⅱ（処理場，ポンプ場工事）によるものとする。

２．写真には工事件名，撮影場所，工種，撮影対象，請負者名等を明記した黒板を入れて撮影しなければならない。

３．位置の確認を容易にするため，できるだけ付近の家屋等の背景を入れるものとする。

なお，一枚の写真では位置が不明となる場合は張り合わせるものとする。

４．写真には所定の施工方法が判定できるように，必ず寸法を示す器具を入れて撮影しなければならない。

５．寸法を示す器具は，撮影後判読できるものとし，次のいずれかを使用するものとする。

(1) スタッフ

(2) リボンテープ

６．構造物にスタッフ等をあてる場合は，目盛の零位点に留意しなければならない。

７．寸法読みとりの定規は，水平または鉛直に正しくあて，かつ定規と直角の方向から撮影しなければならない。

８．写真は原則としてカラー撮影でサービス判のものとする。

４－６－５　写真等の整理

１．請負者は，写真の撮影後は速やかに現像・焼付けし，監督員がその都度確認できるようにしておかなければならない。

２．請負者は，中間検査，既済部分検査，完成検査時には，監督員の**指示**により所定の大きさに引き伸ばして整理しておかなければならない。

３．請負者は，工事が完成したときは，写真アルバムに工種別インデックスを貼り，監督員へ１部**提出**するものとする。

４．請負者は，監督員が道路管理者へ完了届を提出する書類として，着工前の路面状況，工事施工中，占用位置，土被り，道路復旧に関するもの等を整理し，監督員へ１部**提出**するものとする。

別表Ⅰ　撮影内容及び撮影頻度（管路）

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
一般	現場概況	・施工前と施工後は必ず同一箇所を同一方向から撮影する。	施工前後に各路線ごと	写真説明には施工区分を明示する。
調査	試験掘り	・掘削幅，深さ，地下埋設物の位置，砂埋戻，仮復旧状況	３～４箇所ごと	
管きょ工事	基礎部分	・砂基礎，砕石基礎，枕土台基礎，梯子胴木基礎，コンクリート基礎等ごとに厚さ設置状態をリボンテープ，スタッフ等で寸法を明示して撮影すること。 ・コンクリート基礎では養生状況も撮影すること。	円形管にあっては，最低各路線ごと。 現場打矩形きょにあっては一築造区間（20～30ｍ）ごとに１箇所。	写真撮影は人孔間の端部で行い撮影方向を決めた後，丁張箇所の状況，出来形写真及び当該路線の全景写真を撮ること。
	管きょ部分	・布設状況（特に管内及びジョイント部） ・配筋状況及びコンクリート仕上がり状況等。寸法はスタッフ等で明示して撮影する。	同　　上	管内写真については，各人孔より両方向を撮影すること。
人孔築造工	基礎部分	・砂基礎，クラッシャラン基礎コンクリート基礎等別に厚さ形状，設置状況を撮影する。	５箇所に１箇所（推進工事や中間スラブを設ける人孔については全箇所）	
	築造部分	・配筋，型枠，コンクリートの仕上り状況をポール，スタッフ等で寸法を明示して撮影すること。 ・養生状況及び塩化物測定状況も撮影すること。 ・側塊または組立マンホール部材の設置及び立上がり状況。 ・真上よりインバート出来形及び足掛金物の設置状態がわかる写真を撮ること。 ・副管取付状況	同　　上	

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
ます工事	ます及び取付管工	・基礎部分，側塊部分及び取付管の布設状況（本管より公共ますまでの布設状況がわかるもの）	特殊ますは全箇所。 円形，Ｌ形ますは10箇所に１箇所。 取付管は全箇所	
Ｌ型側溝工事	Ｌ型側溝	・Ｌ形布設状況及び基礎部分をリボンテープ，スタッフ等で寸法を明示して撮影する。	設置改修下別に各路線１箇所	敷モルタル，目地モルタルの写真も撮影すること。
仮設工	山留工	・木矢板，簡易鋼矢板，H形またはＩ形鋼等別に腹起し，切梁等の設置状況を撮影する。	各路線１箇所	矢板等の打設中の撮影は施工区分を表示する。
	路面覆工	・設置状況	各路線１箇所	
	仮締切工	・設置前および施工中取除き後を同一方向から撮影する。	箇所ごと	
	防護工	・吊り防護，受け防護その他をそれぞれ施工中と埋戻し前に種類を明示して撮影する。	箇所ごとまたは30mごとに撮影する。	
土工	土　　工	・布掘状況，舗装取壊し状況，掘削状況，水替状況，建設発生土搬出状況 ・埋戻し状況は，層ごとに材質がわかるように撮影する。 ・建設発生土仮置場及び捨土作業状況	各路線１箇所 仮置場及び捨場ごと	
舗装工	舗装工	・仮復旧，本復旧，舗装完了後の全景及び次の各部の断面と寸法を明示して撮影する。 ・路盤工，基層，表層及びコア	各路線１箇所	乳剤の飛散防止状況も撮影すること。
推進工	据付押込設備工	・刃口，支圧壁，推進設備及び設置状況	路線ごと	刃口は地上撮影
	推進工	・掘削状況，裏込作業状況，空伏せ状況，発生土搬出状況 ・推進台に据付けられた推進管	同　　上 全　本　数	 推進連番表示
	立坑工	・山留，覆工等は仮設工の区分に準じて撮影する。	立坑ごと	

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
シールド工	築造工	・シールド本体，一次覆工状況 空伏せ状況，二次覆工状況， 裏込作業状況等を撮影する。	前後。ただし空伏せは全箇所	材質の異なったセグメント，二次覆工の補強箇所及び取付部（人孔，管等）は箇所ごとに。
	仮設工	・エアロック，コンプレッサー設備，立坑設備等の設置状況と山留覆工状況等を撮影する	箇所ごと	
	その他	・その他，完了後確認しがたい箇所	箇所ごと	
地盤改良工	薬液注入工	・施工機械設備状況，注入位置注入孔番号，隣接注入孔，注入機械，周辺状況，作業状況チャート記入状況，ロッド検尺状況，ゲルタイム測定状況 ・材料検査状況，空袋検査状況 ・観測井設置および地下水観測井状況 ・注入後の効果状況	全　箇　所 材料搬入ごと 空袋検査は随時 施工場所ごと	注入孔に連番を付し，施工場所がわかるような全景と拡大写真を撮ること。 保管場所搬入後 切羽面等
	ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ，ﾃﾞｨｰﾌﾟｳｪﾙ工など	・ウェルポイント及びポンプの施工状況と設置状況	路線ごと	
その他	特殊工法	・設備状況および施工状況 に準じて撮影する。	箇所ごと	監督員と協議
	各種試験及び調査	・試験実施状況	その都度	
	その他	・主要築造物等で完了後では確認しがたい箇所（仮設材埋殺し指定箇所の数量，寸法，形状等） ・工事中の安全管理の状況 ・二次製品等の材料検査状況及び保管状況 ・道路占用の工事完了と施工状況	その都度 工事完了後速やかに	メーカー名，ＪＩＳマーク等がわかるように

別表Ⅱ　撮影内容及び撮影頻度（処理場・ポンプ場）

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
一般事項	施工前及び施工後の全景	・施工前と施工後の写真は同一位置，方向から対比できるように撮影する。 ・起終点の明確なものについては必ずポール等を立て位置を表示する。	施工前後と途中必要に応じて撮影する。	
	各種試験及び調査	試験実施状況	その都度	
	工事完了後確認することが困難な箇所等	水中または地下に埋没する箇所等	その都度	
	発生材	発生状況及び処理状況寸法，位置等。	その都度	
	構造物	出来形の形状寸法	原則として形状寸法の異なるものはその都度。 単一構造物は箇所ごと。	
	災害および事故	工事中災害及び事故が発生した場合の現況及び復旧状況	その都度	
仮設工	仮設工	・仮締切，山留，支保工，保安施設，使用機械設備等 ・鋼矢板打込状況，出来形全景	施工中並びに完了時 適時，ブロックごと	矢板切断については状況撮影
地盤改良工	薬液注入工	別表Ⅰによる。		
	ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ，ﾃﾞｨｰﾌﾟｳｪﾙ工など	別表Ⅰによる。		
基礎工	試験くい	・打込状況（使用機械） ・継手作業状況（溶接状況） ・載荷試験状況 （試験装置及び記録計）	その都度	

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
基礎工	木くい	・打込状況 ・くいの切揃え ・出来形の全景と間隔	ブロックごと	
	ＲＣくい ＰＣくい 鋼くい	・打込状況（使用くい打機）作業 ・継手状況とその仕上がり，くい頭部仕上げ状況，径及び長さ ・出来形の全景と間隔	ブロックごと	ＰＣくい頭部仕上げ状況は全数撮影すること。
	場所打コンクリートくい	・掘削状況（使用機械） ・安定液混合並びに投入状況 ・鉄筋かごの全景（長さ径）	５本当り１箇所 監督員と協議 ５本当り１箇所	
	地中連続壁工 ＰＩＰ工法	・組立及び溶接状況，吊込状況 ・コンクリート打込状況 ・くい頭部仕上げ状況 ・各種試験 ・出来形の全景間隔及び径	５本当り１箇所 その都度 ブロックごと 地中連続壁工についてはエレメントに１箇所	くい径については５本に１箇所
	割ぐり石	・割ぐり石の径，張立厚さ	ブロックごと	
	基礎工，砂利基礎工，捨ｺﾝｸﾘｰﾄ	・施工状況，出来形寸法		
土工	土　　工	掘削施工前，掘削施工中（使用掘削機），埋戻し，締固め状況（使用機械）	適時	建設発生土処分状況，運搬先の写真も撮る。
コンクリート工	鉄筋工	・鉄筋の配筋と組立継手状況構造の変化する部分の継手には特に注意して撮影すること。 ・圧接作業状況 ・テストピース採取状況	１断面で２～３箇所 50本ごとに１箇所	各々版，壁，梁柱ごとに撮影。 鉄筋の間隔はスケール使用。
	ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工	・コンクリートのスランプテスト状況 ・現場打込状況（搗固め状況）	その都度	

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
コンクリート工	ﾓﾙﾀﾙ工	施工状況	その都度	
	型枠工	組立状況 （断面寸法被り等）	コンクリート打込前同一断面で２～３箇所	
防護工	防護工	・支障物に接近して施工する場合 ・埋設物の確認等 ・既設構造物，埋設物等の防護作業状況および防護材等の措置について	その都度	
防水工	防水工	・各層ごとの施工状況 ・出来形の全景		
こわし工	ｺﾝｸﾘｰﾄこわし工	こわし作業前後の状況 （使用機種）		監督員の指示
特殊工法	特殊工法	設備状況および施工状況 （使用機種等）	その都度	
法留工及び法面処理工	雑割石積工，野面石積工，大谷石積工 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工 ｺﾝｸﾘｰﾄのり張工	・施工状況 ・裏込材料の厚さ	40mにつき１箇所または 150㎡につき１箇所	
		クリンプ金網	適時	
	張芝工 筋芝工	出来形（植付後の全景）		
	法面処理工（ﾓﾙﾀﾙ吹付，種子吹付）	ラス張り状況	吹付前	モルタル吹付の場合
		出来形（全景）		
植栽工	樹木	・移植樹種の掘取り ・主要木の根回の状況 ・横穴掘削の状況 ・客土施肥の状況 ・出来形（植栽後の全景）	主要樹種ごと	

区分	工　　種	撮影箇所及び内容	撮　影　頻　度	摘　　要
植栽工	株物	・客土，施肥の状況 ・出来形（植栽後の全景）		
試験	ボーリング工 試験掘工	・ポール等でボーリング箇所（試験掘）を表示した作業前の全景 ・ボーリング貫入試験検尺等の材料採取の確認	箇所ごと	
その他	その他の工法			監督員の指示
	その他	・二次製品等の材料検査状況及び保管状況		メーカー名，ＪＩＳマーク等がわかるように

管埋設明示の仕方

１）明示方法については，以下のとおりとする。
　明示テープ及びスプレー
　ａ．管自体に直接明示するもの。・・・・（「仙台市道路占用許可基準による」）
　ｂ．管自体にテープで明示するもの。・・（「仙台市道路占用許可基準による」）
　明示シート
　ｃ．管上にシートで明示するもの・・・（下水道管埋設の独自規定とする）

２）明示する管渠等については，１）のａまたはｂは本管およびサービス管のみ明示するものとする。また，１）のｃについては本管，サービス管および取出し管のすべてに設置するものとする。

３）１）のａまたはｂについての設置方法は（図－１，３参照）
・名称および管理者を「仙台市下水」，埋設年度を「2003」（西暦で表示）とスプレー（赤色）で明示するか，または，名称，管理者及び埋設年度（西暦）のあらかじめ明記されているテープ（茶色）を貼って明示する。
・スプレーによる明示は，退色，剥離その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないようにすること。
・スプレーで明示するときは，文字枠を作成し掘り返したときでも認識できるような大きさとする。
・明示箇所は管頂部に明示する。
・テープは耐久性のあるものを使用し，規格は幅５０mm以上とする。

４）１のｃについての設置方法は（図－２，３参照）
・退色，はく離，腐食等の恐れがない耐久性を有するシートで設置する。
・シートは幅150mm以上で折込率が２倍以上のものを使用すること。材質はポリエチレンを標準とし，引張り強度は４３０Ｎ／３㎝以上とする。ただし，シートの材質，強度等において同等以上と認められるものについては，協議のうえ使用することができる。
・シートの地色は茶色，文字については白色とする。
・設置位置は管上とし，管に対し平行方向を原則とする。
・本管およびサービス管の土被りが２．０m以下の場合の設置高さは管上５０㎝または６０㎝（転圧２層目）１箇所とし，土被り２．０m以上の場合の設置高さは管上５０㎝または６０㎝（転圧２層目）かつ路盤以下の２箇所に設置するものとする。また，取出し管部は路盤以下１箇所とする。
・設置個所は管きょ部分全てとする。

【明示テープの設置例】　図－１

（平　面　図）

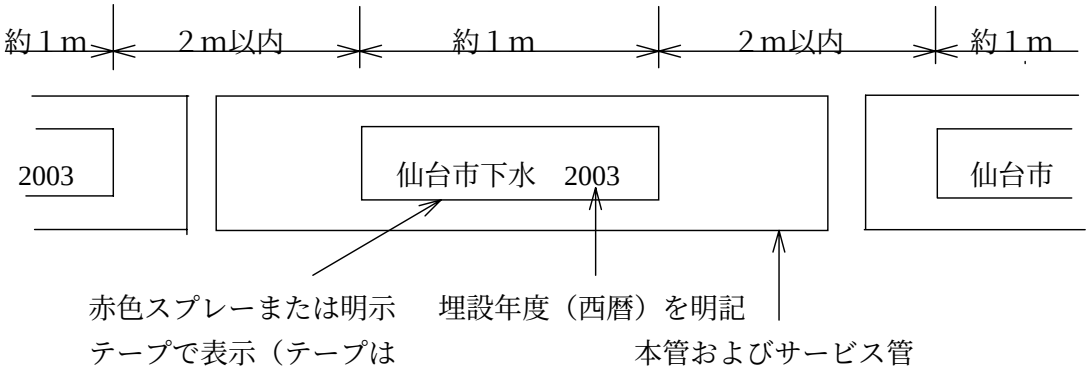

【明示シートの設置例】　図－２

（平　面　図）

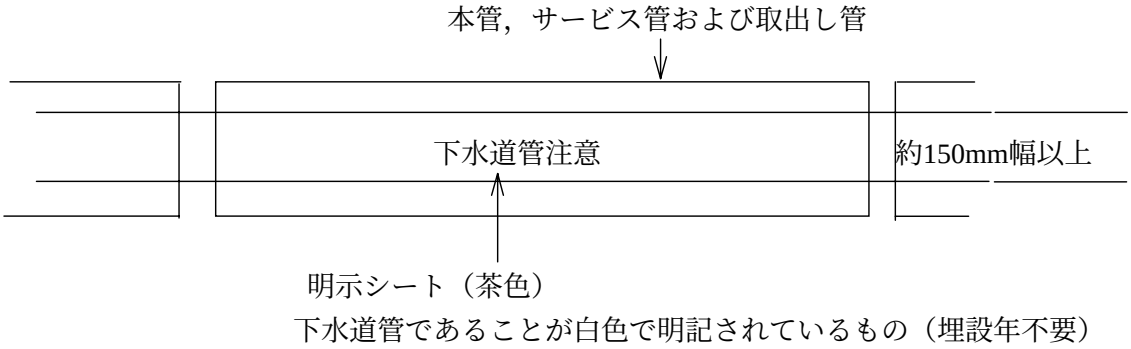

【明示テープ・シートの設置例】　図－３

（断　面　図）

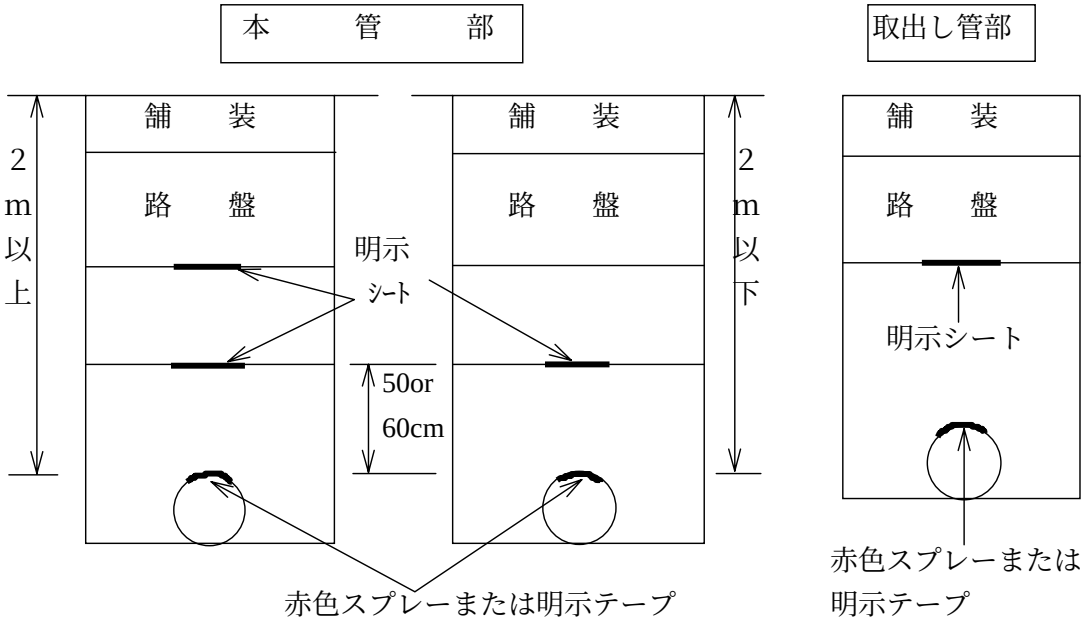

収入印紙欄	
１万円未満	非課税
100 万円以下	200 円
200 万円以下	400 円
300 万円以下	１千円
500 万円以下	２千円
１千万円以下	１万円
５千万円以下	１万５千円
１億円以下	４万５千円
５億円以下	８万円
10 億円以下	18 万円
50 億円以下	36 万円
50 億円を超えるもの	54 万円

契約番号
第　　号

工事請負契約書

１　工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　工事場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　工　　期　　着　手　平成　　年　　月　　日

　　完　成　平成　　年　　月　　日

４　請負代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

５　契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

６　解体工事に要する費用等

(1)解体工事に要する費用

(2)再資源化等に要する費用

(3)分別解体等の方法

(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地

上記工事について，発注者と請負者は，各々の対等な立場における合意に基づいて，別添の条項によって公正な請負契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また，請負者が共同企業体を結成している場合には，請負者は，別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印の上，各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者

請負者　　住　所

氏　名　　印

（総　則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は，この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を甲に引き渡すものとし，甲は，その請負代金を乙に支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施行方法等」という。以下同じ。）については，この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，乙がその責任において定める。

４　乙は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は，日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第 51 号）の定めるところによる。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては，民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。

10　この契約は，日本国の法令に準拠する。

11　この契約に係る訴訟については，日本国の裁判所を専属的な合意管轄とする。

12　乙が共同企業体を結成している場合においては，甲は，この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし，甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，乙は，甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　甲は，乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において，必要があるときは，その施工につき，調整を行うものとする。この場合においては，乙は，甲の調整に従い，第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　乙は，この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて，請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，甲に提出しなければならない。

２　内訳書及び工程表は，甲及び乙を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　乙は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第五号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行，甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「前払金保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は，

請負代金の 10 分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により，乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

４　請負代金額の変更があった場合には，保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで，甲は，保証の額の増額を請求することができ，乙は，保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，甲の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　乙は，工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 13 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 37 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，甲の承諾を得た場合は，この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　乙は，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７条　乙は，工事の一部を下請負人に請負わせたときは，直ちに甲に対して必要な事項を通知しなければならない。

（下請契約の締結等）

第７条の２　乙は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を仙台市内に本店（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第６条に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。２　乙は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は仙台市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（特許権等の使用）

第８条　乙は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料，施工方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，甲がその工事材料，施工方法等を指定した場合において，設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，乙がその存在を知らなかったときは，甲は，乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　甲は，監督員を置いたときは，その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は，この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

一　契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示，承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　甲は，２名以上の監督員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を，監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，乙に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。
5　甲が監督員を置いたときは，この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督員を経由して行うものとする。この場合においては，監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
6　甲が監督員を置かないときは，この約款に定める監督員の権限は，甲に帰属する。
（現場代理人及び主任技術者等）
第10条　乙は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，設計図書に定めるところにより，その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
一　現場代理人
二　主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する主任技術者をいう。ただし，建設業法第26条第３項の工事の場合にあっては，専任の主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第２項に規定する監理技術者をいう。ただし，建設業法第26条第３項の工事の場合にあっては，専任の監理技術者（当該工事が建設業法第26条第４項に該当する場合には，監理技術者資格者証の交付を受けた者）をいう。以下同じ。）
三　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
2　現場代理人は，この契約の履行に関し，工事現場に常駐し，その運営，取締りを行うほか，請負代金額の変更，請負代金の請求及び受領，第12条第１項の請求の受理，同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
3　乙は，前項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
4　現場代理人，主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は，これを兼ねることができる。
（履行報告）
第11条　乙は，設計図書に定めるところにより，契約の履行について甲に報告しなければならない。
（工事関係者に関する措置請求）
第12条　甲は，現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは，乙に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2　甲又は監督員は，主任技術者（監理技術者），専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは，乙に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3　乙は，前２項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
4　乙は，監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，甲に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
5　甲は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。
（工事材料の品質及び検査等）
第13条　工事材料の品質については，設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては，中等の品質を有するものとする。
2　乙は，設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において，

検査に直接要する費用は，乙の負担とする。

3　監督員は，乙から前項の検査を請求されたときは，請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　乙は，工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　乙は，前項の規定にかかわらず，検査の結果不合格と決定された工事材料については，当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第 14 条　乙は，設計図書において監督員の立会いの上調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，当該立会いを受けて調合し，又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　乙は，設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については，当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　乙は，前２項に規定するもののほか，甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは，設計図書に定めるところにより，当該記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督員は，乙から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは，当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において，監督員が正当な理由なく乙の請求に７日以内に応じないため，その後の工程に支障をきたすときは，乙は，監督員に通知した上，当該立会い又は見本検査を受けることなく，工事材料を調合して使用し，又は工事を施工することができる。この場合において，乙は，当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項，第３項又は前項の場合において，見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は，乙の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 15 条　甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによる。

2　監督員は，支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては，乙の立会いの上，甲の負担において，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において，当該検査の結果，その品名，数量，品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めたときは，乙は，その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3　乙は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　乙は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であって隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5　甲は，乙から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において，必要があると認められるときは，当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し，支給材料若しくは貸与品の品名，数量，品質若しくは規格若しくは性能を変更し，又は理由を明示した書面により，当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6　甲は，前項に規定するもののほか，必要があると認めるときは，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能，引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　甲は，前２項の場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　乙は，支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　乙は，設計図書に定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10　乙は，故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し，又はその返還が不可能となったときは，甲の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　乙は，支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは，監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 16 条　甲は，工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。

2　乙は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは，乙は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，取り片付けて，甲に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において，乙が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，甲は，乙に代わって当該物件を処分し，工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，乙は，甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する乙のとるべき措置の期限，方法等については，甲が乙の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 17 条　乙は，工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において，監督員がその改造を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督員は，乙が第 13 条第２項又は第 14 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するもののほか，監督員は，工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，当該相当の理由を乙に通知して，工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において，検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

（条件変更等）

第 18 条　乙は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督員に通知し，その確認を請求しなければならない。

一　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること

三　設計図書の表示が明確でないこと

四　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2　監督員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは，乙の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，乙が立会いに応じない場合には，乙の立会いを得ずに行うことができる。

3　甲は，乙の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後 14 日以内に，その結果を乙に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ乙の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める者が，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　甲

二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　甲

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　甲（甲及び乙の協議後）

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 19 条　甲は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を乙に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，甲は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 20 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，乙が工事を施工できないと認められるときは，甲は，工事の中止内容を直ちに乙に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　甲は，前項に規定するもののほか，必要があると認めるときは，工事の中止内容を乙に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　甲は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による工期の延長）

第 21 条　乙は，天候の不良，第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができないときは，その理由を明示した書面により，甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工期の短縮等）

第 22 条　甲は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を乙に請求することがで

きる。
2　甲は，この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において，特別の理由があるときは，通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
3　甲は，前2項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工期の変更方法）
第 23 条　工期の変更については，甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。
2　前項の協議開始の日については，甲が乙の意見を聴いて定め，乙に通知するものとする。ただし，甲が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては，甲が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には，乙は，協議開始の日を定め，甲に通知することができる。
（請負代金額の変更方法等）
第 24 条　請負代金額の変更については，甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。
2　前項の協議開始の日については，甲が乙の意見を聴いて定め，乙に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には，乙は，協議開始の日を定め，甲に通知することができる。
3　この約款の規定により，乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については，甲乙協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第 25 条　甲又は乙は，工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2　甲又は乙は，前項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。
3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては，甲が定め，乙に通知する。
4　第1項の規定による請求は，本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては，第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，甲又は乙は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。
6　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，甲又は乙は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。
7　第5項及び前項の場合において，請負代金額の変更額については，甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては，甲が定め，乙に通知する。
8　第3項及び前項の協議開始の日については，甲が乙の意見を聴いて定め，乙に通知しなければならない。

ただし，甲が第１項，第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，乙は，協議開始の日を定め，甲に通知することができる。

（臨機の措置）

第 26 条　乙は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，乙は，あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２　前項の場合においては，乙は，そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，甲が負担する。

（一般的損害）

第 27 条　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第 29 条第１項に規定する損害を除く。）については，乙がその費用を負担する。ただし，その損害（第 49 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 28 条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，乙がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害（第 49 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，甲がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，乙が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 29 条　工事目的物の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては，当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により，工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，乙は，その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

２　甲は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 49 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し，その結果を乙に通知しなければならない。

３　乙は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を甲に請求することができる。

４　甲は，前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは，当該損害の額（工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第２項，第 14 条第１項若しくは第２項又は第 37 条第３項の規定による検査，立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより，算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より小額であるものについては，その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と，「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と，「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 30 条　甲は，第８条，第 15 条，第 17 条から第 20 条まで，第 22 条，第 25 条から第 27 条まで，第 29 条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については，甲が乙の意見を聴いて定め，乙に通知しなければならない。ただし，甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，乙は，協議開始の日を定め，甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 31 条　乙は，工事を完成したときは，その旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上，設計図書に定めるところにより，工事の完成を確認するための検査を完了し，当該検査結果を乙に通知しなければならない。この場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，乙の負担とする。

4　甲は，第２項の検査によって工事の完成を確認した後，乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは，直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　甲は，乙が前項の申出を行わないときは，当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，乙は，当該請求に直ちに応じなければならない。

6　乙は，工事が第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を準用する。

（請負代金の支払）

第 32 条　乙は，前条第２項の検査に合格したときは，請負代金の支払を請求することができる。

2　甲は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　甲がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 33 条　甲は，第 31 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても，工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては，甲は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　甲は，第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（当初前金払）

第 34 条　乙は，保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金保証事業法第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を甲に寄託して，請負代金額の 10 分の４以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2　甲は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から 14 日以内に当該前払金を支払わなければならない。

3　乙は，請負代金額が著しく増額された場合においては，その増額後の請負代金額の 10 分の４から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては，前項の規定を準用する。

4　乙は，請負代金額が著しく減額された場合において，受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の５を超えるときは，請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

5　前項の超過額が相当の額に達し，これを全額返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし，請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。

6　甲は，乙が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，年 3.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（中間前金払）

第 34 条の２　乙は，前条の規定により支払われる前払金（以下「当初前払金」という。）を受領した後，次の各号に掲げる要件の全部を満たした場合において，保証事業会社と，当初前払金に追加して支払われる前払金（以下「中間前払金」という。）に関する契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し，その保証証書を甲に寄託して，請負代金額の 10 分の２以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。

一　工期の２分の１を経過していること

ニ　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

三　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること

四　乙が当該工事に関して，第37条の規定による部分払又は第38条の規定による部分引渡しに係る支払の請求を行っていないこと

2　乙は，前項の規定による請求をしようとするときは，あらかじめ，前項各号に掲げる要件に係る監督員（監督員を置かない場合にあっては甲。以下本条において同じ。）の認定を受けなければならない。この場合において，監督員は，乙の請求のあったときは，請求を受けた日から７日以内に認定を行い，当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

3　甲は，第１項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から 14 日以内に中間前払金を支払わなければならない。
4　乙は，請負代金額が著しく増額された場合において，既に中間前払金が支払われているときは，前条第３項の規定による請求に加えて，増額後の請負代金額の 10 分の２の額から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては，前項の規定を準用する。
5　乙は，請負代金額が著しく減額された場合で，既に中間前払金が支払われている場合において，前払金額（受領済みの当初前払金及び中間前払金の額を加算した額をいう。以下同じ。）が減額後の請負代金額の 10 分の７を超えるときは，請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。この場合において前条第４項の規定は適用しない。
6　前条第５項及び第６項の規定は，前項の規定による超過額の返還について準用する。
（保証契約の変更）
第 35 条　乙は，第 34 条第３項又は前条第４項の規定により，受領済みの当初前払金又は中間前払金に追加してさらに当初前払金又は中間前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
2　乙は，前項に定める場合のほか，請負代金額が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
3　乙は，請負代金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
（前払金の使用等）
第 36 条　乙は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
（部分払）
第 37 条　乙は，工事の完成前に，出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの，監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の９以内の額について，次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
2　乙は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を甲に請求しなければならない。
3　甲は，前項の場合において，当該請求を受けた日から 14 日以内に，乙の立会いの上，設計図書に定めるところにより，前項の確認をするための検査を行い，当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
4　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，乙の負担とする。
5　乙は，第３項の規定による確認があったときは，部分払を請求することができる。この場合においては，甲は，当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
6　部分払金の額は，次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は，甲乙協議して定める。ただし，甲が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）

7　第５項の規定により部分払金の支払があった後，再度部分払の請求をする場合においては，第１項及び第

６項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 38 条　工事目的物について，甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の工事が完了したときについては，第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と，「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と，同条第５項及び第 32 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて，これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第32条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は，次の式により算定する。この場合において，指定部分に相応する請負代金の額は，甲乙協議して定める。ただし，甲が前項の規定により準用される第 32 条第１項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合は，甲が定め，乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

（継続費又は債務負担行為に係る契約の特則）

第 39 条　継続費又は債務負担行為に係る契約において，各会計年度において前金払又は部分払があるときは，別添の特約条項のとおりとする。

（第三者による代理受領）

第 40 条　乙は，甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき，第三者を代理人とすることができる。

２　甲は，前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において，乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは，当該第三者に対して第 32 条（第 38 条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 41 条　乙は，甲が第 34 条，第 34 条の２，第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し，相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは，工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては，乙は，その理由を明示した書面により，直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は，前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第 42 条　甲は，工事目的物にかしがあるときは，乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し，又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，かしが重要ではなく，かつ，その修補に過分の費用を要するときは，甲は，修補を請求することができない。

２　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は，第 31 条第４項又は第５項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号に定める期間にこれを行わなければならない。ただし，そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じたとき又は第１号若しくは第２号に掲げる場合のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第６条第１項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは同条第２項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じたとき（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には，請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

一　木造の建物等の建設工事の場合　　１年

二　コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合　　２年
三　造園工事の場合　　１年
四　設備工事等の場合　　１年

3　甲は，工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに乙に通知しなければ，当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし，乙がそのかしがあることを知っていたときは，この限りでない。

4　甲は，工事目的物が第１項のかしにより滅失又はき損したときは，第２項の定める期間内で，かつ，その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は，工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし，乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第43条　乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては，甲は，損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は，請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年3.6パーセントの割合で計算した額とする。

3　甲の責に帰すべき事由により，第32条第２項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第44条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において，乙が次条第１項各号のいずれかに該当するときは，甲は，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人に対して，他の建設業者を選定し，工事を完成させるよう請求することができる。

2　乙は，前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して，この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には，代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させなければならない。

一　請負代金債権（前払金，部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
二　工事完成債務
三　かし担保債務（乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
四　解除権
五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3　甲は，前項の通知を代替履行業者から受けた場合には，代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4　第１項の規定による甲の請求があった場合において，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人から保証金が支払われたときは，この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は，当該保証金の額を限度として，消滅する。

（甲の解除権）

第45条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

一　正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
二　その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見

込みが明らかにないと認められるとき。

三　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　前３号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第47条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては,請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において，第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合による解除）

第45条の２　甲は，乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

一　乙に対し，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 48 条第４項，第 53 条の３又は第 54 条の規定による審決（独占禁止法第 54 条第３項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。第３号において「違反に係る審決」という。）がなされ，その審決に対し乙が独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起せず，当該審決が確定したとき

二　公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第 48 条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ，その納付命令が独占禁止法第 48 条の２第６項の規定により確定した審決とみなされたとき。

三　乙に対してなされた違反に係る審決に対し，乙が独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し，その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四　乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又はその使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

第 46 条　甲は，工事が完成するまでの間は，第 45 条第１項又は前条第１項の規定によるほか，必要があるときは，契約を解除することができる。

２　甲は，前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 47 条　乙は，次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

一　第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が工事の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。

三　甲が契約に違反し，その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　乙は，前項の規定により契約を解除した場合において，損害があるときは，その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 48 条　甲は，契約が解除された場合においては，出来形部分を検査の上，当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし，当該引渡しを受けたときは，当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において，甲は，必要があると認められるときは，その理由を乙に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，乙の負担とする。

3　第１項の場合において，第 34 条又は第 34 条の２の規定による前払金の支払があったときは，当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは，その部分払において償却した前払金の額を控除した額とする。）を第１項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において，受領済みの前払金額になお余剰があるときは，乙は，解除が第 45 条の規定によるときにあっては，その余剰額に直近の前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.6 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を，解除が第 46 条又は前条の規定によるときにあっては，その余剰額を甲に返還しなければならない。

4　乙は，契約が解除された場合において，支給材料があるときは，第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き，甲に返還しなければならない。この場合において，当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき，又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　乙は，契約が解除された場合において，貸与品があるときは，当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　乙は，契約が解除された場合において，工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは，乙は，当該物件を撤去するとともに，工事用地等を修復し，取り片付けて，甲に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において，乙が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，甲は，乙に代わって当該物件を処分し，工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，乙は，甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する乙のとるべき措置の期限，方法等については，契約の解除が第 45 条の規定によるときは甲が定め，第 46 条又は前条の規定によるときは，乙が甲の意見を聴いて定めるものとし，第４項後段，第５項後段及び第６項に規定する乙のとるべき措置の期限，方法等については，甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（損害賠償の予定）

第 49 条　乙は，第 45 条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，工事の完了の前後を問わず，又は甲が契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，契約金額の 10 分の１に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし，同項第１号，第２号又は第３号に該当する場合において，審決の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合には，この限りでない。

2　前項の場合において，乙が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。

3　第１項の規定は，甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（火災保険等）

第 50 条　乙は，工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険，建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2　乙は，前項の規定により保険契約を締結したときは，その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示し

なければならない。

3　乙は，工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは，直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 51 条　乙がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは，甲は，その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3.6 パーセントの割合で計算した利息を付した額と，甲の支払うべき請負金額とを相殺し，なお不足あるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には，甲は，乙から延滞日数につき年 3.6 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第52条　この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には，甲及び乙は，建設業法による宮城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2　前項の規定にかかわらず，現場代理人の職務の執行に関する紛争，主任技術者（監理技術者），専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については，第 12 条第３項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により甲が決定を行った後，又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ，甲及び乙は，前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲　裁）

第53条　甲及び乙は，その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，前条の規定にかかわらず，仲裁合意書に基づき，審査会の仲裁に付し，その仲裁判断に服する。

（補　則）

第54条　この約款に定めのない事項については，必要に応じて甲乙協議して定める。

第８節　諸官庁への届出

主な諸官庁届出書類

書　類　の　名　称		提出先	提出期限	備　　考
労災関係	労働保険保険関係成立届	労基署	10日以内	
	労働保険代理人選任届	〃	延滞なく	
	労災保険概算保険料申告書・納付書	〃	20日以内	
	労災保険下請負人を事業主とする認可申請書	〃	10日以内	
雇保関係	雇用保険適用事業所設置届	職安所	10日以内	
	雇用保険被保険者関係届出	〃	速やかに	
	事務等代理人選任届			
	雇用保険被保険者資格取得届	〃	雇入れの日の翌月10日まで	
	労働保険概算保険料申告書・納付書	〃	20日以内	
土建・国保規約等	事業場加入届	土建国保組	都　度	
	第２種組合員加入届	〃	〃	
	第２種組合員加入総括表	〃	〃	
	日雇健保適用除外承認申請書	社保事務所	〃	
所得税法	給与支払事務所等の開設届出書	税務署	１カ月以内	
消防法	防火対象物使用届	消防署長	使用開始前	
	防火管理者選任届			
国有財産法	道路境界査定願	都道府県庁	建物位置確定の２～３月前	
道路法	道路占用許可申請書	道路管理者	15～30 日前	
	自費工事願	道路管理者及び警察署	工事 30 日前	ガードレール等の一時撤去，歩道防護
	沿道掘削願	道路管理者	30 日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	警察署	15～30 日前	使用範囲 ○歩道がある場合歩道幅の１／３以下または１m以内 ○歩道がない場合車道幅の１／８以下または１m以内
騒音規制法振動規制法	特定建設作業実施届出書	特定行政庁(市町村長)	作業開始７日前	杭打ち，ブレーカー，Ｈ.Ｔ.Ｂ締め等
電気事業法	仮設電力自家用電気使用申込書	電力会社	使用 30 日前	自家用電気工作物（契約電力量 50kW 以上）を設置し，または変更しようとする時
	電気設備設置届	消防署		
	保安規定変更届１	通産局		
その他	埋設物立会依頼書			
	埋設物巡回点検簿			
	打合せ記録簿			

書　類　の　名　称		提出先	提出期限	備　　考
（１）工事開始時				
労働基準法関係	適用事業報告	労働基準監督所長	延滞なく	法の適用を受ける事業場を新設したとき
	一せい休憩除外許可申請書	〃	事前に	全労働者に一せいに休憩を与えることができないとき
	時間外及び休日の労働に関する協定届	〃	〃	・一日及び一日を超える一定の期間について時間外または休日に労働させる場合 ・労働者代表との協定書添付
	断続的な宿直または日直許可申請書	〃	〃	宿直または日直の勤務につかせようとするとき
	監視または断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	〃	〃	夜警，炊事等の監視または断続的労働に従事する者について労働時間，休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき
	就業規則届	〃	延滞なく	・常時 10 人以上の労働者を使用するとき ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。（法 106）
	寄宿舎設置届	〃	工事着手14日前まで	・常時 10 人以上の労働者を就業させる事業，原動機の定格出力合計 2.2kW 以上使用する事業，安衛則別表第８に掲げる業務を行う使用者が寄宿舎を設置するとき(労基則 50 の 2)
	寄宿舎規則届	〃	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舎を使用の場合は賃借契約の書類を添付 ・寄宿舎規則を寄宿舎に備え付ける等の方法によって周知させる。（法 106）
労働安全衛生法関係	建設工事計画届	労働大臣	工事開始の30日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ 300m以上の塔の建設 (2)堤高 150m以上のダムの建設 (3)最大支間 500m（つり橋は 1,000m）以上の橋梁の建設 (4)長さが 3,000m以上の隋道等の建設 (5)長さが 1,000m以上 3,000m未満のずい道等の建設で深さ 50m以上の立坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの (6)ゲージ圧力３kgf／　以上の圧気工法の作業

書　類　の　名　称		提出先	提出期限	備　　考
労働安全衛生法関係	建設工事計画届	労働基準監督署長	仕事開始の14日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ 31m を超える建築物または工作物（橋梁を除く。）の建設，改造，解体または破壊 (2)最大支間 50m以上の橋梁の建設，改造，解体または破壊 (3)ずい道等の建設，改造，解体または破壊 (4)掘削の高さまたは深さが 10m以上ある地山の掘削の作業 (5)圧気工法による作業
	土石採取計画届	〃	作業開始の14日前まで	掘削の高さまたは深さが 10m以上の土石の採取のための掘削の作業
	建設物，機械等設置・移転・変更届	労働基準監督署長	設置30日前	安衛則別表第７上欄に掲げる機械等を設置するとき
	特定元方事業者の事業開始報告 （統括安全衛生責任者選任報告） （元方安全衛生管理者選任報告）	〃	遅延なく	・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場合で行われるとき ・事業者の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時 50 人（ずい道等の建設の仕事または圧気工法による作業を行う仕事にあっては,常時 30 人）以上となるときは，統括安全衛生責任者を選任し，その旨と氏名を記載する
	安全衛生責任者選任報告	特定元方事業者	〃	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で，下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	労働基準監督署長を経由して労働基準局長	仕事開始の14日前まで	・ＪＶ工事の場合，出資割合その他施工上の責任程度を考慮して，そのうち一人を代表者として選任
	総括安全衛生管理者，安全管理者選任報告	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し，遅延なく	・建設業で常時 100 人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ・常時 50 人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
	衛生管理者，産業医選任報告	〃	〃	・常時 50 人以上の労働者を使用するとき ・衛生管理者免許証の写し，医師免許証の写しを添付
	救護に関する技術的事項を管理する者の選任報告			・ずい道等の建設の仕事で出入口から 1,000m以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが 50m以上となる立坑（通路用に限る。）の掘削を伴うものについて救護に関し必要な機械等を備え付けるときまでに選任 ・圧気工法による作業の仕事で，ゲージ圧力１kgf／ で行うこととなるまでに選任 ・事業場の専属の者を選任

書　類　の　名　称		提出先	提出期限	備　　考
（２）工事中				
労働基準法関係	就業規則変更届	労働基準監督所長	速やかに	
労働安全衛生法関係	共同企業体代表者変更届	労働基準監督署長を経由して労働基準局長	遅延なく	
	安全管理者選任報告	労働基準監督所長	14日以内に選任し，遅延なく	常時 50 人以上の労働者を使用するに致ったとき
	衛生管理者，産業医選任報告	〃	〃	〃
	建設物，機械等設置・移転・変更届	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	〃	遅延なく	・事業場またはその附属建設内で火災，爆発，倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場または附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	〃	遅延なく休業４日未満のときは，４半期ごとに	・労働者が労働災害その他就業中または事業場内もしくはその附属建設物内における負傷，窒息または急性中毒により死亡し，休業したとき
	クレーン設置届	〃	30日前まで	
	クレーン デリック エレベータ 建設用リフト　落成検査申請書	〃	あらかじめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験，安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン 移動式クレーン　設置報告書	〃	〃	(1)つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満（スタッカー式は 0.5t 以上 1t 未満）のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が 3t 以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	クレーン 移動式クレーン デリック エレベータ 建設用リフト　変更届	〃	変更工事の30日前まで	・それぞれの機械ごとに，次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン：１．クレーンガーダ，ジブ，脚，塔その他の構造部分　２．原動機　３．ブレーキ　４．つり上げ機構　５．ワイヤーロープまたはつりチェーン　６．フック，グラブバケット等のつり具 移動式クレーン：１．ジブその他の構造部分　２．原動機　３．ブレーキ　４．つり上げ機構　５．ワイヤロープまたはつりチェーン　６．フック，グラブバケット等のつり具　７．台車

書類の名称		提出先	提出期限	備考
労働安全衛生法関係	クレーン 移動式クレーン デリック エレベータ 建設用リフト　変更届	労働基準監督署長	変更工事の開始の日の30日前まで	デリック：1．マスト，ブーム，控えその他の構造部分　2．原動機　3．ブレーキ　4．つり上げ機構　5．ワイヤロープまたはつりチェーン　6．フック，グラブバケット等のつり具　7．基礎 エレベータ：1．搬器またはカウンターウエイト　2．巻上げ機または原動機　3．ブレーキ　4．ワイヤロープ　5．屋外のものは昇降路塔，ガイドレール支持塔または控え 建設用リフト：1．ガイドレールまたは昇降路　2．搬器　3．原動機　4．ブレーキ　5．ウインチ　6．ワイヤロープ
	クレーン 移動式クレーン デリック エレベータ　変更検査申請書	〃	あらかじめ	・それぞれの機械ごとに，部分を変更したものの検査を受けるとき
	デリック設置届	〃	30日前まで	
	デリック設置報告書	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベータ設置届	〃	30日前まで	
	エレベータ設置報告書	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベータを設置するとき
	建設用リフト設置届	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき
	建設用リフト設置報告書	〃	あらかじめ	・ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフトを設置するとき
	クレーン等事故報告音	〃	遅延なく	次の事故が発生したとき (1)クレーンの逸走，倒壊，落下またはジブの折損 (2)移動式クレーンの転倒，倒壊またはジブの折損 (3)デリックの倒壊またはブームの折損 (4)エレベータまたは建設用リフトの昇降路等の倒壊または搬器の墜落 (5)簡易リフトの搬器の墜落 (6)クレーン，移動式クレーン，デリック，エレベータ，建設用リフトまたは簡易リフトのワイヤロープの切断 (7)クレーン，移動式クレーンまたは簡易リフトのつりチェーンの切断
	持込機械等使用届	特定元方事業者	持込み時	(社)全国建設業協会統一様式による

第５章　提　出　書　類　様　式

第１節　提出書類一覧表

５－１－１　工事請負契約書に基づいて提出する書類

様　式	様　　式　　名　　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
1	現場説明書	第１条	各社	－	適宜
2	現場説明に対する質問書	第１条	課長または 公所長	－	1
3	現場説明の質問に対する回答書	第１条	質問者	－	1
4	着工届等	第３条	発注者	契約締結後 14 日以内	2
5	工事工程表	第３条	発注者	契約締結後 14 日以内	2
6	下請負人通知書	第７条	発注者	下請負による着工日	2
7	下請体制表	第７条	発注者	下請負による着工日	2
8	監督員（設置･変更）通知書	第９条	請負者	－	1
9	現場代理人等（変更）通知書（単体用）	第10条	発注者	契約締結後 14 日以内	2
１０	現場代理人等（変更）通知書（ＪＶ用）	第10条	発注者	契約締結後 14 日以内	2
１１	現場代理人等の経歴書	第10条	発注者	契約締結後 14 日以内	2
１２	工事履行報告書	第11条	監督員	指示期日	2
１３	工事関係者措置請求書	第12条	請負者	請求日	1
１４	工事材料検査（確認）依頼書	第13条	監督員	請求を受けた日から７日以内	1
１５	見本等の提出請求書	第14条	請負者	請求日	1
１６	支給品受領書	第15条	監督員	引渡しを受けた日から７日以内	1

５－１－１　工事請負契約書に基づいて提出する書類

様　式	様　　式　　名　　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
１７	貸与品借用書	第15条	監督員	引渡しを受けた日から7日以内	1
１８	支給品清算書	第15条	発注者	－	1
１９	貸与品返納書	第15条	発注者	－	1
２０	改造請求書	第17条	請負者	請求日	1
２１	破壊検査通知書	第17条	請負者	通知日	1
２２	施工条件等調査結果（設計図書訂正・変更）通知書	第18条	請負者	通知日	1
２３	施工中止通知書	第20条	請負者	通知日	1
２４	工期の延期請求書	第21条	発注者	－	2
２５	災害防止措置等請求書	第26条	請負者	請求日	1
２６	損害調査結果通知書	第29条	請負者	その都度	1
２７	完成届	第31条	発注者	完成時	2
２８	○○○検査日通知書	第31条等	請負者	－	1
２９	○○○検査結果通知書	第31条等	請負者	－	1
３０	工事目的物引渡書	第31条	発注者	工事完了後速やかに	2
３１	工事目的物引受書	第31条	請負者	引渡し申し出後速やかに	1
３２	修補完了届	第31条	発注者	修補完了後速やかに	1
３３	中間前金払認定請求書	第34条	発注者	－	1

５－１－１　工事請負契約書に基づいて提出する書類

様式	様　式　名　称	条項	あ て 先	提 出 期 日	部数
３４	中間前金払認定調書	第34条	請負者	請求を受けた日から７日以内	1
３５	工事出来高検査依頼書	第37条	発注者	―	2
３６	工事出来高検査結果通知書	第37条	請負者	請求を受けた日から14日以内	1
別紙１	工事出来高設計書（鑑）	第37条	発注者	ー	2
別紙２	工事出来高内訳表	第37条	発注者	ー	2
３７	工事出来高内訳書（土木工事用）	第37条	発注者	ー	2
３８	工事出来高内訳書（建築工事用）	第37条	発注者	ー	2
３９	指定部分に係る工事目的物引渡書	第38条	発注者	ー	2
４０	指定部分に係る工事目的物引受書	第38条	請負者	―	2
４１	工事に係る打合せ簿	共通	監督員	打合せ時	1
４２	○○○に関する請求書（乙→甲）	共通	発注者	請求日	2
４３	○○○に関する請求書（甲→乙）	共通	請負者	請求日	1
４４	○○○に関する通知書（乙→甲）	共通	発注者	通知日	2
４５	○○○に関する通知書（甲→乙）	共通	請負者	通知日	1
４６	○○○に関する承諾書（乙→甲）	共通	発注者	承諾日	2
４７	○○○に関する承諾書（甲→乙）	共通	請負者	承諾日	1

５－１－１　工事請負契約書に基づいて提出する書類

様式	様　式　名　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
別紙３	工事請負契約書第25条第1項の適用について（協議）	第25条	請負者	条項適用が適用になる場合	1
別紙４	工事請負契約書第25条第1項の適用について（回答）	第25条	発注者	速やかに	2
別紙５	残工事量の確認について（通知）	第25条	請負者	基準日協議開始日から14日以内	1
別紙６	残工事量確認調書	第25条	請負者	基準日協議開始日から14日以内	1
別紙７	契約書第25条第1項の規定に基づく協議中止（通知）	第25条	請負者	－	1

５－１－２　共通仕様書に基づいて提出する書類

様　式	様　式　名　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
任　意	施工計画書	1-1-1-4	監督員	着工前及び必要の都度	2
別紙８	削除				
４８	削除				
４９	削除				
５０	施工体制台帳（１）	1-1-1-10	監督員	－	1
50の2	施工体制台帳（２）	1-1-1-10	監督員	－	1
５１	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	1-1-1-10	監督員	－	1
５２	工事担当技術者台帳	1-1-1-10	監督員	－	1
５３	監理（主任）技術者　名札	1-1-1-10	－	－	－
５４	工事現場発生品引渡書	1-1-1-17	監督員	－	1

５－１－２　共通仕様書に基づいて提出する書類

様　式	様　　式　　名　　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
５５	再生資源利用計画書	1-1-1-18	監督員	施工計画書提出時	2
５６	再生資源利用促進計画書	1-1-1-18	監督員	施工計画書提出時・工事完了後	1
５７	品質証明書	1-1-1-7	監督員	監督員の請求時・検査時	1
５８	段階確認書・立会願	3-1-1-22	監督員	段階確認時 立会前	1
５９	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等管理表	1-1-1-4	監督員	指示期日	1
59の2	建設発生土搬出量等管理表	1-1-1-4	監督員	指示期日	1
６０	事故報告書	1-1-1-30	監督員	指示期日	2
別紙９	破損事故報告書	1-1-1-30	監督員	指示期日	2
６１	建設業法･雇用改善法等に基づく届出書（変更届）	1-1-1-10	－	－	－
61の2	建設業法･雇用改善法等に基づく届出書（変更届）下請用	1-1-1-10	－	－	－
６２	下請負業者編成表	1-1-1-10	－	－	－
６３	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1-1-1-41	発注者	契約後１ヶ月以内 その都度	－
別紙10	削除				
別紙11	削除				
別紙12	削除				
６４	分別解体等の計画等	建設ﾘｻｲｸﾙ法	担当係長	契約締結前	1
64の2	分別解体等の計画等	建設ﾘｻｲｸﾙ法	担当係長	契約締結前	1
６５	通知書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	担当係長	契約締結前	1

５－１－２　共通仕様書に基づいて提出する書類

様　式	様　　式　　名　　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
６６	説明書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	担当係長	契約締結前	1
６７	告知書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	下請者	工事着手７日前	1
６８	建設廃棄物処理計画書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	下請者	工事着手７日前	1
６９	再生資源利用実施書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	監督員	施工計画書提出時・工事完了時	1
７０	再生資源利用促進実施書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	監督員	施工計画書提出時・工事完了時	1
７１	再生資源化報告書	建設ﾘｻｲｸﾙ法	監督員	施工計画書提出時	1
７２	解体工事技術管理者届	建設ﾘｻｲｸﾙ法	監督員	その都度	1
７３	標識	建設ﾘｻｲｸﾙ法	ー	ー	ー

５－１－３　その他の規定に基づいて提出する書類

様　式	様　　式　　名　　称	条項	あ　て　先	提　出　期　日	部数
別紙 13	汚水桝・雨水桝　設置承諾書一覧表	―	監督員	完成時	1
別紙 14	社内検査報告書（管路施設）	―	監督員	完成時	1
別紙 15	社内検査報告書（処理場・ポンプ場）	―	監督員	完成時	1
別紙 16	工事完了確認書（管路施設）	―	請負者	完成時	1
別紙 17	工事完了確認書（処理場・ポンプ場）	―	請負者	完成時	1
別紙 18	支払伝票（表面）	―	監督員	完成時	1
別紙 19	支払伝票（裏面）	―	監督員	完成時	1
別紙 20	週間工事予定表	―	監督員	毎週	1

様式	品質・出来形品質管理に関する様式一覧
１０１	品質・出来形品質管理表（表紙）
１０２	測定結果総括表
１０３	測定結果一覧表
１０４	出来形管理図表
１０５	出来形管理図（工程能力図）
１０６	度数表
１０７	Ｘ－Ｒs－Ｒm 管理データーシート
１０８	Ｘ－Ｒs－Ｒm 管理図
１０９	土の試料整理表Ｉ
１１０	土の直接せん断試験表１
１１１	土の直接せん断試験表２
１１２	土の遠心含水当量(ＪＩＳ　Ａ　1207)
１１３	現場密度測定試験表（置換法）
１１４	現場密度測定試験表（モールド円筒法）
１１５	現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験（置換法）
１１６	現場飽和度・空気間ゲキ率測定試験（モールド円筒法）
１１７	骨材の単位容積重量試験(ＪＩＳ　Ａ　1104)
１１８	ホットピンにおけるふるい分け試験
１１９	まだ固まらないｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験結果表(ＪＩＳ　Ａ　1112)
１２０	コンクリート中の塩分測定表
１２１	総括表（１）
１２２	総括表（２）
１２３	生コンクリート品質記録表（１）配合
１２４	コンクリート二次製品の品質記録表（１）配合
１２５	（２）材料特性①セメント
１２６	（２）材料特性②骨材
１２７	（２）材料特性③混和材料
１２８	（３）コンクリートの品質試験結果表
１２９	（３）コンクリートの二次製品の品質
１３０	（４）打設関係
１３１	くい打成績表
１３２	機械ボーリング作業日報
１３３	浸透探傷試験記録表
１３４	放射線透過試験記録表
１３５	塗装膜厚測定表
１３６	塗装膜圧測定成績表
１３７	場所打杭（機械掘削）の施工記録
１３８	場所打コンクリート杭施工記録表
１３９	鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録
１４０	レディミクストコンクリート単位水量測定結果票
１４１	テストハンマーによる強度推定調査票
１４２	ひびわれ調査票

上記様式については，仙台市都市整備局技術管理室のホームページを参照のこと
http://www.city.sendai.jp/toshi/gijutsu/shiyousho/siyoushodl.html

様式第１号（契 第１条関係）

現場説明書

平成　　年　　月　　日

（業者）

様

（課長又は公所長）

（公印省略）

次の工事について、下記のとおり説明します。

１ 工　　事　　名

２ 工 事 場 所

３ 工　　期　　平成　　年　　月　　日まで

４ 質問書提出期日　　平成　　年　　月　　日まで

記

様式第２号（契 第１条関係）

現場説明に対する質問書

平成　　年　　月　　日

（課長又は公所長）

様

（業 者） 住 所

氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付けで説明のありました次の工事について、下記のとおり質問します。

１ 工 事 名

２ 工事場所

３ 工　　期　　平成　　年　　月　　日まで

記

様式第３号（契 第１条関係）

現場説明の質問に対する回答書

平成　　年　　月　　日

（業者）

様

（課長又は公所長）

（公印省略）

次の工事について、下記のとおり質問に対して回答します。

１ 工 事 名

２ 工事場所

３ 工　　期　　平成　　年　　月　　日まで

記

番号	質　問　事　項	回　　答

様式第４号（契 第３条関係）

着　　工　　届　　等

年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）建設業許可番号
国土交通大臣・知　事
特　　第　　号
住　所
氏　名　　印

下記のとおり着手したので、仙台市契約規則第２７条及び工事請負契約書第３条の規定に基づき、別紙のとおり請負代金内訳書及び工事工程表を添えて提出します。

記

１　契　約　番　号	
２　工　　事　　名	
３　工　事　場　所	
４　契約締結年月日	平成　　年　　月　　日
５　工　　期	平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで
６　工事請負代金額	金　　円
７　着 手 年 月 日	平成　　年　　月　　日

※ 請負代金内訳書は金抜設計書に金額を記入したものとする。
※ 正１通、副１通を提出する。

様式第５号（契 第３条関係）

工　事　工　程　表

契約番号	
工事名	
工事場所	
請負者名	
工期	平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで
請負代金額	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	

工種	種別	数量 見積額(千円)	着工日	完工日	換算率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						(数量)											
						(進捗率)											
計						(進捗率)											
						100 %											
						90											
						80											
						70											
						60											
						50											
						40											
						30											
						20											
						10											

（記入要領）

1）換算率(％)は見積額により(工事の金額)÷(直接工事費)として算出する。
2）工程表の……の上側に数量を累計で記入し、……の下側にその進捗率(％)を記入する。なお、計の欄には全工程に対する進捗率を集計して記入する。
※ 全工程に対する進捗率＝((各工種の見積額×各工種の進捗率)の合計)÷全体見積額
3）数量、進捗率とも未施工の計画値は(　)書きで記入する。
4）工程曲線は計画を……で、実績を──でそれぞれ記入する。
5）重要な仮設工事は工種欄に記入し工程を計画する。
6）請負者は毎月末の出来高を記入し監督員に提出する。

様式第６号（契 第７条関係）

下請負人通知書（第　　回）

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住所

商号又は名称

氏名　　印

工事の一部を第三者に請け負わせましたので、下請体制表を添えて、工事請負契約書第７条の規定により通知します。

記

１ 契 約 番 号		
２ 工　事　名		
３ 工 事 場 所		
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）	
５ 工　　期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）	
６ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）	
７ 一次下請負額の合計及び下請業者数	前回まで	金　　円（一次下請　　社，二次下請　　社，三次以降下請　　社）
	今　　回	金　　円（一次下請　　社，二次下請　　社，三次以降下請　　社）
	計	金　　円（一次下請　　社，二次下請　　社，三次以降下請　　社）
８ 下 請 内 容	・ 別紙「下請体制表」のとおり	

（注）別紙「下請体制表」には、一次のみではなく二次以下の全ての下請負について記入すること。

様式第７号（契 第７条関係）

下　請　体　制　表（第　回）

工事名	
工事場所	
請負代金額	円
工事期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで

元請業者名	
代表者名	
所在地	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
工事内容	
統括安全衛生責任者名	
元方安全衛生責任者名	

[一次下請請負金額の合計]

請負金額計（消費税含む）	円

→点線を赤でなぞること

【１次下請業者】

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

【２次下請業者】

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

【３次下請業者】

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

下請業者名		許可番号	大臣 般・知事 特 第　号
代表者名		許可業種	
所在地		主任技術者名	
工事内容		請負金額（消費税含む）	円
		契約方法	契約書・請書・注文書
		代金支払方法	現金・小切手・手形（　日）
契約日	年　月　日	本店の所在	市内・市外
工期	年　月　日から 年　月　日まで	市内業者を選定しない理由	

様式第８号（契 第９条第１項関係）
様式第１号（仙台市請負工事監督要綱）

監督員等（設置・変更）通知書

年　　月　　日

（ 請負者 ）

様

（ 市長又は区長 ）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第９条第１項及び第３項の規定により、下記のとおり監督員並びにそれぞれの監督員の有する権限及び市長（又は区長）が監督員に委任した権限の内容を通知します。

契約番号	
工事名	
施工場所	
総括監督員（職名及び氏名）	
主任監督員（職名及び氏名）	
工事監督員（職名及び氏名）	

１ それぞれの監督員の有する権限の内容（○印の監督員が当該権限を有する）

項　　目	総括監督員	主任監督員	工事監督員
（１） 工事請負契約書第９条第２項第２号及び第３号、第 13 条、第 14 条、第 15 条第２項、第 18 条第２項、並びに第 26 条第３項の規定のうち、監督員の権限に関する事項		○	○
（２） 工事請負契約書第 17 条第１項のうち、監督員の権限に関する事項		○	
（３）工事請負契約書第 17 条第２項及び第３項の規定のうち、監督員の権限に関する事項	○	○	
（４） 工事請負契約書第 34 条の２第２項の規定のうち、監督員の権限に関する事項	○		
（５） 工事請負契約書における監督員の権限に関する事項で（１）、（２）、（３）、（４）以外のもの	○	○	○

２ 市長（又は区長）が監督員に委任した権限の内容（○印の監督員が当該権限を有する）

項　　目	総括監督員	主任監督員	工事監督員
（１） 工事請負契約書第２条に規定する関連工事の調整	○	○	
（２） 工事請負契約書第 23 条第１項に規定する工期変更協議 工事請負契約書第 29 条第２項に規定する損害状況の調査	○	○	○

様式第９号（契 第 10 条第１項関係・単体用）

現場代理人等（変更）通知書

年　　月　　日

（ 市長又は区長 ）

様

（ 請負者 ）

印

下記のとおり現場代理人等を定め(変更し)たので､工事請負契約書第 10 条第１項の規定に基づき、別紙履歴書を添えて通知します。

なお、現場代理人は、工事請負契約書第 10 条第２項の規定のとおり、工事現場に常駐していることを申し添えます。

記

１ 契 約 番 号			
２ 工　事　名			
３ 施 工 場 所			
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）		
５ 現場代理人等	区　　分	新	旧（変更前）
	現場代理人		
	監理技術者		
	主任技術者		
	専門技術者		
	変更年月日	平成　　年　　月　　日	

※　１ 新規に提出する場合は、「新」の欄のみに記入し、不要な欄には斜線する。
　　２ 変更の場合は、変更のない現場代理人等の名称も「新」及び「旧」の欄に記載する。
　　また、履歴書は、変更する現場代理人等の分のみを添付する。

様式第 10 号（契 第 10 条第１項関係・共同企業体用）

現場代理人等（変更）通知書

年　　月　　日

（ 市長又は区長 ）

様

（ 請負者 ）企業体名

代表者　住所

氏名　　印

下記のとおり現場代理人等を定め(変更し)たので､工事請負契約書第 10 条第１項の規定に基づき、別紙履歴書を添えて通知します。

なお、現場代理人は、工事請負契約書第 10 条第２項の規定のとおり、工事現場に常駐していることを申し添えます。

記

１ 契 約 番 号				
２ 工　事　名				
３ 施 工 場 所				
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）			
５ 現場代理人等	区　　分		新	旧（変更前）
	（代表者）	現場代理人		
		監理技術者		
		主任技術者		
		専門技術者		
		専門技術者		
	（構成員）	主任技術者		
		専門技術者		
		専門技術者		
	（構成員）	主任技術者		
		専門技術者		
		専門技術者		
	変更年月日		平成　　年　　月　　日	

※　１ 新規に提出する場合は、「新」の欄のみに記入し、不要な欄には斜線する。

２ 変更の場合は、変更のない現場代理人等の名称も「新」及び「旧」の欄に記載する。
また、履歴書は、変更する現場代理人等の分のみを添付する。

様式第 11 号（契 第 10 条第１項関係）

現場代理人等の経歴書

１契約番号			
２工事名			
３契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）		
４氏名		５生年月日	年　月　日（　歳）
６本籍地			
７現住所			
８最終学歴			
９資格			
10 職歴	年　月　に入社		
11 職名			
12 実務経験年数	年　か月		
13 工事経歴			

※ 技術者毎に記載し、「資格」の欄は、法令による免許及び登録番号を記載する

様式第 12 号（契　第 11 条関係）

工事履行報告書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（工事請負者）
所在地
名　称
代表者　　印

工　事　名 (契約年月日)	
工　　期	平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで
請負代金額	円（※変更があった場合は変更後）
既 払 金 額	円（請負代金額に占める率　　%） 内訳（前　払　金　　円，平成　　年　　月　　日） （中間前払金　　円，平成　　年　　月　　日） （部 分 払 金　　円，平成　　年　　月　　日）
報 告 日 付	平成　　年　　月　　日現在

月　　別	予　定　工　程　% （　）は工程変更後	実　施　工　程　% （　）は予定工程との差	備　　考
平成　　年　　月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	
月	（　　）	（　　）	

（記載欄）

総括監督員	主任監督員	工事監督員

様式第 13 号（契 第 12 条関係）
様式第３号（仙台市請負工事監督要綱）

工事関係者措置請求書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事の（工事関係者名）が、その職務の執行（工事の施工又は管理）につき著しく不適当と認められるので、工事請負契約書第 12 条第１項（又は第２項）の規定により、下記のとおり必要な措置をとるべきことを請求します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 措 置 請 求 内 容

２ 措置請求の理由

様式第 14 号（契 第 13 条第２項関係）

工事材料検査（確認）依頼書

平成　　年　　月　　日

監督員

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

工事現場に下記材料を搬入しましたので、工事請負契約書第 13 条第２項の規定に基づき、検査（確認）願います。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 搬 入 材 料	

材料名	品質規格	単位	設計数量	確　認　欄				合格数量累計	残数量	備考
				搬入数量	確認年月日	確認方法	合格数量			

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

様式第 15 号（契 第 14 条関係）
様式第２号（仙台市請負工事監督要綱）

見本等の提出請求書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

監督員職氏名

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 14 条第３項（又は第５項）の規定により、下記のとおり　　に関する見本（又は工事写真等）の提出を請求します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 提出請求内容（及び理由）

様式第 16 号（契 第 15 条第３項関係）

支給品受領書

平成　　年　　月　　日

監督員

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

下記に記載した物品を受領しましたので、工事請負契約書第 15 条第３項の規定に基づき、提出します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 支　給　品	

品　　名	規　　格	単位	数　　量	摘　　要

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

※ 部品がある場合は、「摘要」欄に部品名（例：ボルト）を記入する。

様式第 17 号（契 第 15 条第３項関係）

貸与品借用書

平成　　年　　月　　日

監督員

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

下記に記載した物品を受領し借用しましたので、工事請負契約書第 15 条第３項の規定に基づき、提出します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 貸　与　品	

品　　名	規　　格	単位	数　量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

※　「貸与条件」欄は、物品管理者が貸与した場合に付した条件を記入する。

様式第 18 号（契 第 15 条第９項関係）

支給品精算書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

先に受領した支給品について下記のとおり精算しましたので、工事請負契約書第 15 条第９項の規定に基づき、提出します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 支　給　品	

品　　名	規　　格	単位	数　　量			摘　　要
			支給数量	使用数量	残数量	

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

※ 部品がある場合は、「摘要」欄に部品名（例：ボルト）を記入する。

様式第 19 号（契 第 15 条第９項関係）

貸与品返納書

平成　　年　　月　　日

監督員

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

下記に記載した物品を、工事請負契約書第 15 条第９項の規定に基づき、返納します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 貸　与　品	

品　　名	規　　格	単位	数　量	返納場所	摘　　要

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

様式第 20 号（契 第 17 条関係）
様式第４号（仙台市請負工事監督要綱）

改造請求書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

監督員職氏名

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 17 条第１項の規定により、下記のとおり設計図書不適合部分の改造を請求します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 改造請求の内容（及び理由）

様式第 21 号（契 第 17 条関係）
様式第５号（仙台市請負工事監督要綱）

破壊検査通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

監督員職氏名

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 17 条第２項（又は第３項）の規定により、下記のとおり工事施工部分の破壊検査を通知します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 検　査　日　時　　平成　　年　　月　　日　　時から

２ 検　査　箇　所

３ 破壊検査の理由

様式第 22 号（契 第 18 条関係）
様式第６号（仙台市請負工事監督要綱）

施工条件等調査結果(設計図書訂正・変更)通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 18 条第３項（又は第４項）の規定により、下記のとおり施工条件等変更に関する調査結果（及び設計図書の訂正又は変更）を通知します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 調査結果

２ 設計図書の訂正（又は変更）の内容

３ 設計図書の訂正（又は変更）の理由

様式第 23 号（契 第 20 条関係）
様式第７号（仙台市請負工事監督要綱）

施工中止通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 20 条第１項（又は第２項）の規定により、下記のとおり工事の一時中止を通知します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 工事中止期間　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

２ 工事の中止内容

３ 工事中止の理由

様式第 24 号（契 第 21 条関係）

工期の延期請求書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

下記のとおり工期の延期について、工事請負契約書第 21 条の規定に基づき、請求します。

記

1 契 約 番 号	
2 工　事　名	
3 工 事 場 所	
4 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
5 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
6 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
7 延期請求期日	完成予定期日　平成　　年　　月　　日（延期する日数　　日間）
8 工期延期理由	
9 現在出来高率	%

様式第 25 号（契 第 26 条関係）
様式第８号（仙台市請負工事監督要綱）

災害防止措置等請求書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

監督員職氏名

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 26 条第３項の規定により、下記のとおり災害防止等のため臨機の措置をとることを請求します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ 臨機の措置の内容

２ 臨機の措置請求の理由

様式第 26 号（契 第 29 条関係）
様式第９号（仙台市請負工事監督要綱）

損害調査結果報告書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事で、平成　　年　　月　　日に発生した損害について、（工事請負契約書第 29 条第２項の規定により）下記のとおり当該損害状況の調査結果を通知します。

１ 契　約　番　号

２ 工　　事　　名

３ 工　事　場　所

４ 契　約　工　期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

５ 損害等の発生日時　　平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分

記

１ 調　査　結　果

様式第 27 号（契 第 31 条第１項関係）

完　　成　　届

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

工事が完成しましたので、工事請負契約書第 31 条の規定に基づき、完成届を提出します。

記

１ 契 約 番 号		
２ 工　事　名		
３ 工 事 場 所		
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）	
５ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）	
６ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）	
７ 受領済工事金 （中間前金払を含む）	前　払　金	金　　円
	第１回部分払金	金　　円
	第２回部分払金	金　　円
	第３回部分払金	金　　円
（ 摘　　要 ）		

様式第 28 号（契 第 31 条及び第 37 条関係）
様式第 10 号（仙台市請負工事監督要綱）

○○○検査日通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 31 条第２項（又は第 37 条第３項）に規定する○○○検査日を下記のとおり通知します。

１ 契約番号

２ 工 事 名

３ 工事場所

４ 契約工期　　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

記

１ ○○○検査日時　　平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分

※ 本様式は完成検査、既済部分検査、一部完成検査、中間検査又は精算検査に使用する。

様式第 29 号（契 第 31 条及び第 37 条関係）
様式第 11 号（仙台市請負工事監督要綱）

○○○検査結果通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 31 条第２項（又は第 37 条第３項）の規定により、下記のとおり○○○検査結果を通知します。

１ 契 約 番 号

２ 工　事　名

３ 工 事 場 所

４ 請負代金額

５ 検査年月日　　平成　　年　　月　　日

記

検査結果	（手直しを要する事項）	
	（手直し完了期間）	

※ 本様式は完成検査、既済部分検査、一部完成検査、中間検査又は精算検査に使用する。

様式第 30 号（契 第 31 条第４項関係）

工事目的物引渡書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

完成検査の結果、合格と認定されましたので、工事請負契約書第 31 条第４項の規定に基づき、下記工事目的物を引き渡します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	

様式第 31 号（契 第 31 条第４項関係）

工事目的物引受書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事請負契約書第 31 条第４項の規定に基づき、申し出のあった下記工事目的物を引き受けました。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	

様式第 32 号（契 第 31 条第６項関係）

修補完了届

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で修補指示のあった箇所について修補が完了しましたので、工事請負契約書第 31 条第６項の規定に基づき、修補完了届を提出します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
６ 修補完了日	平成　　年　　月　　日　（指示された修補期限　平成　　年　　月　　日）
７ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
（ 摘　　要 ）	

様式第 33 号（契 第 34 条の２第１項関係）

中間前金払認定請求書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

平成　　年　　月　　日請負契約を締結した下記工事について、工事請負契約書第 34 条の２第１項の規定に基づく中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
５ 請 負 代 金 額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 摘　　要	

様式第 34 号（契 第 34 条の２第２項関係）

中間前金払認定調書

１請負者	住　　所	
	氏名・名称	
２契約番号		
３工　事　名		
４工事場所		
５契約工期		当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
６請負代金額		現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
７摘　　要		

上記工事について、その進捗を調査したところ、工事請負契約書第 34 条の２の規定に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

印

（注）「摘要」欄には、参考までに下記の状況を記載すること。

１ 予定工程どおりの進捗状況であるか

２ 工期の２分の１を経過しているか

３ 出来高が５０％を超えているか

様式第 35 号（契 第 37 条第２項関係）

工事出来高検査請求書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

工事の出来高について、工事請負契約書第 37 条第２項の規定に基づき、確認を請求します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
６ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
７ 希望検査日	平成　　年　　月　　日
８ 出来高歩合	％
（ 摘　　要 ）	

様式第 36 号（契 第 37 条第３項関係）

工事出来高検査結果通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事の出来高について、工事請負契約書第 37 条第３項の規定に基づき確認したので、通知します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
６ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
７ 出来高検査日	平成　　年　　月　　日
８ 出来高歩合	％
（ 摘　　要 ）	

別紙１

第○回既済部分検査
出来高設計書

平成　　年　　月　　日

請負者　住　所
　　氏　名　　印

仙台市長　（氏名）　　様

別紙 2

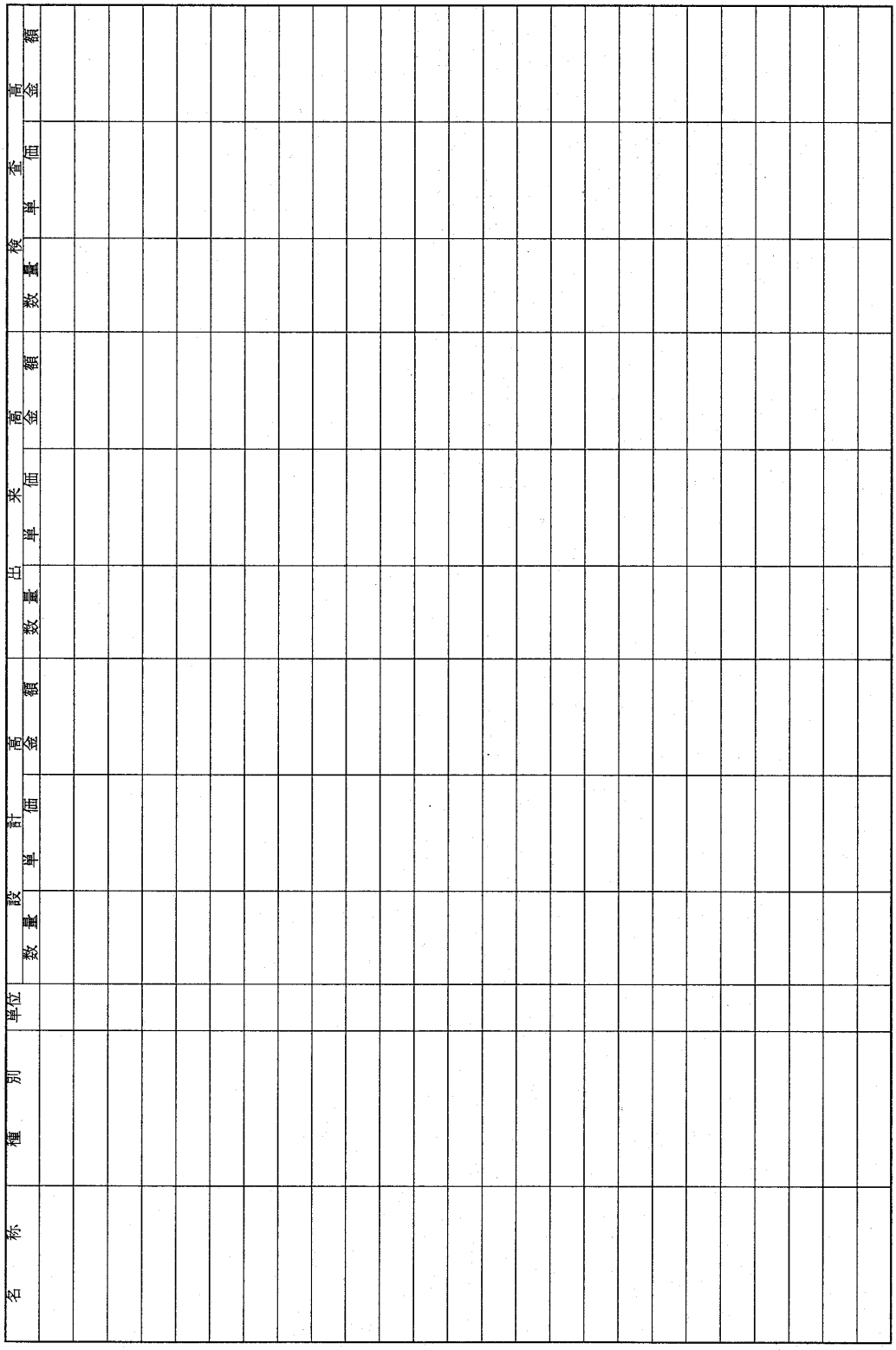

様式第 37 号（契 第 37 条第３項関係）

出来高内訳書（土木工事用）

工　種	種　別	＊ 構成率 ％	出来高 率　％	＊査定 出来高 率　％	＊ 出来高支払に対する率の算定式 （構成率×査定出来高率）	＊ 出来高 支払％	＊ 摘要
					× ＝		
					× ＝		
					× ＝		
	直接工事費計	(A)		(C)	(C)＝(B)÷(A)	(B)	
	共通仮設費計			(C)	× ＝		
	純工事費　計						
	現　場管理費			(C)	× ＝		
	工事原価　計						
	一　般管理費			(C)	× ＝		
合　計		100　00					
出来高金額 ＝（請負契約額）×（出来高支払率の合計%）							

＊印は請負者は記入しないこと。

（注）構成率とは、設計書記載の合計額に対する各種別毎の金額の占める割合をいい、市において算出した率をいう。

様式第 38 号（契 第 37 条第３項関係）

出来高内訳書（建築工事用）

工 程 段 階	＊ 支払率 %	出来高 率　%	＊査定 出来高 率　%	＊出来高に対する支払率 算定式	＊ 出来高 支払%	＊ 記　事
土工事						
杭打工事						
コンクリート工事						
鉄筋工事						
鉄骨工事						
組積工事						
防水工事						
石工事						
タイル工事						
木工事						
屋根工事						
金属工事						
左官(外部)工事						
左官(内部)工事						
木製建具工事						
鋼製建具工事						
ガラス工事						
塗装工事						
内装工事						
雑工事						
計						
電灯・電熱工事						
動力設備工事						
弱電設備工事						
避雷針設備工事						
受電設備工事						
火災報知設備工事						
計						

＊印は請負者は記入しないこと。

給水設備工事							
衛生器具設備工事							
排水通気設備工事							
屋根給水設備工事							
消火栓設備工事							
ガラス設備工事							
給湯設備工事							
浄化槽工事							
計							
機器設備工事							
配管設備工事							
風導管設備工事							
制御設備工事							
換気設備工事							
計							
屋根附帯工事							
総計							
請負契約額 ×出来高支払率					請負代金額×出来高支払率 ×　　%	出来高金額	

＊印は請負者は記入しないこと。

（注）支払率とは、請負金額に占める各工事の割合をいい、請負契約締結後、市が提示した率をいう。

様式第 39 号（契 第 38 条第１項関係）

指定部分に係る工事目的物引渡書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

下記工事の指定部分について、検査の結果、合格と認定されましたので、工事請負契約書第 38 条第１項の規定に基づき、引き渡します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
７ 部分引渡に係る請負代金額	金　　円
８ 出来高検査日	平成　　年　　月　　日
９ 出　来　高	円（　　％）
10 指定部分の内容	

様式第 40 号（契 第 38 条第１項関係）

指定部分に係る工事目的物引受書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事請負契約書第 38 条第１項の規定に基づき、申し出のあった下記工事指定部分に係る工事目的物を引き受けました。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
７ 部分引渡に係る請負代金額	金　　円
８ 出来高検査日	平成　　年　　月　　日
９ 出　来　高	円（　　％）
10 指定部分の内容	

様式第 41 号（該当条項関係共通）

工事に係る打合せ簿

<table>
<tr><td>発　議　者</td><td colspan="2">□発注者　　□請負者</td><td>発議年月日</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>発 議 事 項</td><td colspan="5">□指示　□協議　□通知　□承諾書　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（ 内 容 ）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">添付図　　葉、その他添付図書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処理・回答</td><td>発注者</td><td colspan="4">上記について　□指示　□承諾　□協議　□通知　□受理　します
□その他（　　）
平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>請負者</td><td colspan="4">上記について　□了解　□協議　□提出　□報告　□届出　します
□その他（　　）
平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>条件</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

＊ 該当する□にレ印を記入する。

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員	請負者名	現場代理人	主任(監理)技術者

様式第 42 号（該当条項関係共通・乙→甲）

に関する請求書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 請求内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第４条第４項の規定に基づく保証の額の減額の請求等

様式第 43 号（該当条項関係共通・甲→乙）

に関する請求書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 請求内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第 42 条第１項の規定に基づくかしの修補請求等

様式第 44 号（該当条項関係共通・乙→甲）

に関する通知書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 通知内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第 15 条第２項の規定に基づく支給材料等が適当でない場合の通知等

様式第 45 号（該当条項関係共通・甲→乙）

に関する通知書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 通知内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第 12 条第５項の規定に基づく措置請求に係る決定事項の結果通知等

様式第 46 号（該当条項関係共通・乙→甲）

に関する承諾書

平成　　年　　月　　日

請負者

様

（市長又は区長）

印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり承諾します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 承諾内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第５条の規定に基づく権利義務の譲渡に係る承諾等

様式第 47 号（該当条項関係共通・甲→乙）

に関する承諾書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

（請負者）住 所

氏 名　　印

工事請負契約書第　　条第　　項の規定に基づき、下記のとおり承諾します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 承諾内容等 （理 由）	

＊ 使用例：工事請負契約書第 33 条の規定に基づく部分使用に係る承諾等

別紙３
平成　　年　　月　　日

請負者
様

仙台市長（氏　　名）　　印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
工事請負契約書第２５条第１項の適用について（協議）

平成　　年　　月　　日契約を締結した下記工事について，賃金又は物価の変動に伴い，請負代金額を変更したく工事請負契約書第２５条第１項の規定に基づき，協議いたします。

記

工　事　名

工　　期　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日まで

請負代金額　　￥

希望基準日　　平成　　年　　月　　日

工事請負契約書第２５条第３項に規定する協議の開始希望日
平成　　年　　月　　日

別紙４

平成　　年　　月　　日

仙台市長（氏　　名）　　様

請負者　　印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
工事請負契約書第２５条第１項の適用について（回答）

標記について，平成　　年　　月　　日付けで協議のあった下記工事における工事請負契約書第２５条第１項の適用並びに基準日の設定（平成　　年　　月　　日）および工事請負契約書第２５条第３項に規定する協議の開始日（平成　　年　　月　　日）については異存ありません。

記

工　事　名

工　　期　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日まで

請負代金額　　￥

別紙５
平成　　年　　月　　日

請負者
様

総括監督員　　印

残工事量の確認について（通知）

平成　　年　　月　　日契約を締結した下記工事に係るスライドの対象となる残工事量の確認について，下記により実施するので，通知します。

記

工　事　名

確認年月日　　平成　　年　　月　　日

別紙６

残工事量確認調書

工　事　名

工　種	種　別	細　別	単　位	契　約　額			基準日現在出来高		ｽﾗｲﾄﾞ対象残工事量		摘　要
				数　量	単　位	金　額	数　量	金　額	数　量	金　額	

別紙７
平成　　年　　月　　日

請負者
様

仙台市長（氏　　名）　　印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負
契約書第２５条第１項の規定に基づく協議の中止について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで工事請負契約書第２５条第１項の規定に基づく協議を申し入れた下記工事について，残工事量に対応する工事費の変動が微少であると認められることから，請負代金額の変更についての協議を中止しますので通知いたします。

記

工　事　名

工　　期　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日まで

請負代金額　　￥

様式第 50 号（共 １－１－１－10 関係）

平成　　年　　月　　日

施工体制台帳（１）

（作成特定建設業者に関する事項）

[会 社 名]　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[事業所名]　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日
		契約額	(円)

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

発注者担当課名				
発注者の監督員名	総括監督員		権限及び意見申出方法	
	主任監督員			
	工事監督員			

監督員名			権限及び意見申出方法	
現場代理人			権限及び意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任		資格内容	
専門技術者名			専門技術者名	
資格内容			資格内容	
担当工事内容			担当工事内容	

（記入要領）

１．発注者との請負契約書や下請契約書の写しを添付すること。
２．監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
３．専門技術者には、土木･建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
４．作成特定建設業者とは、建設業法第 24 条の７第１項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者をいう。

様式第 50 号の２（共　１－１－１－10 関係）

平成　　年　　月　　日

施工体制台帳（２）

（下請負人に関する事項）

会　社　名		代表者名	
住　　所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及び工事内容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日 契約額	年　　月　　日 （円）

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建 設 業 の 許　　可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

現場代理人		
権 限 及 び 意見申出方法		
※ 主任技術者	専　任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
※ 専門技術者名		
資 格 内 容		
担当工事内容		

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］
１　主任技術者の配置状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すこと。
２　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
３　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
　① 経験年数による場合
　　1）大学卒［指定学科］　3 年以上の実務経験
　　2）高校卒［指定学科］　5 年以上の実務経験
　　3）その他
　② 資格等による場合
　　1）建設業法「技術検定」
　　2）建築士法「建築士試験」
　　3）技術士法「技術士試験」
　　4）電気工事士法「電気工事士法」
　　5）電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
　　6）消防法「消防設備士試験」
　　7）職業能力開発促進法「技能検定」

様式第 51 号（共　１－１－１－10 関係）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	
契 約 額	

工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

請負会社名	
監 督 員 名	
現場代理人名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内　　容	
専門技術者名	
担当工事内　　容	

会　　長	統括安全衛生責任者
副　会　長	

元方安全衛生管理者

書記

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

工 事 名	
会 社 名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内　　容	
工　　期	～
契 約 額	（円）

（注１）一次下請人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者、工期を記入する。

（注２）専門技術者とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第 26 条の２の規定による技術者をいう。

（注３）工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する場合、契約額は削除してよい。

様式第 52 号（共　１－１－１－10 関係）

工事担当技術者台帳

請負会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

【注意事項】

※添付する写真は
　縦　３㎝
　横　2.5㎝
　程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。

※施工体系図と同じ樹状図とすること。

※本様式は２部作成し、１部保管し、１部提出する。ただし、カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

様式第 53 号（共　１－１－１－10 関係）

監理（主任）技術者 名札

監理（主任）技術者

氏　名

写　真

２㎝×３㎝ 程度

工事名

工　期　自　年　月　日
　　至　年　月　日

会社名　　印

（注１）　名札の大きさは名刺サイズ以上とする。

（注２）　所属会社の社印を押印する。

様式第 54 号（共　１－１－１－17 関係）

工事現場発生品引渡書

平成　　年　　月　　日

（市長又は区長）

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

下記工事において、下表のとおり現場発生材が生じましたので引き渡します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	

３ 現場発生品調書

品　　名	規　　格	単位	数　量	発生工種	摘　　要

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

様式第55号（共 1－1－1-18関係）
様式7（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	
		担当者	
		TEL	( )

請負会社名		請負会社コード*2		記入年月日	H. 年 月 日
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事 号			工事責任者	
会社所在地		TEL FAX	( ) ( )	調査票記入者	

工事名		工事種別コード*3 －	請負金額 千百十億億億億万万万万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）
工事施工場所	都道府県 市区町村	住所コード*4	工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用
千百十億万万万万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	百十万万万千百十一 ㎡	階数	地上 階 地下 階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2.鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3.鉄骨造 4.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 5.木造 6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）					再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）					再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量（B）（注1）	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	木材			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	アスファルト混合物			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材	土砂			締めm³							締めm³	%
				締めm³							締めm³	%
				締めm³							締めm³	%
	合計			締めm³							締めm³	%
	砕石			m³							m³	%
				m³							m³	%
				m³							m³	%
	合計			m³							m³	%
	その他（再生資材のみ記入）			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

コード*5
コンクリートについて
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く） 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン
2.密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル
5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石 6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他（具体的に記入）
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（陸上）
3.他の工事現場（海上）
4.再資源化施設
5.ストックヤード
6.その他

コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く） 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン
2.再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい
4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について
・アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

様式第56号（共　１－１－１－18関係）
様式８（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

> 建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1.工事概要　様式第55号に記入のうえ併せて提出してください

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用・減量／現場内利用／用途コード*10	③利用量	うち現場内改良分	減量化／減量法コード*11	④減量化量	現場外搬出について／搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所	住所コード*4	運搬距離（千 百 十 一）	搬出先の種類コード*13	受入地の用途コード*14	⑤現場外搬出量	うち現場内改良分	⑥再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 (③+④+⑥)/② (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	建設汚泥							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	金属くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	廃プラスチック							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	紙くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン					トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第二種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第三種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第四種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	浚渫土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	合計	地山m^3		地山m^3	地山m^3											地山m^3	地山m^3	地山m^3	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸：公共、民間を含む） 2.再資源化施設（土質改良プラントを含む） 3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合） 4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合） 5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	6.最終処分場（海面処分場） 7.最終処分場（内陸処分場） 8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定） 9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設 10．その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

様式第 57 号（共 １－１－１－７関係）

品　質　証　明　書

平成　　年　　月　　日

監督員

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示されている品質を確保していることを確認しましたので下記のとおり提出します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 契約年月日	平成　　年　　月　　日　（最終変更契約　平成　　年　　月　　日）
５ 請負代金額	現契約金額　金　　円　（当初契約金額　金　　円）
６ 契 約 工 期	当初契約工期　平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで （現契約最終工期　平成　　年　　月　　日まで）
７ 社内検査記事	

社内検査項目	実施日	箇　所	社内検査員氏名　（印）	記　　事

課・公所名	総括監督員	主任監督員	工事監督員

主任(監理)技術者

様式第58号(共特 3-1-1-22関係)

段 階 確 認 書 ・ 立 会 願

平成　　年　　月　　日

工事番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の確認・立会をお願いします。（共通特記仕様書第３編１－１－２２）

記

工　　種	
場　　所	
内　　容	
希 望 時 期	平成　　年　　月　　日　　時頃
記　　事	

現場代理人	主任（監理）技術者

段 階 確 認 書 結 果 ・ 立 会 結 果

確 認 ・ 立 会 者	印
実　　施　　日	月　　日
現 地 ・ 机 上 の 別（段 階 時 の み）	□ 現地　・ □ 机上
合　　否　　の　　別（段 階 時 の み）	□ 合格　・ □ 不合格
記　　事	

総括監督員	主任監督員	監督員

注　1) 様式のタイトル等について該当していない箇所を消す必要はない。
2) 「現地・机上の別」，「合否の別」の欄は段階確認の場合について使用する。
3) 結果の記事欄には，段階確認時の合否の理由や立会時の課題点等を記載する。
4) 添付資料は確認箇所の「出来型管理図表」のみを原則とし，立会状況写真，詳細写真等は添付の必要はない。

様式第59号(共特 1-1-1-4関係)

ダンプトラック等管理表

工　　事　　名：
請　負　者　名：
搬　　出　　先：

本工事の建設発生土の搬出に使用予定の、ダンプトラック及び運転手等は次のとおりです。

管理番号	ナンバープレート番号	メーカー	積載t数	運転手氏名	所属会社名等	備　考

・工事着手前とダンプトラック又は運転手が変更となった場合は、その都度事前に提出書により提出すること。
・この管理表に基づき、「建設発生土搬出量等管理表」の「ダンプトラック及び運転手・運搬量確認表」に記入する。

様式59号の2(共特 1-1-1-4関係)

建設発生土搬出量等管理表

工　　事　　名：
請　負　者　名：
搬　　出　　先：

月日	出発時刻	到着時刻	積込み量 単位：m3	会社名等・受取者名 (受取者名はフルネームでサイン)	建設発生土現場管理者確認 (フルネームでサイン)	備　考
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
	：	：				
合計				(　　台)		

この用紙は、当該工事の建設発生土を現場外に搬出する場合に、下記の運転手が携帯し、記入欄が無くなるまで継続して使用すること。

建設発生土現場管理者又は現場代理人は、現場に臨場したとき及び毎日の作業終了時に本管理表を確認し、サインをすること。また、建設発生土の受取者が現場に臨場したときはサインをもらうこと。

この用紙を1週間毎に任意の様式で集計し、本管理表とともに監督員に提出すること。

ダンプトラック及び運転手・運搬量確認表

管理番号	ナンバープレート番号	運転手氏名	荷台寸法 (幅×長さ×高さ m)	換算積込み量 (m3)	備　考
			×　　×		

様式第 60 号（共 １－１－１－30 関係）

事故報告書

平成　　年　　月　　日

（総括監督員）

様

請　負　者　名

現場代理人氏名　　印

事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

１ 契 約 番 号	
２ 工　事　名	
３ 工 事 場 所	
４ 請負代金額	
５ 工　　期	
６ 災害発生日時及び天候	
７ 災害発生場所	
８ 被災(労働)者	（住所・氏名・生年月日（年齢）・経験年数等）
９ 被災者の所属会社	（許可番号・営業所所在地等）

10 傷病の状況	
11 傷病の経過	
12 災害発生状況	（作業場所・作業内容・作業環境・作業状況等）
13 災害原因	（物的原因・人的原因・管理的原因等）
14 災害発生時の現場管理状況	（現場代理人・主任技術者・監理技術者資格専任状況・就労者数・施設及び機械の状況等）
15 安全管理状況	（作業前ミーティング状況・作業指揮者状況・監視人状況等）
16 法令違反等の事実	
17 労働基準監督署の見解	
18 警察署の見解	
19 再発防止対策	（災害原因に対する改善策）
20 改善の確認	（確認月日・確認方法）
21 被害者に対する補償	
22 その他必要事項	

23 添 付 書 類	（位置図・見取図・写真等）

※事故報告の様式は、任意とする。なお、上記のような内容を必要により記載する。

別紙9

総括監督員	主任監督員	監督員

破損事故報告書

仙台市下水道管理者
仙台市長　（氏　　名）様

請負者　住　所

氏　名　　印

工事件名			
発生日時	年　月　日（　）　午前・午後　時　分		
場所	仙台市		
破損内容	□水道管　管種　　管，径　　㎜　□配水管　□給水管 □ガス管　管種　　管，径　　㎜　□低圧管　□中圧管　□供給管 □電力ケーブル　　径　　㎜　　条 □ＮＴＴケーブル　　径　　㎜　　条 □その他（　　）　径　　㎜　　条		
発注者への連絡	連絡日時 平成　年　月　日　時　分	連絡者	受信者
埋設管理者への連絡	連絡日時 平成　年　月　日　時　分	連絡者	受信者
破損理由及び作業状況			
復旧経過			
今後の改善方策			
被害戸数	専用住宅　戸・アパート　棟（　世帯）・事務所　軒・飲食店　軒・工場　軒		
復旧日時	平成　年　月　日（　）　午前・午後　時　分		
添付書類	位置図・平面図・断面図・作業状況図・状況写真・その他（　　）		
現場代理人	印	監理・主任技術者	印

様式第 61 号（共 １－１－１－10 関係）

平成　　年　　月　　日

建設業法･雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の注文者名
現場代理人名（所長名）

【報告下請負業者】
住　　所
Tel･fax：
会 社 名
代表者名　　印

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工　期	自　　年　月　日 至　　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日
		契 約 額	(円)

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専　任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

（記入要領）
１．報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
２．再下請負契約がある場合は（再下請負契約関係）欄（様式第 61 号の２）を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、（再下請負契約関係）欄をコピーして使用する。
３．一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに、様式第 62 号に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
４．この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

様式第 61 号の２（共 １－１－１－10 関係）

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代表者名	
住　　所 電話番号			
工事名称 及　　び 工事内容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契 約 日	年　　月　　日
		契 約 額	(円)

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の 許　　可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権 限 及 び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※ 主任技術者名	専　任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		※ 専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担　　当 工 事 内 容	

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］
１　主任技術者の配置状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すこと。
２　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
３　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
　① 経験年数による場合
　　1）大学卒［指定学科］　3 年以上の実務経験
　　2）高校卒［指定学科］　5 年以上の実務経験
　　3）その他
　② 資格等による場合
　　1）建設業法「技術検定」
　　2）建築士法「建築士試験」
　　3）技術士法「技術士試験」
　　4）電気工事士法「電気工事士法」
　　5）電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
　　6）消防法「消防設備士試験」
　　7）職業能力開発促進法「技能検定」

様式第 62 号（共　１－１－１－10 関係）

平成　　年　　月　　日

（記入例）

下請負業者編成表

（一次下請負業者＝作成下請負業者）

型枠工事	会　社　名	大山建設（株）
	安全衛生責任者	中嶋　明
	主任技術者	大沢　常雄
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	15 年 10 月 1 日～16 年 3 月 31 日	
請負額	12,345,000 円	

※　一次下請負業者は二次以下の会社名等を記入し、契約の流れを実線で明確に示す。

（二次下請負業者）

型枠その１工事	会　社　名	（株）山田工務店
	安全衛生責任者	真島　謙二
	主任技術者	真島　謙二
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	15 年 10 月 10 日～16 年 3 月 1 日	
請負額	5,432,000 円	

（二次下請負業者）

	会　社　名	中央建設（株）
	安全衛生責任者	中央　太郎
	主任技術者	真鍋　次郎
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	15 年 11 月 1 日～15 年 12 月 20 日	
請負額	2,222,000 円	

（二次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（三次下請負業者）

	会　社　名	（株）山下組
	安全衛生責任者	山下　良夫
	主任技術者	山下　吾郎
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	16 年 1 月 15 日～16 年 2 月 10 日	
請負額	1,234,000 円	

（三次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（三次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（四次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（四次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（四次下請負業者）

	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	
請負額	円	

（記入要領）１　一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書」（様式第 61 号）に基づいて本表を作成の上、元請に届け出ること。

２　この下請負業者編成表でまとめきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。

様式63号（共 1-1-1-41関係）　　**（様式１）**

平成　　年　　月　　日

（あて先）

仙 台 市 長

請負業者名　　印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

契 約 番 号		**工事名**	
工 事 箇 所			
契約年月日		**契約金額**	
共済証紙購入額	**円（１日券　　枚　１０日券　　枚）** **（会社保有の証紙を使用する場合も記入してください）**		

共済証紙購入額算定根拠（レを記入してください　複数可）

□ **使用対象者数を計画して購入　　延べ＿＿＿人×３１０円 ＝＿＿＿＿＿＿円**

□ **機構で挙げている目安額を参考に購入**

＜目安額＞

（総工事費）　　（標準購入割合）　　（労働者加入率）

円 ×　　／１０００×　　(%) ／７０(%)＝＿＿＿＿＿＿円

□ **対象者を本工事においては使用しないので購入しません。使用労働者は**

◇ **中小企業退職金共済制度**

◇ **上記以外の退職金制度（　　）　□ に加入しています**

□ **会社保有の証紙を使用します。**

□ **定期的に購入しているものを使用します。**

□ **その他 （　　）**

掛金収納書（発注官公庁等用）添付欄

様式63号（共 1-1-1-41関係）　　**（様式２）**

平成　　年　　月　　日

（あて先）

仙 台 市 長

請負業者名　　印

建設業退職金共済証紙購入状況追加報告書

契 約 番 号		**工事名**	
工 事 箇 所			
契約年月日		**契約金額**	
共済証紙購入額	**円（１日券　　枚　１０日券　　枚）** **（会社保有の証紙を使用する場合も記入してください）**		
前回報告年月日			

共済証紙購入額算定根拠（レを記入してください　複数可）

□　**使用対象者数を計画して購入します。（追加）**

延べ＿＿＿人×３１０円 ＝＿＿＿＿＿＿円

□　**機構で挙げている目安額を参考に購入**

＜目安額＞

（総工事費）　（標準購入割合）　（労働者加入率）

円 ×　　／１０００×　　(%) ／７０(%)＝＿＿＿＿＿＿円

□　**会社保有の証紙を使用します（追加）。**

□　**定期的に購入しているものを使用します。（追加）**

□　**その他　（　　）**

掛金収納書（発注官公庁等用）添付欄

様式63号（共 1-1-1-41関係）　　**（様式３）**

平成　　年　　月　　日

（あて先）
仙 台 市 長

請負業者名　　**印**

建設業退職金共済証紙使用実績報告書

契 約 番 号		**工事名**	
工 事 箇 所			
契約年月日		**契約金額**	

労 働 者 の 延 べ 人 数		**人**
建設業退職金対象者延べ数		**人**
使　　用　　枚　　数		**枚**
使用枚数が建設業退職金対象者延べ数を下まわった理由		
購　　入　　枚　　数	**購入年月日**	
初　　回		**枚**
追　加　１　回　目		**枚**
追　加　２　回　目		**枚**
追　加　３　回　目		**枚**
（会社保有証紙使用時）		**枚**
計		**枚**

１０日券は１０枚に換算してください。

工事完成時に提出してください。

共済証紙購入の考え方について

下記は，総工事費に占める共済証紙代金の割合について，「労働者延べ就業予定数」の７割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって，これを実際に活用する際には，

下記に，〔対象工事における労働者の加入率(%)／70%〕を乗じた値を参考とすること。

工事種別 / 総工事費	土木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～　9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 / 総工事費	建　築		設　備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設　置
1,000～　9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

（注）総工事費とは，請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

様式第64号①
様式１（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※	□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他 （　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
	その他 （　　）	

工事着手の時期※		平成　　年　　月　　日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	

建築物に用いられた建設資材の量の見込み※			トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種　　類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
	（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			
備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第 64 号②
様式２（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材			
建物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	その他（　　）			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他（　　）			
工事着手の時期※	平成　　年　　月　　日			
工程ごとの作業内容	工　　程	作　業　内　容		
	①造成等	造成等の工事　□有　□無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無		
	④屋根	屋根の工事　□有　□無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無		
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種　　類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
	（注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。
□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第64号③　　築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

様式３（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）※	□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
工事の種類	□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事	
	□電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）	
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）	
	その他（　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	その他（　　）	

工事着手の時期※		平成　　年　　月　　日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	

工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※			トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種　　類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥
	（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第64号の2①

分別解体等の計画等

変更箇所
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□

建築物の構造※	□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他（　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
	その他（　　）	

工事着手の時期※		平成　　年　　月　　日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部　構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	

建築物に用いられた建設資材の量の見込み※			トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種　　類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
	（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			
備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第64号の2②

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所				
□	使用する特定建設資材の種類※		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	建物に関する調査の結果	建築物の状況		
□		周辺状況		
□		作業場所の状況		
□		搬出経路の状況		
□		付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）		
□		その他（　　）		
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
□		搬出経路の確保		
□		その他（　　）		
□	工事着手の時期※		平成　　年　　月　　日	
□	工程ごとの作業内容	工　程	作　業　内　容	
□		①造成等	造成等の工事　□有　□無	
□		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無	
□		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無	
□		④屋根	屋根の工事　□有　□無	
□		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無	
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	
□	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種　類 / 量の見込み / 発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）	
□			□コンクリート塊 / トン / □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
□			□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 / トン / □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
□			□建設発生木材 / トン / □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
		（注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他		
□	備考			

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第 64 号の２③

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所				
□	工作物の構造（解体工事のみ）※		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
□	工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事	
			□電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話　□その他（　　）	
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況		
□		周辺状況		
□		作業場所の状況		
□		搬出経路の状況		
□		付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）		
□		その他（　　）		
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
□		搬出経路の確保		
□		その他（　　）		
□	工事着手の時期※		平成　　年　　月　　日	
□	工程ごとの作業内容及び解体方法	工　程	作　業　内　容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□		①仮設	仮設工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□		②土工	土工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□		③基礎	基礎工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□		④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□		⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□		⑥その他 （　　）	その他の工事　□有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※		トン	
□	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種　類 / 量の見込み / 発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）	
□			□コンクリート塊　トン　□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
□			□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　トン　□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
□			□建設発生木材　トン　□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥	
		（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他		
□	備考			

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式第 65 号
様式５（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

通　　知　　書

平成　　年　　月　　日

仙　台　市　長　様

(工事発注者)発注者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により，下記のとおり通知します。

記

連絡先	所　属　名				
	担当者職氏名	※ふりがなをつけること。			
	電 話 番 号	―　　―　　（内線　　）			
工事の内容	工事の名称				
	工事の場所	宮城県仙台市　　区			
	工事の概要	工事の種類 □建築物に係る解体工事　　□建築物に係る新築又は増築の工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの □建築物以外のものに係る解体工事等又は新築工事等(注　　) 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　工事対象床面積＿＿＿＿㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　工事対象床面積＿＿＿＿㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　請負代金＿＿＿＿万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事等又は新築工事等 請負代金＿＿＿＿万円(税込)			
	工　　期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 工事着手予定日：平成　　年　　月　　日			
請負者	会　社　名		現場代理人氏名	※ふりがなをつけること。	
	所　在　地	〒			
	電 話 番 号	―　　―　　（内線　　）	ＦＡＸ	―　　―	

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注）建築物以外のものにかかる解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装，築堤、土地改良等)

様式第 66 号
様式４（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

説　　明　　書

平成　　年　　月　　日

（発注者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により，対象建設工事の届出にかかる事項について下記のとおり説明します。

記

１　工事の名称

２　工事の場所

３　工事の概要
（１）工事の種類
□建築物に係る解体工事
□建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事等又は新築工事等(※　　)
※には具体的工事の具体的種類(例：舗装，築堤，土地改良等)を記入すること。
（２）工事の規模
建築物に係る解体工事　用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　工事対象床面積＿＿＿＿㎡
建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　工事対象床面積＿＿＿＿㎡
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途＿＿＿＿　階数＿＿＿＿　請負代金＿＿＿＿万円(税込)
建築物以外のものに係る解体工事等又は新築工事等(※　　)
請負代金＿＿＿＿万円(税込)
（３）工期　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
（４）工事着手予定日　平成　　年　　月　　日
（５）添付書類
□建築物に係る解体工事の分別解体等の計画等
□建築物に係る新築工事等(新築，増築，修繕，模様替）の分別解体等の計画等
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の分別解体等の計画等

注：３（１）及び３（５）については該当するものにレ印をつけること。

様式第 67 号
様式６（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

告　　知　　書

平成　　年　　月　　日

（下請負人）

様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条第２項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

１．告知内容

添付資料のとおり

２．添付資料

①別表（様式１～３のいずれかに必要事項を記載したもの）

□様式１（建築物に係る解体工事）

□様式２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□様式３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②その他の添付資料（添付する場合）

口案内図

□工程表

様式第 68 号
様式９（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

建　設　廃　棄　物　処　理　計　画　書

会　社　名：
作成年月日：平成　　年　　月　　日

工　事　名		発　注　者		責　任　者	
工事場所		工　　期	平成　年　月　日～平成　年　月　日	請　負　額	

１．工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内　容		特別管理廃棄物	有無

２．処理計画(1)……発生と処理

建設廃棄物の種類		発生		現場内利用等		Ⓓ搬出量	搬出時期	Ⓓの処理方法別内訳			処理形態の別
		Ⓐ発生量	発生工種	Ⓑ利用量	Ⓒ減量化量	Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ		再生利用量	中間処理量	最終処分量	
単品	コンクリート塊	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
	建設発生木材	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
	建設汚泥	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
		t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
		t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
混合	安定型処分品目のみ	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託
	管理型処分品目(混合)	t		t	t	t	年　月～　年　月	t	t	t	自己・委託

３．処理計画(2)……処理形態が委託の場合に記入

建設廃棄物の種類		積替・保管の有無	委託業者名及び処理場所									
			収集運搬業者名	積替・保管施設		２次収集運搬業者名	再生利用施設		中間処理施設		最終処分場	
				場所	業者名		場所	業者名	場所	業者名	場所	業者名
単品	コンクリート塊	有・無										
	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	有・無										
	建設発生木材	有・無										
	建設汚泥	有・無										
		有・無										
		有・無										
混合	安定型処分品目のみ	有・無										
	管理型処分品目(混合)	有・無										

４．その他廃棄物の処理に関する特記事項

(1)現場内の分別・破砕に関する事項	(2)現場内の減量化・再生利用に関する事項	(3)再生利用・中間処理に関する事項	(4)周辺の環境保全に関する事項	(5)近傍の処理施設等の状況

様式第69号
様式12（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード＊1	発注担当者チェック欄	
		担当者	
		TEL	（　　）

請負会社名			
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事　　号	請負会社コード＊2	
会社所在地		TEL FAX	（　　） （　　）

記入年月日	H.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	工事種別コード*3 －	請負金額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 0,000円（税込み） 1万円未満四捨五入
工事施工場所	都道府県　市区町村　住所コード*4	工期	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用：千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 0,000円（税込み） 1万円未満四捨五入

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい →

建築面積	百十万 万 万 千 百 十 一　㎡	階数	地上　階
延床面積	㎡		地下　階
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造　4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）						再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）							再生資源利用率
分類		小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B)（注1）	B/A×100
特定建設資材	コンクリート				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
	合計				トン							トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
	合計				トン							トン	%
	木材				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
	合計				トン							トン	%
	アスファルト混合物				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
	合計				トン							トン	%
その他の建設資材	土砂				締めm^3							締めm^3	%
					締めm^3							締めm^3	%
					締めm^3							締めm^3	%
	合計				締めm^3							締めm^3	%
	砕石				m^3							m^3	%
					m^3							m^3	%
					m^3							m^3	%
	合計				m^3							m^3	%
	その他（再生資材のみ記入）				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
	合計				トン							トン	%

コード*5
コンクリートについて
　1.生コン　2.無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト混合物について
　1.粗粒度アスコン
　2.密粒度アスコン　（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.細粒度アスコン　4.アスファルトモルタル
　5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
　5.ぐり石、割ぐり石　6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
　1.表層　2.基層
　3.上層路盤　4.歩道
　5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
　1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
　4.構造物等の裏込材、埋戻し用
　5.宅地造成用　6.水面埋立用
　7.ほ場整備（農地整備）
　8.その他（具体的に記入）
砕石について
　1.舗装の下層路盤材
　2.舗装の上層路盤材
　3.構造物の裏込材、基礎材
　4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
　1.現場内利用
　2.他の工事現場（陸上）
　3.他の工事現場（海上）
　4.再資源化施設
　5.ストックヤード
　6.その他

コード*8
施工条件について
　1.再生材の利用の指示あり
　2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
　1.再生生コン　2.再生無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.再生有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
　1.再生粗粒度アスコン
　2.再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.再生細粒度アスコン　4.再生アスファルトモルタル
　5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい
　4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について

・アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

様式第70号
様式13（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－

1.工事概要　様式第69号に記入のうえ併せて提出してください

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード*10	③利用量	うち現場内改良分	減量化 減量法コード*11	④減量化量	現場外搬出について 搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所	住所コード*4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先の種類コード*13	受入地の用途コード*14	⑤現場外搬出量	うち現場内改良分	⑥再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 ⑥/② (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km			トン	トン		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン	トン		
								搬出先3	公共 民間				km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km			トン	トン		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン	トン		
								搬出先3	公共 民間				km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km			トン	トン		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン	トン		
								搬出先3	公共 民間				km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km			トン	トン		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン	トン		
								搬出先3	公共 民間				km			トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	廃プラスチック	トン						搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	紙くず	トン					トン	搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	ｱｽﾍﾞｽﾄ（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km			トン			記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			トン			
								搬出先3	公共 民間				km			トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km			地山m³	地山m³		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先3	公共 民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km			地山m³	地山m³		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先3	公共 民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km			地山m³	地山m³		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先3	公共 民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km			地山m³	地山m³		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先3	公共 民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km			地山m³	地山m³		記入不要
								搬出先2	公共 民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先3	公共 民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³											地山m³	地山m³	地山m³	記入不要 %

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸・公共、民間を含む）	6.最終処分場（海面処分場）
2.再資源化施設（土質改良プラントを含む）	7.最終処分場（内陸処分場）
3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合）	8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定）
4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合）	9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	10．その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

様式第 71 号

様式 14（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

再 資 源 化 等 報 告 書

平成　　年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(郵便番号　　－　　)電話番号　　－　　－＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　平成　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿万円（税込み）

（参考資料を添付する場合の添付資料）※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

口再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

口再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

様式第 72 号
様式 10（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

解体工事技術管理者届

平成　　年　　月　　日

(宛先)
仙台市長又は区長

請負者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日に契約した＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事について，仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱第 12 条の規定に基づき，下記のとおり技術管理者を定めたので届け出ます。

記

技術管理者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（現場代理人，主任技術者，監理技術者）
※該当する職名を○で囲む

様式第 73 号
様式 11（仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱）

標　　識

※解体工事業に係る登録等に関する省令第８条（標識の掲示）から引用

解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号，名称 又は氏名	
法人である場合 の代表者の氏名	
登　録　番　号	
登 録 年 月 日	
技術管理者の 氏名	

35㎝以上

40㎝以上

備考：技術管理者の氏名は，解体工事の現場に掲げる場合にあっては，当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別紙13

汚水桝・雨水桝　設置承諾書一覧表

工　事　名				主任監督員	工事監督員
工事場所	仙台市　　区				
請負者名					
工　　期	自平成　　年　　月　　日	現場代理人		印	
	至平成　　年　　月　　日	監理・主任技術者		印	

番号	所有者名	住　　所 TEL	桝寸法	管　種 管　径	承諾書の有無	摘　要
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

様式14

完成　部分　その他 社内検査報告書 （管路施設）	総括監督員	主任監督員	工事監督員

契約番号 第　　号	工事名		工期 着工	平成　年　月　日
			完成	平成　年　月　日
			竣工	平成　年　月　日

	確認項目		確認結果	処置事項
施工状況	□管　渠	□施工延長 □管低高 □クラック □その他		
	□人孔	□人孔深 □内部仕上状態 □副管取付状態 □その他		
	□桝／取付管	□桝の位置 □内部仕上状態 □管小口の状態 □その他		
	□付帯工	□舗装の仕上り □コアの確認 □その他		
書類の整備状況	□　施工計画書 □　承諾，確認書 □　指示，協議書 □　変更施工計画書 □　社内検査報告書 □　出来高総括表 □　出来形図 □　施工，品質管理図 □　週間工事予定表 □　使用材料総括表 □　材料検査願 □　工事写真 □　その他			

上記の通り報告いたします。 平成　年　月　日 請負業者名　印	社内検査者　印 現場代理人　印

別紙15

完成　部分　その他 社内検査報告書 （処理場・ポンプ場施設）	総括監督員	主任監督員	工事監督員

契約番号 第　　号	工事名		工期	着工	平成　年　月　日
				完成	平成　年　月　日
				竣工	平成　年　月　日

	確認項目		確認結果	処置事項
施工状況	□流入渠	□施工延長 □基準高 □施工状況 □クラック □その他		
	□本体工	□施工延長 □施工状況 □クラック □その他		
	□流出渠	□施工延長 □基準高 □施工状況 □クラック □その他		
	□その他	□手摺設置状況 □仮囲設置状況 □その他		
書類の整備状況	□　施工計画書 □　承諾，確認書 □　指示，協議書 □　変更施工計画書 □　社内検査報告書 □　出来高総括表 □　出来形図 □　施工，品質管理図 □　週間工事予定表 □　使用材料総括表 □　材料検査願 □　工事写真 □　その他			

上記の通り報告いたします。 平成　年　月　日 請負業者名　印	社内検査者　印 現場代理人　印

別紙16

完　成　　部　分　　その他 **工事完了確認報告書** **（管路施設）**	総括監督員	主任監督員

契約番号 第　　号	工事名		工期	着工	平成　　年　　月　　日
				完成	平成　　年　　月　　日
				竣　工	平成　　年　　月　　日

	確　認　項　目		確　認　結　果	処　置　事　項
施工状況	□管　渠	□施工延長 □管低高 □クラック □その他		
	□人孔	□人孔深 □内部仕上状態 □副管取付状態 □その他		
	□桝／取付管	□桝の位置 □内部仕上状態 □管小口の状態 □その他		
	□付帯工	□舗装の仕上り □コアの確認 □その他		
書類の整備状況	□　施工計画書 □　承諾，確認書 □　指示，協議書 □　変更施工計画書 □　社内検査報告書 □　出来高総括表 □　出来形図 □　施工，品質管理図 □　週間工事予定表 □　使用材料総括表 □　材料検査願 □　工事写真 □　その他			

上記の通り報告いたします。

平成　　年　　月　　日

工事監督員名　　印

別紙17

竣工　部分　その他

工事完了確認報告書
（処理場・ポンプ場施設）

総括監督員	主任監督員

契約番号 第　　号	工事名		工期	着工	平成　年　月　日
				完成	平成　年　月　日
				竣　工	平成　年　月　日

	確認項目		確認結果	処置事項
施工状況	□流入渠	□施工延長 □基準高 □施工状況 □クラック □その他		
	□本体工	□施工延長 □施工状況 □クラック □その他		
	□流出渠	□施工延長 □基準高 □施工状況 □クラック □その他		
	□その他	□舗装の仕上り □コアの確認 □その他		
書類の整備状況	□　施工計画書 □　承諾，確認書 □　指示，協議書 □　変更施工計画書 □　社内検査報告書 □　出来高総括表 □　出来形図 □　施工，品質管理図 □　週間工事予定表 □　使用材料総括表 □　材料検査願 □　工事写真 □　その他			

上記の通り報告いたします。

平成　　年　　月　　日

工事監督員名　　印

別紙 18

支払伝票（表面）

支　払　伝　票

仙台市下水道事業会計

支払予定日　平成　年　月　日　　伝票番号

平成　年　月　日			平成　年　月　日			平成　年　月　日				
課長	係長	係員	企業出納員	会計係長	係員	収入役	副収入役	会計課長	支出係長	係員

年度	予算担当課	本書の金額を支払って下さい。　仙台市収入役様 仙台市下水道事業企業出納員

予算科目		予算区分	支払執行
款			
項			
目			
節			

金額　円		指定金融機関 執行済印 No.
件名		

勘定科目	借方科目	貸方科目
款		
項		
目		
節		

請　求　書

金額								

あて先（仙台市長）

ただし，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿として

上記の金額を請求します。

年　月　日

下記の口座に振込み願います。

振込先	金融機関		店名	
	1. 普通預金 2. 当座預金	口座番号		
口座名義	フリガナ			

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（TEL　　）

注1　金額は，アラビア数字で記入してください。
　2　首標金額の訂正は認めません。
　3　首標金額の1桁上位の欄に㊞を記入してください。

A

㊞

別紙 19

支払伝票（裏面）

工事請負 委託料	調書	（前金払，第　　回部分払，完了払）	
① 件　名			
② 場　所			
③ 契　約	年　月　日		
④ 工期または期間	年　月　日 から	年　月　日 まで	
⑤ 竣工（完成）	年　月　日		
⑥ 契約金額	円		
⑦ 既成部分検査額	円		
⑧ 出来高比率	%	⑦÷⑥ 小数点以下４桁まで（以下端数切上げ）	
⑨ 支払検査額	円	⑦×９／１０（第２回目の部分払時は不要）	
⑩ 前金払支払額	円		
⑪ 前金出来高額	円	⑩×⑧（第２回目の部分払時は不要）	
⑫ 前回までの部分払	円		
⑬ 今回支払可能額	円	⑨－⑪（第２回目の部分払は注４により算出）	
⑭ 今回請求額	円		

注１　前金払のときは，①～④，⑥及び⑭を記入してください。
　２　部分払のときは，①～④，⑥～⑪，⑬及び⑭の該当する部分を記入してください。
　３　完了払のときは，①～⑥，⑩，⑫及び⑭の該当する部分を記入してください。
　４　単年度契約の第２回目の部分払における⑬今回支払可能額は次の式により，備考欄で計算してください。

計算式：　部分払金の額 ≦ （出来高に相応する請負代金相当額 － 第１回部分払対象の請負代金相当額） × （$\frac{9}{10}$ － $\frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$）

　５　債務負担行為のときは，備考欄に契約書特則に基づく計算式を記入してください。

備　考

請求書は伝票番号　　に添付

様式第１２号

週　間　工　事　予　定　表

総括監督員	主任監督員	工事監督員

請負業者名	
現場代理人	印
現場事務所	TEL　－　－

工　事　名									
工　　期	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日				計　画 進捗率				%
当該期間	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日				実　施 進捗率				%
曜日 日 工事・施工位置	日	月	火	水	木	金	土	備　考	
連　絡 事　項									
前　週 指摘事項									
経過・ 処置報告									

＜　位　置　等　＞